

恵那市の環境

平成23年版

恵那市

はしがき

本書は、恵那市環境基本条例第8条に基づく年次報告書として、主に平成22年度の当市の環境の状況や環境の保全と創出に関する施策についてまとめたものです。

ご高覧いただき、環境問題に対する認識を深めていただく一助になれば幸いです。

平成24年3月

恵那市水道環境部環境課

もくじ

第1章 市勢概況	4
(1) 地勢	4
(2) 人口・世帯の推移	4
(3) 土地利用状況	5
(4) 気象の概況	5
第2章 環境保全に向けた取り組み	6
1. 恵那市環境基本計画	6
(1) 計画の概要	6
(2) 計画の進ちょく状況	7
2. 恵那市地球温暖化防止実行計画	18
(1) 恵那市地球温暖化防止実行計画の概要	18
(2) 温室効果ガス排出量の現状	18
(3) 削減目標	19
(4) 住宅用太陽光発電システムの普及	21
第3章 恵那市の環境の現状	22
1. 大気環境	22
(1) 大気汚染に係る環境基準	22
(2) 大気の現況	23
(3) 大気汚染に係る排出規制	24
(4) 発生源の監視・指導	25
2. 水環境	26
(1) 水質汚濁に係る環境基準	26
(2) 河川水質の現況	28
(3) 河川底質の現況	34
(4) 水質汚濁に係る排水規制	34
(5) 発生源の監視・指導	36
(6) 食用廃油の回収	37
3. 騒音・振動	38
騒音	38
(1) 騒音に係る環境基準	38
(2) 騒音の現況	39
(3) 騒音に係る規制基準	40
(4) 発生源の監視・指導	51
振動	52
(1) 振動に係る規制基準	52
(2) 発生源の監視・指導	53

4. 悪臭	54
(1) 悪臭に係る規制基準	54
5. ダイオキシン類	57
(1) 大気・土壤ダイオキシン類測定結果	57
6. 廃棄物とリサイクル	58
(1) 平成 22 年度のごみ処理	58
(2) ごみの排出とリサイクルの推移	58
(3) ごみの減量化に向けた取り組み	62
(4) ごみ処理施設の状況	66
(5) し尿処理	66
(6) 廃棄物処理と手数料の変遷	68
7. 公害苦情と不法投棄	70
(1) 公害苦情の内訳	70
(2) 不法投棄対策	71
第4章 資料	74
1. 条例、規則、要綱集	74
○恵那市環境基本条例	74
○恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	77
○恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	80
○恵那市空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例	87
○恵那市空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例施行規則	89
○恵那市あき地の環境保全に関する条例	90
○恵那市あき地の環境保全に関する条例施行規則	91
○恵那市資源集団回収事業奨励金交付要綱	91
○恵那市環境美化活動に伴うごみ処理費助成金交付要綱	92
○恵那市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱	93
2. 特定施設	96
○大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設等	96
○岐阜県公害防止条例で定める指定工場（大気関係）	98
○水質汚濁防止法で定める特定施設	100
○騒音・振動に係る特定施設	106
3. ごみ処理と手数料の変遷	109

第1章 市勢概況

(1) 地勢

恵那市は、岐阜県の南東部に位置し、東は中津川市、長野県（平谷村・根羽村）、西は瑞浪市、南は愛知県（豊田市）、北は加茂郡八百津町・白川町に接しています。

市域は、東西 32km、南北 36km、面積は 504.19km² で、その約 78%を山林が占めています。海拔は 179m から 1,709m で、市北部には笠置山、南東部には焼山をはじめとして標高 800m から 1,200m 前後の山々が連なり、市街地の北部を木曽の御岳を源とする木曽川が、また南部には長野・岐阜・愛知の 3 県を流れる矢作川があり、美しい山や川に囲まれています。

気候は、太平洋気象の影響を受ける準内陸型の気候です。夏季の気温差が比較的大きく、冬季は寒さがやや厳しくて、降雨量は少量。年間を通じて比較的安定した気候です。

位置と面積

東経	137 度 36 分（上矢作町合川）～137 度 15 分（飯地町川平）
北緯	35 度 13 分（串原矢作川）～35 度 32 分（中野方町字高峰）
海拔	179m～1,709m
面積	504.19km ²
東西	32km
南北	36km

市役所の位置

東経	137 度 24 分 57 秒
北緯	35 度 26 分 46 秒
海拔	278.5m

(2) 人口・世帯の推移

[表 1-1] 住民基本台帳による人口と世帯数の推移

区分	世帯数	男（人）	女（人）	総数（人）
平成 19 年	18,799	27,398	29,315	56,713
平成 20 年	18,854	27,080	29,053	56,133
平成 21 年	19,041	26,953	28,817	55,770
平成 22 年	19,121	26,723	28,554	55,277
平成 23 年	19,228	26,579	28,399	54,978

各年 3 月 31 日現在、外国人登録を含む

(3) 土地利用状況

[表1-2] 地目別土地面積

区分	総面積	耕地	森林	原野	宅地	雑種地	その他	単位 : ha
平成21年	50,419	3,759	26,630	884	1,332	10,687	7,127	
平成22年	50,419	3,742	26,693	875	1,350	10,613	7,146	
平成23年	50,419	3,366	27,081	1036	1,384	10,241	7,311	

各年1月1日現在

資料：恵那市統計書

(4) 気象の概況

[表1-3] 年別の気温と降水量の状況

区分	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	平均気温 (°C)	年間降水量 (mm)	日照時間 (h)
平成14年	35.6°C	-7.6°C	13.0°C	1,324mℓ	1,654.7h
平成15年	34.2°C	-9.4°C	13.1°C	2,156mℓ	1,551.1h
平成16年	35.9°C	-7.5°C	13.9°C	2,197mℓ	1,819.3h
平成17年	35.0°C	-9.2°C	12.8°C	1,430mℓ	1,634.0h
平成18年	36.6°C	-9.5°C	13.3°C	1,679mℓ	1,547.1h
平成19年	38.2°C	-7.0°C	13.5°C	1,603mℓ	1,889.6h
平成20年	37.0°C	-9.2°C	13.3°C	1,607.0mℓ	1,922.8h
平成21年	35.4°C	-7.0°C	13.4°C	2,132.5mℓ	1,876.0h
平成22年	37.4°C	-8.5°C	14.7°C	2,457.5mℓ	1,901.7h
平成23年	36.0°C	-8.2°C	13.1°C	2,300.0mℓ	1,986.2h

資料：気象庁

[表1-4] 平成23年の月別風速、雨量、気温の状況

	最大風速 (m/sec)	雨量 (mm)	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)
1月	7.0	3.5	-0.8	8.3	-8.2
2月	8.9	42.5	3.3	14.7	-6.4
3月	8.2	28.0	4.2	18.2	-6.6
4月	9.0	78.5	10.2	25.1	-3.1
5月	8.6	96.5	16.6	30.6	5.7
6月	5.5	35.5	21.7	36.0	11.6
7月	6.4	63.0	25.3	35.6	17.1
8月	7.2	52.0	25.6	35.6	19.8
9月	7.3	177.0	22.3	33.2	7.9
10月	6.3	39.0	15.4	25.0	4.9
11月	7.2	70.0	10.5	23.9	-1.9
12月	7.3	7.0	3.1	13.7	-7.5

資料：気象庁

第2章 環境保全に向けた取り組み

1. 恵那市環境基本計画

(1) 計画の概要

〈計画の位置付け〉

恵那市環境基本条例に基づき、恵那市総合計画の環境に関する部分について、計画的に将来像の実現を目指すために策定しました。

〈計画の実施期間〉

計画の目標は平成 27 年度とし、平成 22 年度と平成 27 年度に実施状況を確認し、状況に応じて必要な部分の見直しを行うこととします。節目に当たる平成 22 年度は、本計画の改定版を策定しました。

〈計画の実施主体〉

恵那市民、恵那市で事業を行う事業者および恵那市にかかわる行政機関・各種団体が実施していきます。

〈将来像と重点テーマ〉

恵那市の環境の将来像

人・地域・自然が調和した交流都市

～青と緑と太陽と土を生かす～

重点テーマ

- ①荒廃が見られる森林の整備や生物多様性の保全
- ②貴重な水源地としての水環境の保全
- ③不法投棄の防止・ごみ処理方法の適正化等のごみ問題の改善
- ④地球規模の環境問題解決への貢献
- ⑤環境問題や環境保全に向けたしくみ作り・環境学習の推進

(2) 計画の進ちょく状況

重点テーマ① 荒廃が見られる森林の整備や生物多様性の保全

サブテーマ①-1 森林の維持・活用

造林・林道整備		担当：林業振興課
項目	平成 22 年度の実施状況	
①間伐の実施	市内民有林で 1,307ha の間伐を実施した。	
②林道整備の実施	大沢線の新規開設、姫栗線他 3 路線の舗装工事を実施した。	
③その他効率的な森林施業の実施	低コストで効果的な森林整備をすすめるため、森林組合が中心となり、森林施業の集約化を図り間伐を実施した。	
④災害に強い森林づくり	間伐モデル林を整備し、間伐を P R した。 私有林の間伐を推進するため、国県補助金に対して 1ha/21 千円の上乗せ補助を行った。	
⑤森林の適切な管理	恵那市森林整備計画に基づき、森林整備を実施した。	

里山林・広葉樹など多様な森林の創造		担当：林業振興課
項目	平成 22 年度の実施状況	
①市有林に係る森林整備	市有林においてスギ・ヒノキ人工林の間伐を 123ha 実施した。 間伐等の森林整備が計画的に実施できるよう市有林の現況調査 401ha を実施した。	
②市民参加による里山整備	グリーンピア恵那跡地において、市民等の協力により栗園約 1ha が造成された。	

人づくり・組織整備		担当：林業振興課
項目	平成 22 年度の実施状況	
①森林環境教育の推進	子どもの森の健康診断、木工教室、チェンソー講習会、木工コンテスト等を開催した。	
②体験の場の提供や職員の派遣	間伐体験に市有林を提供し、講師としても参加した。	
③森林づくり活動に対する協力体制	各種団体等が行う活動に対して、講師の派遣や備品の貸し出し等を実施した。	

地域産材の利用促進		担当：林業振興課
項目	平成 22 年度の実施状況	
①地域材利用の拡大	えの木で家づくり支援事業により、5 件の奨励金、12 件の固定資産税減免を実施し、地域材の利用拡大に努めた。 市内公共施設で 2 施設の木造化と 2 施設の内装木質化をおこなった。	

観察・休養の場整備		担当：林業振興課
項目	平成 22 年度の実施状況	
①森林空間利用の促進	望郷の森や西行の森の管理及び整備を行った。	

目標の達成状況

項目	実績			成果指標（めざそう値）	
	平成 17 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
人工林間伐面積	—	859ha／単年	1,307ha／単年	3,680ha (H18～22 年度の合計)	1200ha／単年
森林に関する学習を実施している学校数（小中学校）	11 校／23 校	6 校／23 校	3 校／23 校	17 校／23 校	10 校／23 校

サブテーマ①－2 生物多様性の保全

動物・植物の生息・生育環境の保全と観賞		担当：環境課
項目	平成 22 年度の実施状況	
①重要な動植物の保護	保護団体・市民団体などからの、貴重種・絶滅危惧種の生育について情報提供を受け、保護活動の検討を行った。	
②自然環境保全条例の制定	恵那市土地開発に関する条例施行規則により、開発に伴う希少動植物の生息の確認、保護について指示を行う。	

湿地などにおける重要な動物・植物の保護		担当：環境課
項目	平成 22 年度の実施状況	
環境フェア開催等の機会を利用し、恵那市における動植物の保護等を市民に呼びかけた。		

サブテーマ①－3 農地・農村景観の保全

農業活動の維持		担当：農業振興課
項目	平成 22 年度の実施状況	
①農村景観の保全	恵那市農業振興協議会において、恵那市農業基本計画を策定し各地域ごとの景観保全を努める。	
②農業生産活動に対する支援	農業生産活動については、中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策などを利用した支援を実施した。	
③地域の特性に応じた農業施策の実施	営農組合に各地域にあった生産活動を支援した。 新規就農者への支援として「農業やる気発掘ゼミ」を継続した。	
④環境に配慮した農業への支援	バイオマス利活用推進計画に基づきバイオマスファームの試験やバイオマスファームの場所選定に取り組む。	
⑤農業体験、交流の推進	A C T 事業、棚田オーナー事業、そばオーナー事業などを実施。 岩村町富田地内の改修した古民家を、農家民宿として本格的に稼動させ、より多くの農村交流を図った。	

耕作放棄地対策		担当：農業振興課
項目	平成 22 年度の実施状況	
各地域農業振興協議会や営農組合などによる耕作放棄地解消を依頼した。岩村営農組合、援農笠置山（中野方町）などが解消に取組んだ。		

目標の達成状況

項目	実績			成果指標（めざそう値）	
	平成 17 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
まちなみ・景観の保全と整備の満足度（市民意識調査）	24.4%	24.9%	27.7%	40%	50%
耕作放棄地面積	298ha	—	379ha	298ha	288ha
農業体験交流人口	195 人／年	797 人／年	621 人／年	300 人／年	1,500 人／年
農地・水保全管理支払交付金	—	9 組織	9 組織	事業の実施	拡大

重点テーマ② 重要な水源地としての水環境の保全

サブテーマ②-1 水質・水量の改善

汚濁水流出の抑制		担当：下水道課、環境課
項目	平成 22 年度の実施状況	
①下水道整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 特定環境保全公共下水道事業（恵那峡処理区、竹折処理区、明智処理区）において管渠整備工事を行った。 下水道の日に合わせ 9 月にパロー明智店前で水洗化の呼び掛けをした。 	
②河川・ダムの水質浄化	<ul style="list-style-type: none"> 下水道（農集含む）施設の適正な維持管理を行った。 合併処理浄化槽設置補助事業を行った。 	
③事業所・畜産施設などからの汚濁水抑制	<p>市内事業所（製紙工場）排水の生活項目・健康項目の定期検査、4 時間連続・24 時間連続検査の実施による監視。</p> <p>事業所・畜産施設の立入り検査などによる状況の把握。</p>	

水量の確保		担当：環境課、水道課
項目	平成 22 年度の実施状況	
	阿木川ダム管理所との定期的な打合せの実施。阿木川環境対策協議会の開催。	

水質の改善・監視		担当：環境課、水道課
項目	平成 22 年度の実施状況	
①水質の監視・広報	<p>河川 51 カ所の生活項目・健康項目の定期検査による水質の把握と WEB サイトなどで測定値の公表を行った。</p> <p>阿木川ダム管理所との定期的な打合せによる水質管理を実施した。</p>	
②飲用水の水質管理	<ul style="list-style-type: none"> 水道水源保護条例による規制 水道原水 28 カ所での水質検査を実施 水質モニターによる監視 	

目標の達成状況

項目	実績			成果指標（めざそうじゆ）	
	平成 17 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
水洗化率	64.0%	78.4%	79.0%	80.0%	95.0%
合併浄化槽普及率	49.3%	69.7%	72.4%	75.0%	90.0%
水道使用量	1 人当たり 10.17 m ³ ／月	9.84 m ³ ／月	9.88 m ³ ／月	10.11 m ³ ／月	10.04 m ³ ／月
	簡易水道 (生活用) 6.68 m ³ ／月	1 人当たり 6.70 m ³ ／月	1 人当たり 6.46 m ³ ／月	1 人当たり 6.43 m ³ ／月	1 人当たり 6.40 m ³ ／月
	簡易水道 (その他) 年間 357,533 m ³	年間 348,073 m ³	年間 441,619 m ³	年間 359,472 m ³	年間 342,547 m ³
阿木川下流部での水質改善 (BOD75%値)	4.3mg／ℓ	2.6mg／ℓ	2.8mg／ℓ	5mg／ℓ以下	3mg／ℓ以下

サブテーマ②-2 水辺環境の保全

水源地の環境改善		担当：環境課ほか
項目	平成 22 年度の実施状況	
	<ul style="list-style-type: none"> 自治会などの河川美化清掃による水辺環境の保全 流域間交流による河川環境の保全活動 	

河川環境の改善		担当：環境課
平成 22 年度の実施状況		
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会などへの河川環境美化活動の助成 ・環境保全のシンボル的な虫の保全活動の実施 ・ぎふふるさとの水辺認定箇所の保全 ・矢作川、土岐川(庄内川)など流域協議会での連携 		

目標の達成状況

項目	実績			成果指標（めざそう値）	
	平成 17 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
ぎふふるさとの水辺 認定箇所	1 カ所	3 カ所	3 カ所	3 カ所	5 カ所

重点テーマ③ 不法投棄の防止・ごみ処理方法の適正化等のごみ問題の改善

サブテーマ③-1 不法投棄対策

監視体制の整備		担当：環境課
項目	平成 22 年度の実施状況	
①不法投棄の監視	平成 21 年度より増員した不法投棄監視員 26 名による不法投棄パトロールの実施。	

目標の達成状況

項目	実績			成果指標（めざそう値）	
	平成 17 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
不法投棄の 通報場所数	41 カ所	24 カ所	29 カ所	30 カ所以下	30 カ所以下
監視カメラの設置	—	2 カ所	2 カ所	2 カ所	施行場所の拡大

サブテーマ③-2 ごみ処理・処分体制の整備

処理施設の整備		担当：環境課
平成 22 年度の実施状況		
恵南クリーンセンターあおぞらを休止しエコセンター恵那で市内全域のごみ処理を開始した。 資源ごみの常設型回収拠点施設設置に向けて測量・調査・設計の実施、及び用水関係者との協議を行った。 下水道汚泥などの堆肥化処理施設の建設場所の検討を行った。		

処理方法の徹底		担当：環境課
平成 22 年度の実施状況		
広報紙や地域説明会などの機会を通じて、分別と 3R の徹底を図った。		

サブテーマ③-3 ごみ減量対策

ごみの減量化		担当：環境課
項目	平成 22 年度の実施状況	
①ごみの減量化	資源ごみの常設型回収拠点施設の実施設計に着手。生ごみ対策についても拠点施設を中心として推進するための検討を進めた。 集団資源回収の補助、レジ袋削減の取組みを実施。	
②食用廃油の利用拡大	各家庭から使用済み天ぷら油を回収し BDF 化した。回収量【H22 4,256L】 エコセンター恵那のごみ収集車等での利用【2 台】	
③生ごみの堆肥化補助の見直し	生ごみ処理機の購入費補助を行った。(H22 年度終了)	
④グリーン購入の推進	グリーン購入の普及に努めた。	

啓発の推進	担当 : 環境課
平成 22 年度の実施状況	
えな環境フェア 2010 開催のなかでも、ごみ減量化について出展団体とともに啓発を行った。	

目標の達成状況

項目	実績			成果指標（めざそうじ）	
	平成 17 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
一人一日当たりのごみの排出量	867 g	825 g	804 g	—	800 g
直接搬入ごみのうち、許可搬入の可燃ごみ・不燃ごみの量 (事業系ごみの一部)	可燃ごみ： 3,741 t /年 不燃ごみ： 46 t /年	可燃ごみ： 3,640 t /年 不燃ごみ： 45 t /年	可燃ごみ： 3,709 t /年 不燃ごみ： 33 t /年	可燃ごみ： 3,601 t /年 不燃ごみ： 43 t /年	可燃ごみ： 3,268 t /年 不燃ごみ： 39 t /年

サブテーマ③－4 美化活動の推進

きれいなまちの維持	担当 : 環境課
平成 22 年度の実施状況	
美化活動は市全体で 91 回開催され、13,609 人が参加、可燃ごみ、不燃ごみあわせて 31 トンが回収された。 自治会などの申請に応じて、不法投棄防止等を呼びかける看板を配布した。	

恵那独自のルールづくり	担当 : 都市整備課、農業振興課、文化課
平成 22 年度の実施状況	
恵那市景観計画を策定した。	
恵那市農業基本計画を策定し景観維持に努めた。	
中山道沿線の各地区の保存会により、定期的な草刈りや路面の補修、利便施設の清掃等維持管理を実施した。	

重点テーマ④ 地球規模の環境問題解決への貢献

サブテーマ④-1 地球温暖化の防止

温室効果ガスの排出量削減	担当：環境課、財務課
平成 22 年度の実施状況	
・住宅用太陽光発電システムの設置者に対して補助金の交付を行った。82 世帯に 1,496 万 9 千円を交付した。（補助金を活用して設置されたモジュールの合計 343.20kw）	
【市施設での太陽光発電設置状況】	
恵那東中学校、恵那北小学校、山岡小学校校舎および体育館、明智小学校校舎、明智中学校校舎（各 10kW）	
・恵南クリーンセンターあおぞらを休止し、ごみ処理をエコセンター恵那に一元化した。	
・市内小中学校でグリーンカーテンを設置した。	
・えな環境フェア 2010 を開催。「知ろう、限りあるエネルギーの大切さ」とし約 4 千人が来場した。	
市役所内での主な取り組み	
1. 電気使用量	
OA 器機の節電と退庁時には電源を切る。支障がない限り、事務室の照明を切る。 トイレ、給湯室等は、使用時以外照明を切る。　冷房費用の削減のため、カーテン、ブラインドを使用する。	
2. 設備の更新	
OA 器機、家電製品、空調器機の購入（更新）には、省エネ型を選定する。多目的トイレに人感センサーを設置。	
3. 公用車の燃料使用量 CO2 の削減	
可能な限り公共交通機関及び、徒歩、自転車で移動する。業務上可能な限り、公用車の相乗りをする。 車両のオイル、空気圧等を定期的に点検する。急発進、急加速をしない。経済速度で運転する。 待機中は、アイドリングストップ。公用車の更新は、低燃費車・ハイブリットカーを推奨する。 公用自転車の利用推進。	
4. 省資源	
特殊な場合を除き、事務用紙は、再生紙とする。※総合評価値 80 以上、白色度 70% 程度 トイレットペーパーは、古紙パルプ配合率 100% のものとする。洗車時は、バケツを使用するなど節水に心がける。	

二酸化炭素の吸収量の増加	担当：林業振興課
平成 22 年度の実施状況	
公共施設の新設及び改築の際には、地域材を中心とした国産材により木造化・木質化を図った。又、個人住宅の新築の際に地域材の使用量に応じた助成及び固定資産税減免を行い、木材利用の観点から地球温暖化防止に貢献した。	

目標の達成状況

項目	実績			成果指標（めざそう値）	
	平成 17 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
電灯の消費量	年間 6,782kWh/世帯	年間 6,893kWh/世帯	年間 7,067kWh/世帯	年間 6,440kWh/世帯	年間 6,252kWh/世帯

サブテーマ④-2 國際的な交流活動

交流機会の活用	担当：まちづくり推進課
項目	平成 22 年度の実施状況
①青少年の海外派遣	恵那市内の中学生 30 人と引率 4 人がオーストラリア・オーキー地区にホームステイを行った。
②海外青少年の受け入れ	積極的に受け入れる体制をつくっていた。
③日本語教室の開講など	ボランティア等により毎月隔週日曜日計 22 回開催し、恵那市近郊在住の外国人 21 人が受講した。
④国際交流協会のホームページによる PR	内容を充実し、在住外国人向けの情報を掲載していく。

統一目標への行動確認	担当：環境課
平成 22 年度の実施状況	

市の事務事業における温室効果ガス排出量を前年度比 28.2%の削減、基準年（H16）からは 31%の削減となり目標を大きく上回る達成をしました。

サブテーマ④－3 地域エネルギーの活用

地域エネルギーや新エネルギーの導入	担当：農業振興課、環境課
平成 22 年度の実施状況	
恵那市バイオマスマウン構想に基づき、下水道汚泥利用した堆肥化施設の検討を進め、バイオマスマームの設置場所を検討した。	
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電システム設置費補助事業の実施 ・小水力・風力など地域エネルギーの利活用の検討をおこなった。 	

目標の達成状況

項目	実績			成果指標（めざそうじゆ）	
	平成 17 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
住宅用太陽光発電システム設置数	—	累計 491 カ所	累計 573 カ所	累計 570 カ所	累計 925 カ所

重点テーマ⑤ 環境問題や環境保全に向けた仕組み作り・環境学習の推進

サブテーマ⑤－1 人材育成

子どもたちの学習機会の充実	担当：社会教育課、環境課
平成 22 年度の実施状況	
①子ども教室の展開 小学校 3ヶ所（大井小・長島小・岩邑小）、公民館 3ヶ所（飯地・山岡・串原）の計 6ヶ所で子ども教室を開催し、体験を通じた学習の機会を設けた。	
②こどもエコクラブ活動 長島小学校での活動支援（8 クラブ）	

学校単位の学習・活動の継続	担当：学校教育課
平成 22 年度の実施状況	
地域の特色を生かした環境学習 ①地域の川や学林公園ビオトープでの観察や飼育 ・水辺の生き物観察　・ホタル飼育　・カワゲラウォッティング ②学校園・棚田等を活用した栽培活動 ・花苗栽培　・ケナフの栽培活動　・棚田での米づくり ③学校林等での環境学習 ・森の健康診断・木工体験 ④リサイクル活動 ・給食の残菜を生かした堆肥づくり　・空き缶回収	

市民活動への支援	担当：まちづくり推進課
平成 22 年度の実施状況	
出前講座で、環境・エネルギーに関する講座を市民編・行政編に開設し、また、環境施設の見学を紹介し、市民の自主的な学習に応えた。	

目標の達成状況

項目	実績			成果指標（めざそうじゆ）	
	平成 17 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
こどもエコクラブの登録数	8 組織	9 組織	8 組織	10 組織	15 組織

サブテーマ⑤－2 地域活動の推進

活動組織への支援		担当：まちづくり推進課、環境課					
平成 22 年度の実施状況							
まちづくり市民活動助成事業では、於齋藤川を美しくする会、市民エコ会議など環境を考える団体に対して助成を行った。さらに、その他多くの市民活動に対しても、「まちづくり市民協会」が中間支援組織となり支援を行っている。ボランティアをしたい人と求める人をつなげたり、まちづくり活動の情報を広く発信するためのウェブサイト「ボランポネットえな」を運用したりして、市民のまちづくり活動をサポートしている。							
環境活動の紹介、参加を促進するため、平成 19 年度より「えな環境フェア」を開催。							

目標の達成状況

項目	実績			成果指標（めざそう値）	
	平成 17 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
環境活動組織数	17 組織	22 組織	23 組織	22 組織	26 組織

サブテーマ⑤－3 恵那市らしさの維持

地域資源の保全		担当：文化課ほか			
項目	平成 22 年度の実施状況				
①岩村城跡、城下町などの総合調査	文化庁の国庫補助事業として、本丸の南半分や石切丁場、八幡曲輪、武家屋敷地等の発掘調査を実施した。				
②中山道の景観整備	西行塚以西の中山道の国史跡指定を目指し、調整を行った。				
③農村景観の保全	恵那市文化的景観調査研究委員会による調査成果を、『文化的景観調査報告書』としてとりまとめた。				

生活環境の保全・改善		担当：都市整備課			
項目	平成 22 年度の実施状況				
①都市計画区域の検討	恵那市都市計画マスタープランの全体構想を検討した。				
②景観計画の策定	恵那市景観計画を策定した。				
地域資源の知名度の向上・利用増加		担当：観光交流室、農業振興課			
項目	平成 22 年度の実施状況				
①新たな観光資源の発掘	<ul style="list-style-type: none"> ・恵那市観光協会と連携をとり、緊急雇用促進事業を活用して、恵那市内の観光地整備（草刈り作業が主）を行なった。 ・笠置山のボルタリングエリアの駐車場、トイレの整備を行なった。 ・全国に先駆けて、日本大正村を中心として大正百年事業に取り組んだ。 ・平成 22 年 9 月から、恵那市観光協会 1 階を改築し、観光物産館「えなてらす」をオープンし、恵那市の特産品を販売し観光客のおもてなしを図った。 				
②市民による観光まちづくり活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・恵那市観光協会主催で、名古屋オアシス 21 で「恵那市観光物産展」を 3 日間開催し、恵那市の特産品を販売し恵那市の PR を行なった。栗くらベセットを販売し大盛況であった。 ・地元住民の協力によって笠置山のボルタリングエリアの整備を行なった。 ・恵那市観光協会各支部の活動事業を支援し、魅力ある観光地づくりに努めた。 				
③グリーンツーリズムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ACT 事業、棚田オーナー事業、そばオーナー事業などを継続して実施した。 ・岩村町富田地内の改修した古民家を、農家民宿としてより多くの農村交流を図った。 				

目標の達成状況

項目	実績			成果指標（めざそう値）	
	平成 17 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
観光施設と誘客 PR の満足度	9.5%	9.6%	9.6%	20%	30%
祭り・イベントへの参加者数	18 万人	21 万人	16 万人	25 万人	30 万人
観光客数	—	365 万人	352 万人	—	400 万人

《地域の取り組み》

大井町	平成 22 年度の実施状況
自治連合会を中心として、「大井町一斉ゴミゼロ作戦」を開催した。	
長島町	平成 22 年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none">・蛻の育成、放流事業の継続・町内一斉河川清掃の充実・ウォーキングイベント、ウォーキングコースを開拓し、町内美化の一助とする	
東野	平成 22 年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none">・ホタル祭りの開催(6月)・恵那農業高校と協力して阿木川ダムで空芯菜を栽培し、水質改善・空芯菜の有効活用方法を研究・各用水路一斉清掃(4月)・地域内一斉清掃活動(8月)・地域安全パトロールによる不法投棄等の監視活動(毎週)・地域を美しくする会による地域内清掃活動(毎月)・飯沼川周辺の草刈等の管理、道端花壇等の管理及びシデコブシ自生地の保全	
三郷町	平成 22 年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none">・川の草刈り作業と通学路のごみ拾い・三郷町環境一斉美化による町内清掃・不法投棄撤去作業と監視対策事業・老人クラブ（野井）による植栽事業・地域安全パトロール・各施設の樹木の手入れ	
武並町	平成 22 年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none">・花植え活動・自主防犯活動事業・環境保全と不法投棄監視対策事業・武並町環境美化の日（7月 25 日）を中心に町内一斉清掃活動を実施	
笠置町	平成 22 年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none">・環境美化活動：老人クラブによる花壇作り及び管理（種まき、育苗、移植、灌水、除草）・町内一斉クリーン作戦：ゴミ拾い、草刈り（年 3 回 6/20、12/5、2/27 笠置町活性化委員会住環境部会）・道路環境整備作業：草刈り、側溝清掃等（笠置町振興会、各自治会、笠置財産区 他）・観光遊歩道、ウォーキングコース、笠置山クライミングエリア等の整備（草刈り、間伐等）観光協会笠置支部、笠置財産区、笠置山クライミング協会	

中野方町

平成 22 年度の実施状況

- ・中野方ふれあいグランド周辺整備：草刈り、清掃（年1回 7/25 中野方振興会環境・衛生部会 他）
- ・中野方ダム残土処理地周辺整備：草刈り、清掃（年1回 7/25 中野方振興会環境・衛生部会 他）
- ・町内一斉クリーン運動：草刈り、ごみ拾い、不燃物回収（年3回 6/27 11/14 3/27 中野方振興会環境・衛生部会 中野方自治連合会 他）
- ・県道の草刈り：早朝草刈り（年3回 6/27 11/14 3/27 中野方振興会環境・衛生部会 他）
- ・中野方川環境対策：笠置町河合地区との連携による河川の草刈り（年1回 中野方振興会環境・衛生部会 他）
- ・棚田保全事業：棚田保全に関する各種活動、イベント（年間を通して活動 NPO法人恵那市坂折棚田保存会 他）
- ・森林保全事業：森林塾、間伐作業（年数回 中野方まちづくり委員会 桧組 他）
- ・第11回 中野方ホタルコンサート：ホタルの飛び交う町を目標とした環境学習コンサート（年1回 6/26 中野方ホタル委員会 中野方小学校）

飯地町

平成 22 年度の実施状況

- ・飯地町安全パトロール隊による毎月2回ごみの不法投棄と子どもの見守りを重点とした活動。
- ・町内の環境整備；道路の草刈り作業等の実施（各自治会ごとに3月、8月、9月に実施）
- ・ホタル祭りの開催（22年度はミニコンサート）
- ・ホタル水路の整備（草刈り等の実施）
- ・合併浄化槽の推進
- ・1級河川（沢尻川）の環境整備（草刈り）
- ・平瀬滝周辺の環境整備（草刈り等）

岩村町

平成 22 年度の実施状況

- ・恵那市のシンボルである「岩村城跡」の保護と保存活動の一環として石垣等の清掃活動を実施。
- ・ホタルの棲めるきれいな環境つくりのため、ホタルの幼虫飼育、放流とイベント（6月）を通じて、ホタル保護活動を実施。
- ・地域資源（岩村城下・富田地区）を活かしたまちづくり計画策定に向けて事業メニューの検討を行う。
- ・岩村本通りの町並みで電線類地中化を実施し、安全で快適な通行空間の確保等生活環境の整備に努めた。
- ・6月を環境月間として、自治連合会、地域協議会合同による、町内一斉河川清掃を実施し、環境美化を図る。

山岡町

平成 22 年度の実施状況

- ・ササユリ群生地を保護するため、6月に草刈り、支柱立て、11月に草刈り、種取りを実施した。
- ・6月に道路沿いへ花の植栽、町内一斉清掃、11月に秋冬苗の植栽を実施。また、高校生父母の会による、駅・バス停の清掃を実施した。

明智町

平成 22 年度の実施状況

- ・まちづくりフォーラムによる町内一斉清掃および環境美化整備事業（花の植栽）の実施
- ・町内一斉河川清掃の実施
- ・明知鉄道沿線草刈作業（サツキ植え込み作業）の実施
- ・下ヶ渕モミジの植え込み草刈作業の実施
- ・团子杉公園の草刈り、清掃奉仕作業の実施

串原

平成 22 年度の実施状況

- ・住民協働のさんさん街道整備事業を3回実施し草刈り、障害木の除去を行った。生活道路を整備することにより交通安全への意識も高まった。
- ・ささゆり保護育成会をはじめ住民の協力により増殖、保護育成作業を行った。自生地を散策するウォーキングコースの維持管理を行い、「ささゆりの里まつり」でのウォーキング大会を実施した。また、小学生へ向けての勉強会も実施した。
- ・小学生により幼虫やカワニナの放流を行った。流木炭を活用し河川の水質保全を行った。6月には「ホタル祭」を実施し環境への意識の高揚を図った。また、消防団の協力を得て水路清掃を行い環境整備も実施した。
- ・廃品利用、ごみ減量の観点から環境にも健康にも良い布ぞうり教室が広域に渡って実施され、エコへの意識が高まった。

上矢作町

平成 22 年度の実施状況

かみやはぎ「風の森」構想による地域活性化のための施策を実施、創造の森周辺整備を行なった。

- ・6/6 町内一斉美化活動：草刈り、ごみ拾い、不燃物回収
- ・7, 11月大船山松並木参道整備事業及び創造の森周辺及び河川公園観光施設の環境整備
- ・大船山、アライダシ自然観察教育林内でのウォーキングの実施（中止）
- ・11/7 アライダシ自然観察教育林案内人講座

2. 恵那市地球温暖化防止実行計画

(1) 恵那市地球温暖化防止実行計画の概要

①計画の目的

本計画は以下の2点を目的に策定するものです。

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条に基づき、恵那市役所の事務事業活動から排出される温室効果ガスの排出量を把握し、その排出を抑制することにより地球温暖化防止の推進を図る。
- 市内最大級の事業者として、率先して温室効果ガスの排出抑制を行うことで、恵那市での温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、市民や市内事業者の温暖化防止の取り組みを促す。

②計画の対象期間

平成18年度から22年度までの5年間とし、計画の進ちょく状況や国の施策などを踏まえ、適宜見直しを行います。

③計画の対象範囲

市が行うすべての事務事業活動とし、本庁舎・出先機関を含むすべての部局とします。ただし、指定管理者制度の導入により、市自らが運営に当たらない施設については、計画の対象外とします。

(2) 温室効果ガス排出量の現状

平成22年度市役所の温室効果ガス排出量

平成22年度、市の事務事業に伴って排出された温室効果ガスは、1万7,857㌧で前年度から7,028㌧(28.2%)減少しました。大きく減少した要因は、ごみ処理施設を統合し、処理の体制を一元化したことにより、エネルギーの使用量を大幅に削減できたことによります。

温室効果ガス別では、二酸化炭素(CO₂)が96.5%と大部分を占めています。CO₂は、電気やガソリンなどの燃料の使用などに伴い排出されます。排出量のうち2.8%を占める一酸化二窒素(N₂O)は、主に病院での麻酔剤の使用、下水処理などに伴い、0.7%を占めるメタン(CH₄)は、主に下水処理などに伴い排出されます。[表2-2-1][図2-2-1]

部局別では、水道環境部が所管する出先機関からの排出量が60.5%(前年度73.5%)と最も多くを占めています。これは廃棄物処理施設での電気や燃料の使用、下水処理や浄水処理に伴う電気の使用などによるものです。またボイラーや給湯設備など燃料使用量が多くなる小中学校や福祉施設を所管する教育委員会や市民福祉部からの排出量が多くなっています。

温室効果ガス排出の原因となる活動別では、電気の使用に伴う排出量が57.3%(前年度43.7%)と最も多くを占めています。次いで、主に施設のボイラーや給湯設備などに利用される燃料の使用に伴う排出量が35.5%(同37.0%)を占めています。[表2-2-2][図2-2-2]

[表 2-2-1] 排出される温室効果ガスの種類と部局別の内訳（平成 22 年度）

単位 : t-CO₂

温室効果 ガス名	本庁舎	出先機関						教育 委 員 会	振興 事務 所	消防 本部	計
		企画部	市民 福祉部	医療 管理部	経済部	水道 環境部	計				
CO ₂	673	5	1,274	615	13	10,236	12,143	3,756	359	302	17,233
CH ₄	0	0	1	3	0	100	105	25	3	0	132
N ₂ O	0	0	1	10	0	462	473	17	2	0	492
計	673	6	1,276	628	13	10,798	12,721	3,798	364	302	17,857

※小数点以下四捨五入による端数処理のため合計が合わない場合があります

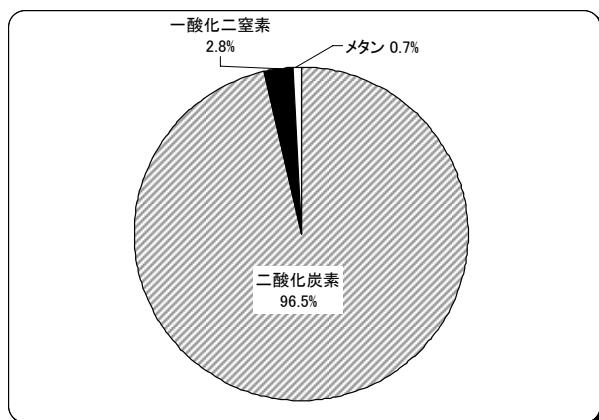
[表 2-2-2] 部局ごとの活動別温室効果ガス排出量の内訳（平成 22 年度）

単位 : t-CO₂

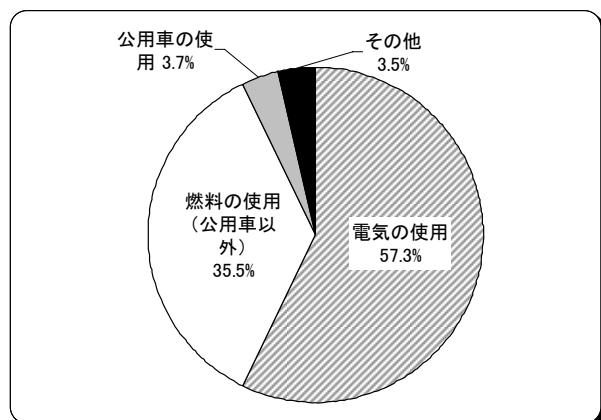
排出要因	本庁舎	出先機関						教育 委 員 会	振興 事務 所	消防 本部	計
		企画部	市民 福祉部	医療 管理部	経済部	水道 環境部	計				
電気の使用	426	3	552	376	1	6,521	7,453	1,936	289	132	10,236
燃料の使用 (公用車以外)	107	1	676	212	0	3,514	4,404	1,710	19	97	6,337
公用車の使用	140	1	45	27	12	202	287	110	51	73	660
廃プラ焼却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	2	13	0	561	577	42	4	0	624
計	673	6	1,276	628	13	10,798	12,721	3,798	364	302	17,857

※小数点以下四捨五入による端数処理のため計が合わない場合があります

[図 2-2-1] 温室効果ガスの種類別排出割合



[図 2-2-2] 活動別温室効果ガスの排出要因



（3）削減目標

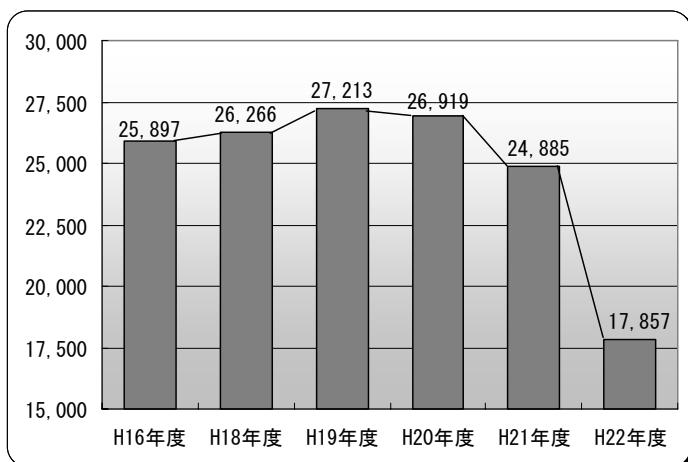
①温室効果ガスの削減目標

わが国は京都議定書において、平成 20 年から 24 年までの 5 年間のうちに、温室効果ガスの排出量を平成 2 年のレベルから 6 % 削減することが義務付けられています。市もこの考え方を踏まえて、国全体の温暖化防止に対する意識を共有するため、平成 17 年度に策定した恵那市地球温暖化防止実行計画の中で、新市が発足した平成 16 年度を基準に、平成 22 年度までに温室効果ガスの排出量を 6 % 削減する目標を設定しています。

平成 22 年度の温室効果ガス排出量は二酸化炭素換算で 17,857 t_{CO₂}と前年度から 7,028 t_{CO₂} (28.2%) の削減となりました。基準年である平成 16 年度との比較では 31.0% の削減となっています。

本計画では、平成 16 年度を基準に平成 22 年度までに温室効果ガスの排出量を 6 % 削減する目標を設定しました。計画最終年にあたる平成 22 年度に排出量を大幅に削減できたことにより、目標を大きく上回る達成となりました。〔図 2-2-3〕

[図 2-2-3] 市役所の CO₂ 排出量の推移と目標値



※電気使用に係る排出量は、最新の電気事業者別排出係数を用いて各年度の排出量を再計算した。0.000417t-CO₂/kWh (中部電力)

(4) 住宅用太陽光発電システムの普及

①住宅用太陽光発電の設置者へ補助金を交付

市では地球温暖化対策の一環として、自然エネルギーの有効利用を促進するため、個人住宅に太陽光発電システムを導入する市民に対し、平成 21 年度から補助金を交付しています。

〈制度の概要〉

対象者 当該年度内に市内の自ら居住する住宅へ新たに住宅用太陽光発電システムを設置する方で次の条件を満たす ▽市税の滞納がないこと ▽市内に住所を有する、または有する見込みがあること

対象システム 低圧配電線と逆潮流有りで連系し、太陽光電池モジュールの最大出力の合計値が 10kW 未満。システムの価格が 1 kW 当たり 65 万円（消費税を除く）以下。電力会社と電灯契約を締結し未使用であること

補助金額 太陽光電池モジュールの最大出力値に 5 万円を乗じた額で上限 20 万円。千円未満の端数がある場合は切り捨て

補助対象経費 ①太陽電池モジュール②架台③接続箱④直流側開閉器⑤インバーター⑥保護装置⑦発生電力計⑧余剰電力販売用電力量計⑨配線・配線器具の購入・据付⑩工事に関する費用

恵那市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成 21 年 4 月 1 日 告示第 38 号）

②交付状況

補助金交付 2 年目にあたる平成 22 年度は、82 件のシステム設置者に総額 1,496 万 9 千円を交付しました。この補助金を活用して設置された太陽光電池モジュールの最大出力は累計で 665.35kW となりました。

[表 2-3-1] 住宅用太陽光発電システム補助金の実績

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	合計
補助金交付件数	79 件	82 件	161 件
補助金交付総額	14,225,000 円	14,969,000 円	29,194,000 円
太陽電池モジュール最大出力の合計	322.15kW	343.20kW	665.35kW
1 件当たりの平均太陽電池モジュール出力	4.08kW	4.19kW	4.13kW
設置費総額（消費税除く）	190,983,069 円	195,219,695 円	386,202,764 円
1 kW 当たりの平均設置費	592,839 円	568,822 円	580,451 円

[表 2-3-2] 補助金による地区別設置状況

地区	大井	長島	東野	三郷	武並	中野方	飯地	岩村	山岡	明智	串原	上矢作	合計
件数	42	29	5	12	7	7	2	22	9	18	3	5	161
出力(kW)	178.41	113.22	21.33	49.00	28.00	31.71	7.68	87.62	42.84	69.91	13.40	22.20	665.35

第3章 恵那市の環境の現状

1. 大気環境

人為的な活動の結果や火山の噴火などによる自然活動に伴って、通常は大気中に存在しない物質が排出され、その濃度と持続時間が人の健康と生活環境に対して望ましくない影響を与える状態のことを大気汚染と言います。

代表的大気汚染物質としては、硫黄酸化物 (SO_x)、窒素酸化物 (NO_x)、一酸化炭素 (CO)、浮遊粒子状物質 (SPM)、光化学オキシダント (O_x) が挙げられます。

大気には境界がないため、その影響は広範囲にわたり、さらに数十年後の健康に影響が生ずる恐れもあるなど、広域的かつ長期的視点から対応すべき問題でもあります。

(1) 大気汚染に係る環境基準

環境基準は、人の健康の保護や生活環境の保全の上で、維持されることが望ましい環境の状態を定めたものです（環境基本法第16条第1項）。総合的な対策を行う上での長期的目標として、十分に安全な環境条件を定めているものであり、この基準を超えたからといって、直ちに健康に悪い影響を与えるというものではありません。

[表 3-1-1] 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04から0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること

[表 3-1-2] 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境基準
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること

(2) 大気の現況

恵那市では、代表的な大気汚染物質である二酸化硫黄と二酸化窒素を長期的に測定し、大気汚染の状況を監視しています。測定は毎月1回、市内7カ所で二酸化硫黄と二酸化窒素を同時に測定できるトリエタノールアミンろ紙（T E A）法により実施しています。

[表3-1-3] トリエタノールアミンろ紙法による測定結果

二酸化硫黄 (SO_2)

測定個所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
大井町 恵那東中学校	22	8.4	6.7	11	6.1	7.8	5.8	9.4	11	27	24	35	15
	8.8	8.1	4.4	3.0	3.0	8.8	7.6	18	26	20	22	21	13
	12	11	5.0	2.1	6.8	8.0	8.4	24	35	37	37	14	17
大井町 NTT恵那営業所	29	11	7.1	7.6	5.2	9.3	8.3	16	30	38	34	38	19
	7.6	9.4	3.7	4.2	3.7	1.3	15	30	35	35	31	20	16
	13	11	8.1	2.7	3.2	9.2	16	42	51	45	42	16	22
大井町 総合福祉センター	39	20	14	15	8.6	15	14	16	38	48	44	43	26
	22	23	11	10	8.5	13	14	33	48	42	47	37	26
	22	23	13	15	8.8	16	23	45	94	80	84	35	38
大井町 雀子ヶ根 雇用促進住宅	13	3.3	1.9	3.1	1.1	1.7	1.3	4.0	11	14	14	14	6.9
	5.6	4.9	0.9	1.2	0.8	2.1	3.0	7.0	12	12	12	9.3	5.9
	7.3	4.2	2.2	1.7	1.6	3.3	3.7	9.9	20	18	18	7.3	8.1
長島町 恵那西中学校	22	6.9	3.9	2.5	2.6	2.2	3.2	7.6	18	32	26	24	13
	7.6	7.2	1.8	1.7	1.6	3.3	11	15	27	21	20	16	11
	9.6	6.6	2.2	1.3	1.5	3.4	6.0	23	29	25	33	12	13
大井町 恵那峡グランド ホテル	11	3.2	1.8	1.9	1.8	1.4	1.5	3.5	5.2	7.2	10	13	5.1
	7.6	7.2	1.8	1.7	1.6	3.3	11	15	27	21	20	16	11
	7.6	5.9	1.8	1.4	1.3	2.2	2.6	6.7	11	13	16	6.5	6.3
明智町 明智振興事務所	-	20	5.7	2.7	4.0	2.1	6.2	12	15	14	13	24	9.9
	16	17	5.5	6.1	2.8	9.4	11	10	15	14	19	15	12
	20	14	12	7.1	4.8	7.3	8.4	17	25	22	33	14	15

二酸化窒素 (NO_2)

測定個所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
大井町 恵那東中学校	94	88	89	90	68	75	79	90	85	100	82	98	87
	79	78	63	58	56	69	77	81	93	80	79	78	74
	77	66	66	67	47	61	77	79	95	63	91	80	72
大井町 NTT恵那営業所	93	81	79	95	72	75	76	92	92	110	90	93	87
	73	76	59	60	53	74	78	80	110	90	81	83	76
	78	62	65	59	47	59	85	83	99	81	94	64	73
大井町 総合福祉センター	69	59	57	63	54	55	55	76	78	95	69	85	68
	57	56	43	48	41	53	65	69	78	65	71	58	59
	56	40	50	43	32	44	66	71	83	56	79	46	56
大井町 雀子ヶ根 雇用促進住宅	110	98	100	100	85	76	83	110	100	120	82	97	97
	80	88	67	61	59	75	85	91	94	80	90	83	79
	82	71	74	67	51	70	89	84	110	81	94	72	79
長島町 恵那西中学校	55	42	43	37	31	32	40	54	55	68	52	61	48
	40	42	33	30	27	36	49	51	57	45	50	43	42
	40	30	34	28	21	32	47	46	61	41	50	32	39
大井町 恵那峡グランド ホテル	46	36	29	33	37	27	29	29	46	58	45	55	39
	34	35	29	22	21	29	34	36	46	35	45	38	34
	35	26	25	23	19	21	33	33	44	30	47	34	31
明智町 明智振興事務所	-	15	18	16	15	15	19	21	33	42	31	29	23
	17	18	48	10	9.3	15	18	22	30	23	27	18	21
	20	11	12	10	8.5	14	23	23	27	19	27	17	18

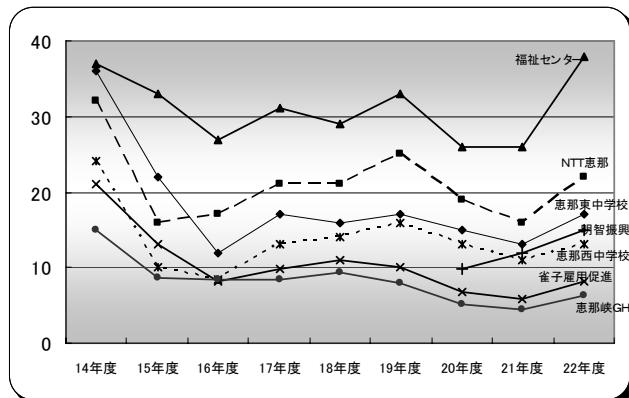
※上段が平成20年度、中段が平成21年度、下段が平成22年度の数値を示す

この測定結果はTEA法によるため、単純に環境基準とは比較できませんが、この測定法における恵那市の基準値は200(μg/day/100cm²TEA)となっていますので、二酸化硫黄、二酸化窒素とも基準には適合しているものと思われます。

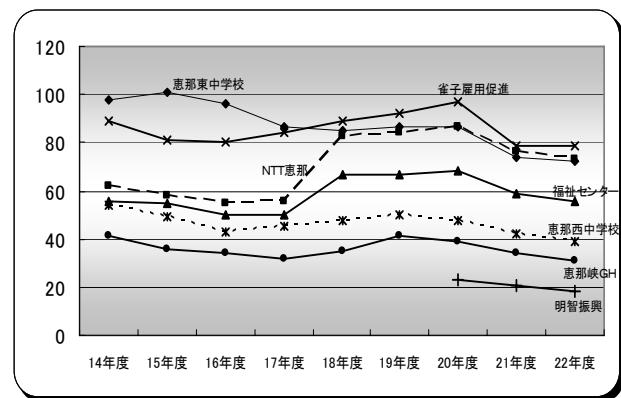
[図3-1-1]に示した測定結果における過去8年の年平均値の推移を見ると、ほぼ横ばいに推移しながら若干の下降傾向を示しています。

[図3-1-1] 年平均値の推移

【二酸化硫黄】



【二酸化窒素】



(3) 大気汚染に係る排出規制

大気汚染を防止し、環境基準を達成するためには、さまざまな発生源から大気中に排出される汚染物質の量を減らすことが必要です。「大気汚染防止法」および「岐阜県公害防止条例」では、工場・事業場から発生する大気汚染物質について、次のような各種の規制措置を実施しています。

①ばい煙発生施設

硫黄酸化物

大気汚染防止法による硫黄酸化物の排出基準は、個々のばい煙発生施設の排出口（煙突）の高さに応じた着地濃度規制、いわゆるK値規制が実施されています（同法施行規則第3条）。

この排出基準は $q = K \times 10^{-3} \times He^2$ で表されます。 q = 硫黄酸化物排出基準値 He = 有効煙突高 (m)

K値は汚染の程度によって地域ごとに定められており、K値が小さいほど規制が厳しくなりますが、恵那市のK値は最も緩やかな17.5と定められています。（同法施行令別表3、同法施行規則別表1）

ばいじん

大気汚染防止法および岐阜県公害防止条例によるばいじんの排出基準は、ばい煙発生施設に対して施設の種類、規模ごとに排出口濃度が規制されています。（同法施行規則別表2）

有害物質

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設から発生する物質のうち、カドミウム、塩素、フッ素、

鉛およびそれらの化合物と窒素酸化物を有害物質に指定し（同法施行令第1条）、同法および岐阜県公害防止条例では、これらの物質を含有する原料を使用している施設に対して、有害物質の種類ごとに排出口濃度を規制しています。（同法施行規則別表3、3の2）

②粉じん発生施設

特定粉じん

大気汚染防止法では、特定粉じんとして石綿（アスベスト）を指定し（同法施行令第2条の4）、同法および「岐阜県アスベストの排出及び飛散の防止に関する条例」で解綿用機械など9施設を特定粉じん発生施設に指定し（同法施行令別表2の2、同条例施行規則別表）、敷地境界における濃度規制（同法施行規則第16条の2、同条例施行規則第3条）を行っています。

また特定粉じん排出等作業（同法施行令第3条の4）として、吹付け石綿や石綿を含有する断熱材などを使用している建築物や工作物を解体、改造、補修する場合は作業基準を設けて規制を行っています（同法施行規則第16条の4）。

一般粉じん

特定粉じん以外の一般粉じんについては、大気汚染防止法で一定規模以上のコークス炉など5施設（同法施行令別表2）に対して、構造等に関する規準を定め（同法施行規則別表6）規制しています。

また岐阜県公害防止条例では、樹脂加工などの一般粉じん発生施設（同条例施行規則別表4）や吹付け塗装作業（同条例施行規則別表5）に対して、ホルムアルデヒドなどの特定物質（同条例施行規則第11条）の排出基準（同条例施行規則別表6）や構造等に関する規準（同条例施行規則別表7）を定め規制しています。

（4）発生源の監視・指導

「大気汚染防止法」と「岐阜県公害防止条例」の適用を受けるばい煙発生施設（同法施行令別表1）および粉じん発生施設（同法施行令別表2、2の2）を市内に設置している工場、事業所は、〔表3-1-5〕の通りです。これらの事業所については、県、市で立入検査をし、施設の管理状況などの監視、指導をしています。

〔表3-1-5〕市内のばい煙・粉じん発生施設の届出状況

区分	ばい煙発生施設		粉じん発生施設		VOC排出施設	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
大気汚染防止法	80	161	7	14	1	3
県公害防止条例	1	1	31	114	—	—

平成23年3月31日現在

資料：岐阜県環境白書

2. 水環境

当市の公共水域は、木曽川、庄内川（土岐川）、矢作川の3水系に大別され、いずれの水系にもダムが築かれるという、他市にあまり例を見ない貴重な水源地としての役割を果たしています。これらの河川水は生活用水として、また工業用水や農業用水として利用され、私たちの日常生活や社会経済活動に密接に結び付いています。

このため市では、定期的な水質検査の実施と特定事業場への立入検査、生活排水対策などを通じて現状の把握と汚濁の削減に努めています。

（1）水質汚濁に係る環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する項目」（健康項目）と「生活環境の保全に関する項目」（生活環境項目）についてそれぞれ設定されています。

人の健康の保護に関する項目（健康項目）

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域において一律に定められ、直ちに達成し維持するよう努めるものとして、現在27項目が設定されています。

[表3-2-1] 人の健康の保護に関する環境基準

汚染物質名	環境基準値	汚染物質名	環境基準値
カドミウム	0.01 mg/l 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l 以下
鉛	0.01 mg/l 以下	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下
ひ素	0.01 mg/l 以下	チウラム	0.006 mg/l 以下
総水銀	0.0005 mg/l 以下	シマジン	0.003 mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下	セレン	0.01 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	ふつ素	0.8 mg/l 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下	ほう素	1 mg/l 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下		

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし全シアンに係る基準値については最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

生活環境項目についての環境基準は、河川の利用目的、水質汚濁の状況等から水域ごとにAからEまでの類型を指定し、類型ごとにpH、BOD、SS、DO、大腸菌群数の5項目で基準値が定められています。

[表 3-2-2] 生活環境の保全に関する環境基準

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1000MPN/100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5000MPN/100ml以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l以上	—
市内の類型指定該当水域		【AA】矢作川（矢作ダムより上流）、上村川 【A】矢作川（矢作ダムより下流）、明智川、阿妻川、木曽川、阿木川（恵那大橋より上流）、中野方川、土岐川 【B】小里川 【C】阿木川（恵那大橋より下流）				
備考	1. 基準値は日間平均とする 2. 農業用利水点については、pH 6.0以上 7.5以下、DO 5mg/l以上とする 3. 次の用語の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用 水産3級：コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度					

(2) 河川水質の現況

市では河川水質の状況を把握するため、32河川48カ所を調査地点に選定し、健康項目を年1回[表3-2-3]、生活環境項目を年6回（阿木川の一部などは毎月）[表3-2-4]、水質検査を実施しています。

[表3-2-3] 河川水質の検査結果（健康項目）

項目	環境基準値	調査個所数	20年度結果	21年度結果	22年度結果
カドミウム	0.01 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
全シアン	検出されないこと	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
鉛	0.01 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
六価クロム	0.05 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
ひ素	0.01 mg/l 以下	48	不検出～0.005	不検出～0.005	すべて不検出
総水銀	0.0005 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
アルキル水銀	検出されないこと	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
P C B	検出されないこと	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
1, 3-ジクロロプロパン	0.002 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
ベンゼン	0.01 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
チウラム	0.006 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
シマジン	0.003 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
セレン	0.01 mg/l 以下	48	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下	48	不検出～1.7	0.1～1.4	不検出～0.88
ふつ素	0.8 mg/l 以下	48	不検出～0.39	不検出～0.18	不検出～0.14
ほう素	1.0 mg/l 以下	48	不検出～0.16	すべて不検出	すべて不検出
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	48	-	-	すべて不検出

採水日：平成20年7月23-24日、平成21年7月24・31日、平成22年7月1・27日

[表 3-2-4] 平成 22 年度河川水質の生活環境項目検査結果

河川名	採水個所	pH 平均	BOD (mg/l) 平均	COD (mg/l) 平均	SS (mg/l) 平均
木曾川水系	阿木川 天神橋	7.1-7.4	7.3	0.6-1.3	0.9
	両島橋	7.1-7.6	7.4	<0.2-1.5	1.1
	神之木橋	6.7-7.5	7.1	<0.2-3.2	1.7
	中電取水口付近	6.9-7.3	7.1	<0.2-3.0	1.9
	木曽川合流前	7.0-7.9	7.3	0.3-8.2	2.7
	飯沼川 下橋戸橋	7.1-7.5	7.3	0.5-1.3	1.0
	伊織川 飯沼川合流前	7.1-7.5	7.3	0.4-1.3	0.9
	小沢溜池 上流	6.9-7.2	7.1	0.6-1.3	1.1
	定蓮寺川 公文橋	7.0-7.5	7.2	0.9-1.4	1.1
	永田川 長島橋	7.1-7.5	7.3	0.8-1.6	1.1
	新栄橋	7.1-7.4	7.2	1.0-29	7.9
	田違川 永田川合流前	7.1-7.4	7.2	<0.2-1.4	0.8
	小路川 中央道下	7.1-7.4	7.2	0.7-1.6	1.2
	横町川 東海新栄付近	7.2-7.9	7.5	1.0-1.5	1.3
	濁川 中津川市境	6.7-7.4	7.0	0.8-1.3	1.0
	奉行橋	7.2-7.4	7.3	0.7-5.6	2.0
	岩村川 本郷橋	7.2-8.8	7.7	0.7-1.4	1.1
	富田川 富田会館付近	7.2-7.8	7.4	0.6-2.9	1.3
	飯羽間川 上田橋	7.1-7.8	7.4	0.3-1.2	0.9
千田川	千田橋	6.9-7.4	7.1	0.7-1.4	1.1
	木曽川合流前	7.1-7.6	7.2	<0.2-1.4	1.0
	木曽川 笠置橋	7.1-7.4	7.2	0.4-1.4	1.0
和田川	和田川橋	7.0-7.3	7.2	0.7-1.8	1.2
	安弘見橋	7.0-7.4	7.2	0.4-1.7	1.1
	中野方川 中央橋	7.0-7.2	7.1	0.5-1.9	1.0
庄内川水系	野瀬橋	7.1-7.5	7.3	0.6-1.4	1.1
	巴橋	7.1-7.6	7.3	0.5-1.4	0.9
	土岐川 浜松橋	7.0-7.4	7.2	0.8-1.3	1.1
矢作川水系	折坂橋	6.9-7.5	7.1	0.9-2.2	1.5
	藤川合流前	7.1-7.4	7.3	0.8-1.3	1.1
	瑞浪市境	7.1-7.6	7.3	0.6-1.8	1.1
	藤川 伊保沢橋	7.1-7.5	7.3	0.6-1.7	1.0
佐々良木川	殿畠夕立山	7.0-7.3	7.2	0.3-1.7	0.9
	瑞浪市境	7.1-7.5	7.3	0.5-1.1	0.8
小里川	広瀬橋	7.1-7.3	7.3	0.3-1.6	0.9
大坪川	小里川合流前	7.2-7.7	7.5	<0.2-1.4	0.9
阿妻川	阿妻川才坂合流点	7.1-7.4	7.3	<0.2-1.2	0.8
	明智川 交番裏合流点下	7.1-7.4	7.3	0.4-3.1	1.3
	出合橋合流点下	7.3-7.5	7.4	<0.2-1.5	0.8
大平川	ゴルフ場下	7.1-7.4	7.2	0.8-15	1.2
高波川	高波橋	7.1-7.4	7.2	<0.2-1.2	0.7
吉田川	吉良見川合流点	7.1-7.2	7.2	0.5-1.4	0.8
	ゴルフ場放流水	6.8-7.1	7.0	0.7-1.8	1.3
門野川	浄化センター上	7.0-7.2	7.1	<0.2-1.1	0.7
上村川	鶴鶴橋	7.1-7.4	7.3	<0.2-1.1	0.7
飯田洞川	中広橋	7.2-7.3	7.2	<0.2-1.4	0.7
岩倉川	中島林道	7.0-7.2	7.1	<0.2-1.4	0.6
追沢川	追沢林道	7.1-7.3	7.2	<0.2-0.9	0.6

備考 定量下限値は0として、大腸菌群数の16000超は16000として平均値を計算

[表 3-2-4 つづき]

DO (mg/l) 平均	大腸菌群数 (MPN/100ml) 平均	全窒素 (mg/l) 平均	全リン (mg/l) 平均	採水個所
8.8-13 11	130-16000 3610	0.30-0.71 0.44	0.010-0.024 0.015	天神橋
8.7-13 11	20-1300 411	0.43-0.68 0.54	0.005-0.053 0.024	両島橋
8.5-12 10	490-16000 4766	0.44-0.72 0.58	0.008-0.046 0.023	神之木橋
8.2-12 10	110-9200 3216	0.41-0.71 0.59	0.07-0.039 0.021	中電取水口付近
8.2-12 10	170-16000< 4605	0.75-6.1 1.6	0.008-0.071 0.033	木曽川合流前
9.1-14 11	68-2400 760	0.38-0.65 0.56	0.011-0.025 0.015	下橋戸橋
8.9-14 11	20-1400 533	0.24-0.34 0.29	0.012-0.029 0.018	飯沼川合流前
8.1-14 11	130-1300 477	0.49-0.78 0.57	0.012-0.036 0.023	上流
9.1-14 11	170-16000< 6528	0.51-1.1 0.66	0.015-0.085 0.035	公文橋
9.0-13 11	1100-16000< 7817	0.62-1.3 0.96	0.020-0.064 0.040	長島橋
7.5-13 10	330-16000< 11305	0.52-1.5 1.0	0.026-0.12 0.049	新栄橋
8.8-13 11	330-9200 4338	0.60-1.1 0.97	0.013-0.040 0.028	永田川合流前
8.4-12 10	2200-9200 4883	0.53-0.94 0.73	0.021-0.058 0.035	中央道下
8.8-13 11	2400-9200 5850	0.56-1.0 0.77	0.019-0.044 0.030	東海新栄付近
8.2-13 10	210-16000 6418	0.63-1.7 0.94	0.015-0.16 0.061	中津川市境
8.5-13 11	790-5400 2365	0.58-2.0 1.2	0.044-0.097 0.068	奉行橋
8.7-13 10	220-16000 6452	0.36-1.4 0.70	0.010-0.13 0.036	本郷橋
8.7-13 11	20-2200 835	0.47-1.0 0.69	0.004-0.015 0.009	富田会館付近
8.8-14 11	20-490 218	0.68-2.0 1.2	0.003-0.057 0.016	上田橋
8.3-13 11	150-16000< 10025	0.46-0.94 0.65	0.017-0.059 0.035	千田橋
8.6-14 11	470-9200 2728	0.41-0.75 0.60	0.011-0.076 0.030	木曽川合流前
9.4-13 11	130-1700 992	0.32-0.42 0.37	0.007-0.016 0.011	笠置橋
8.4-13 11	68-16000 5648	0.64-2.9 1.5	0.078-0.35 0.20	和田川橋
8.7-13 11	78-3500 1198	0.69-2.7 1.5	0.072-0.26 0.15	安弘見橋
8.5-12 11	170-9200 3717	0.28-0.95 0.59	0.017-0.051 0.033	中央橋
8.6-12 11	130-3500 1660	0.31-0.92 0.56	0.015-0.047 0.031	野瀬橋
8.6-12 11	20-1300 531	0.35-0.63 0.47	0.009-0.044 0.020	巴橋
9.0-12 10	230-9200 3488	0.80-1.3 1.0	0.018-0.070 0.043	浜松橋
9.0-13 11	2400-9200 5533	0.95-2.3 1.6	0.073-0.15 0.10	折坂橋
8.5-13 11	110-16000< 6917	0.80-2.7 1.7	0.033-0.16 0.065	藤川合流前
8.6-13 10	170-16000< 5762	0.95-2.3 1.3	0.029-0.12 0.057	瑞浪市境
8.8-13 10	490-5400 2963	0.44-0.79 0.61	0.021-0.092 0.039	伊保沢橋
8.9-13 11	20-3500 1233	0.37-2.4 1.1	0.043-0.070 0.060	殿畠夕立山
8.7-13 10	790-16000< 6598	0.33-1.3 0.80	0.033-0.086 0.047	瑞浪市境
8.8-13 11	330-2400 1092	0.54-0.92 0.69	0.020-0.053 0.038	広瀬橋
8.8-13 11	490-16000< 3787	0.76-1.4 1.0	0.033-0.060 0.047	小里川合流前
8.9-13 11	20-1400 470	0.27-0.46 0.35	0.009-0.028 0.014	阿妻才坂合流点
8.7-13 11	560-16000< 4577	0.52-0.81 0.66	0.019-0.050 0.036	交番裏合流点下
9.0-13 11	45-1700 601	0.47-0.96 0.65	0.021-0.066 0.041	出合橋合流点下
8.2-12 10	20-1700 404	0.45-0.80 0.66	0.015-0.043 0.035	ゴルフ場下
9.0-13 11	45-5400 1054	0.35-0.61 0.48	0.010-0.038 0.021	高波橋
8.7-13 11	130-16000 6208	0.52-0.82 0.65	0.032-0.056 0.040	吉良見川合流点
7.8-12 10	20-790 257	0.68-1.0 0.83	0.039-0.10 0.069	ゴルフ場放流水
8.8-13 11	20-2400 736	0.43-0.62 0.53	0.011-0.043 0.021	浄化センター上
8.9-13 11	20-2800 550	0.21-0.31 0.26	<0.002-0.034 0.016	鶴鶴橋
8.8-13 11	20-700 245	<0.20-0.30 <0.20	0.004-0.030 0.014	中広橋
8.6-13 11	20-330 113	0.28-0.51 0.40	0.010-0.050 0.026	中島林道
8.8-13 11	20-330 114	0.26-0.46 0.36	0.013-0.046 0.023	追沢林道

河川の代表的な水質汚濁の指標であるBODの検査結果は〔表3-2-5〕の通りとなりました。

[表3-2-5] 平成22年度 河川水の月別BOD値

河川名	採水個所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	
木曾川水系	阿木川 天神橋	-	0.7	-	0.8	-	0.6	-	1.1	-	1.3	-	1.1	0.9	
	阿木川 兩島橋	1.5	1.1	1.3	1.2	1.0	0.9	<0.2	1.0	1.4	1.5	1.3	1.3	1.1	
	阿木川 神之木橋	2.3	1.8	3.2	0.9	1.4	1.6	<0.2	2.6	1.4	2.4	<0.2	2.4	1.7	
	阿木川 中電取水口付近	2.0	1.4	2.5	1.0	2.1	1.5	<0.2	2.0	1.5	3.0	2.6	2.6	1.9	
	阿木川 木曽川合流前	2.4	1.6	2.9	1.4	1.3	1.8	0.3	2.1	1.9	8.2	2.8	5.2	2.7	
	飯沼川 下橋戸橋	-	0.5	-	1.0	-	0.6	-	1.1	-	1.3	-	1.2	1.0	
	伊織川 飯沼川合流前	-	0.4	-	0.7	-	0.8	-	0.8	-	1.3	-	1.2	0.9	
	小沢溜池 上流	-	1.0	-	1.1	-	0.6	-	1.1	-	1.2	-	1.3	1.1	
	定蓮寺川 公文橋	-	1.2	-	1.0	-	0.9	-	1.1	-	1.4	-	1.2	1.1	
	永田川 長島橋	-	0.8	-	0.9	-	1.0	-	1.1	-	1.6	-	1.2	1.1	
	永田川 新栄橋	-	1.0	-	1.7	-	3.8	-	5.9	-	29	-	6.0	7.9	
	田違川 永田川合流前	-	0.6	-	0.9	-	0.6	-	1.4	-	1.4	-	<0.2	0.8	
	小路川 中央道下	-	1.0	-	1.1	-	0.7	-	1.0	-	1.6	-	1.6	1.2	
	横町川 東海神栄付近	-	1.2	-	1.0	-	1.1	-	1.5	-	1.4	-	1.5	1.3	
中野方川	濁川 中津川市境	-	0.8	-	1.0	-	0.8	-	1.2	-	1.3	-	1.0	1.0	
	濁川 奉行橋	-	1.3	-	1.5	-	0.7	-	1.4	-	5.6	-	1.5	2.0	
	岩村川 本郷橋	-	1.3	-	1.4	-	0.7	-	1.1	-	1.2	-	0.8	1.1	
	富田川 富田会館付近	-	1.0	-	1.2	-	0.6	-	1.2	-	2.9	-	0.8	1.3	
	飯羽間川 上田橋	-	0.3	-	1.2	-	0.8	-	1.1	-	1.1	-	1.1	0.9	
	千田川 千田橋	-	0.7	-	1.4	-	0.8	-	1.3	-	1.3	-	1.1	1.1	
	木曽川合流前	1.4	1.4	1.1	1.3	0.4	0.5	<0.2	1.2	1.2	1.1	1.4	1.3	1.2	1.0
	木曽川 笠置橋	-	0.6	-	1.0	-	0.4	-	1.4	-	1.3	-	1.1	1.0	
	和田川 和田川橋	-	0.7	-	1.3	-	1.0	-	1.5	-	1.8	-	1.0	1.2	
	和田川 安弘見橋	-	0.9	-	1.2	-	0.4	-	1.3	-	1.7	-	0.8	1.1	
庄内川水系	中央橋	-	0.5	-	1.2	-	0.5	-	1.1	-	1.9	-	1.0	1.0	
	野瀬橋	-	0.6	-	1.4	-	0.7	-	1.4	-	1.3	-	0.9	1.1	
	巴橋	-	0.5	-	0.9	-	0.6	-	1.3	-	1.4	-	0.9	0.9	
	浜松橋	-	0.8	-	0.9	-	0.8	-	1.3	-	1.3	-	1.2	1.1	
	折坂橋	-	2.2	-	0.9	-	1.0	-	1.1	-	1.5	-	2.1	1.5	
	藤川合流前	-	1.1	-	0.9	-	0.8	-	1.2	-	1.3	-	1.1	1.1	
	瑞浪市境	-	0.6	-	1.0	-	0.8	-	1.0	-	1.8	-	1.4	1.1	
	藤川 伊保沢橋	-	0.7	-	0.9	-	0.6	-	1.1	-	1.7	-	1.0	1.0	
矢作川水系	佐々良木川 殿畠夕立山	-	0.3	-	0.8	-	0.5	-	1.1	-	1.7	-	1.2	0.9	
	佐々良木川 瑞浪市境	-	0.5	-	0.8	-	0.6	-	0.9	-	1.1	-	1.1	0.8	
	小里川 広瀬橋	-	0.3	-	1.1	-	1.0	-	0.9	-	1.6	-	0.4	0.9	
	大坪川 小里川合流前	-	0.5	-	1.3	-	1.2	-	1.4	-	1.2	-	<0.2	0.9	
	阿妻川 阿妻才坂合流点	-	<0.2	-	0.4	-	0.8	-	1.2	-	1.0	-	1.1	0.8	
	明智川 交番裏合流点下	-	0.4	-	0.8	-	0.6	-	1.5	-	1.2	-	3.1	1.3	
	明智川 出合橋合流点下	-	<0.2	-	0.5	-	0.6	-	0.8	-	1.5	-	1.2	0.8	
	大平川 ゴルフ場下	-	1.2	-	0.8	-	1.0	-	1.3	-	1.2	-	1.5	1.2	
	高波川 高波橋	-	<0.2	-	0.4	-	0.6	-	0.9	-	1.2	-	0.9	0.7	
	吉田川 吉良見川合流点	-	0.5	-	0.6	-	0.9	-	0.9	-	1.4	-	0.7	0.8	
追沢川	吉田川 ゴルフ場放流水	-	0.7	-	1.8	-	1.2	-	1.2	-	1.8	-	1.0	1.3	
	門野川 処理センター下	-	<0.2	-	0.5	-	0.6	-	0.9	-	1.1	-	0.8	0.7	
	上村川 鶴鳩橋	-	<0.2	-	0.6	-	0.6	-	0.9	-	1.1	-	0.9	0.7	
	飯田洞川 中広橋	-	<0.2	-	0.3	-	0.5	-	0.8	-	1.4	-	0.9	0.7	
	岩倉川 中島林道	-	<0.2	-	0.3	-	0.5	-	0.7	-	1.4	-	0.8	0.6	
	追沢川 追沢林道	-	<0.2	-	0.3	-	0.6	-	0.8	-	0.9	-	0.8	0.6	

※白ヌキ数字は75%値を示す

BODの環境基準達成状況

水質汚濁に関する環境基準のうち、類型指定を受けた河川におけるBODの適合状況は〔表3-2-6〕の通りとなりました。平成22年度は、土岐川の1カ所で環境基準を達成できませんでしたが、残りの調査地点では環境基準に適合していると評価できる結果となりました。平成22年度における岐阜県の環境基準適合に係るBODの達成率は100%（平成21年度の全国河川の達成率は92%でしたが、当市では18カ所の調査地点のうち17カ所で環境基準を達成していますので、達成率は94.4%でした。

[表3-2-6] 河川別BODの環境基準達成状況

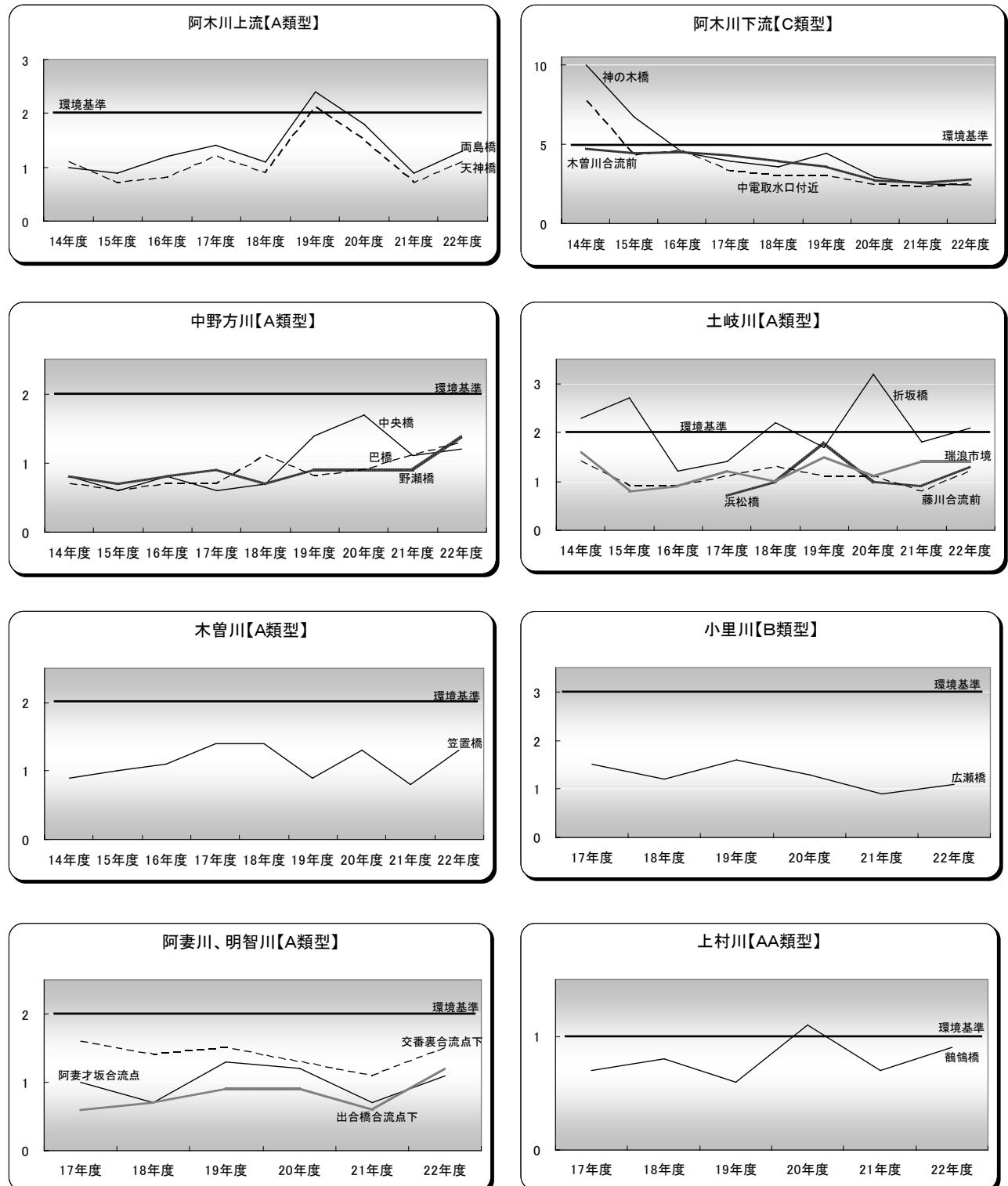
河川名	採水個所	平成20年度			平成21年度			平成22年度			類型指定	
		75%評価X/Y	75%値(mg/l)	達成状況	75%評価X/Y	75%値(mg/l)	達成状況	75%評価X/Y	75%値(mg/l)	達成状況		
木曾川水系	阿木川	天神橋	0/6	1.5	○	0/6	0.7	○	0/6	1.1	○	A
		両島橋	1/12	1.8	○	0/12	0.9	○	0/12	1.3	○	
		神之木橋	0/12	2.9	○	0/12	2.5	○	0/12	2.4	○	C
		中電取水口付近	0/12	2.4	○	0/12	2.3	○	0/12	2.5	○	
		木曾川合流前	0/12	2.7	○	1/12	2.6	○	2/12	2.8	○	
庄内川水系	木曾川	笠置橋	0/6	1.3	○	1/6	0.8	○	0/6	1.3	○	A
	中野方川	中央橋	0/6	1.7	○	0/6	1.1	○	0/6	1.2	○	A
		野瀬橋	0/6	0.9	○	0/6	0.9	○	0/6	1.4	○	
		巴橋	0/6	0.9	○	0/6	1.1	○	0/6	1.3	○	
矢作川水系	土岐川	浜松橋	0/6	1.0	○	0/6	0.9	○	0/6	1.3	○	A
		折坂橋	2/6	3.2	×	1/6	1.8	○	2/6	2.1	×	
		藤川合流前	0/6	1.1	○	0/6	0.8	○	0/6	1.2	○	
		瑞浪市境	0/6	1.1	○	0/6	1.4	○	0/6	1.4	○	
	小里川	広瀬橋	0/6	1.3	○	0/6	0.9	○	0/6	1.1	○	B
阿妻川	阿妻川	阿妻才坂合流点	0/6	1.2	○	0/6	0.7	○	0/6	1.1	○	A
	明智川	交番裏合流点下	1/6	1.3	○	1/6	1.1	○	1/6	1.5	○	A
		出合橋合流点下	0/6	0.9	○	0/6	0.6	○	0/6	1.2	○	
	上村川	鶴鳩橋	2/6	1.1	×	2/6	0.7	○	1/6	0.9	○	AA

BOD値の経年変化

類型指定されている河川の過去9年（恵南地区の河川は平成17年度以降の6年間）のBOD（75%値）の経年変化を〔図3-2-1〕に示しました。

市では環境基本計画の中で、河川水質ワンランクアップとして、阿木川最下流部（木曾川合流前）におけるBODの75%値を現在のC類型から平成27年度にはB類型の環境基準に相当する3mg/l以下になるよう目標値を設定しています。この地点における75%値は、平成17年度4.3mg/lから18年度では3.9mg/l、19年度3.6mg/lと年々向上してきており、20年度2.7mg/lと初めて目標である3mg/l以下を達成することができました。その後も21年度2.6mg/l、22年度2.8mg/lと目標値を維持しており、今後も引き続き目標が達成できるよう、各種の水質保全策を進めています。

[図 3-2-1] BOD75%値の経年変化



(3) 河川底質の現況

河川底質の汚濁状況および汚染による水生生物への影響等を把握するため、市内3地点で年1回底質調査を実施しています。

[表3-2-7] 河川底質調査結果

項目	採取個所		阿木川中央道架橋付近		永田川新栄橋付近	
	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度
強熱減量 (%)	0.9	1.1	0.8	1.1	2.0	2.3
乾燥減量 (%)	23	20	21	22	26	21
フェノール類 (mg/kg)	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
有機リン化合物 (mg/kg)	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
全窒素 (mg/kg)	520	120	230	200	770	290
全リン (mg/kg)	87	110	96	120	110	160
カドミウム (mg/kg)	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.08	0.05
鉛 (mg/kg)	2.1	3.2	2.0	4.0	7.7	10
総水銀 (mg/kg)	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01	0.01
P C B (mg/kg)	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
アルキル水銀化合物 (mg/kg)	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
六価クロム (mg/kg)	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満
ひ素 (mg/kg)	1.0	0.8	1.0	1.0	2.6	2.7
シアン化合物 (mg/kg)	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満

採取日：平成22年2月23日、平成23年2月25日

(4) 水質汚濁に係る排水規制

公共用水域の汚濁を防止するため、「水質汚濁防止法」および「岐阜県公害防止条例」により、特定事業場(同法施行令別表1)から公共用水域に排出される水については、排水基準が設定されています。この規制基準に適合しない排水を放流した場合には、罰則が定められています。

水質汚濁防止法による排水基準

人の健康に有害なカドミウム、シアン、鉛などの物質(同法施行令第2条)については、すべての特定事業場に排水の規制基準が定められています[表3-2-8]。またpH、BODなどの生活環境項目については、1日当たりの排水量50m³以上の特定事業場に排水基準が適用されます[表

3-2-9]。

[表 3-2-8] 人の健康に係る排水基準（有害物質）

排水基準を定める省令 別表 1

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1mg/l	1・1-ジクロロエチレン	0.2mg/l
シアン化合物	1mg/l	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4mg/l
有機燐化合物	1mg/l	1・1・1-トリクロロエタン	3mg/l
鉛及びその化合物	0.1mg/l	1・1・2-トリクロロエタン	0.06mg/l
六価クロム化合物	0.5mg/l	1・3-ジクロロプロペン	0.02mg/l
砒素及びその化合物	0.1mg/l	チウラム	0.06mg/l
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/l	シマジン	0.03mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと	チオベンカルブ	0.2mg/l
P C B	0.003mg/l	ベンゼン	0.1mg/l
トリクロロエチレン	0.3mg/l	セレン及びその化合物	0.1mg/l
テトラクロロエチレン	0.1mg/l	ほう素及びその化合物	10mg/l (海域以外の公共用水域に排出されるもの)
ジクロロメタン	0.2mg/l	ふつ素及びその化合物	8mg/l (海域以外の公共用水域に排出されるもの)
四塩化炭素	0.02mg/l	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1ℓにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg
1・2-ジクロロエタン	0.04mg/l		

[表 3-2-9] 生活環境の保全に係る排水基準

排水基準を定める省令 別表 2

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
水素イオン濃度 (P H)	5.8 以上 8.6 以下	亜鉛含有量 (Z n)	5mg/l
B O D (生物化学的酸素要求量)	160mg/l (日間平均 120mg/l)	溶解性鉄含有量 (F e)	10mg/l
C O D (化学的酸素要求量)	160mg/l (日間平均 120mg/l)	溶解性マンガン含有量 (M n)	10mg/l
浮遊物質量 (S S)	200mg/l (日間平均 150mg/l)	クロム含有量 (C r)	2mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質量 (鉱油類含有量)	5mg/l	フッ素含有量 (F)	15mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質量 (動植物油脂類含有量)	30mg/l	大腸菌群数	日間平均 3000 個/c m ³
フェノール類含有量	5mg/l	窒素含有量 (N)	120mg/l (日間平均 60mg/l)
銅含有量 (C u)	3mg/l	りん含有量 (P)	16mg/l (日間平均 8mg/l)

備考 1 B O Dは湖沼、海域への排水を除き適用、C O Dは湖沼、海域への排水のみ適用する。

2 窒素含有量とりん含有量は、特定の湖沼と流入河川への排水のみ適用する。

(5) 発生源の監視・指導

市内の「水質汚濁防止法」および「岐阜県公害防止条例」による特定事業場の業種別事業所数は、[表 3-2-10] の通りです。これらの事業所については、県・市で立入調査をし、施設の管理状況などの監視・指導をしています。

[表 3-2-10] 水質関係の業種別特定事業場数

平成 23 年 3 月 31 日現在

区分	特定事業場数	排水基準適用特定事業場数
水質汚濁防止法	畜産	54
	食品	95
	染色	0
	製紙	3
	出版	0
	化学生	0
	生コン	6
	窯業	60
	碎石機械	4
	表面処理	0
	メッキ	5
	旅館	4
	洗濯	20
	車両洗浄	36
	試験研究	4
	し尿処理	11
	下水道	6
	その他	48
	小計	422
県公害防止条例	写真製版	3
	スプレー	5
	段ボール	5
	畜産	61
	給油所	71
	吹付け	4
	石材	0
小計		149
合計		571
		92

資料：岐阜県環境白書

(6) 食用廃油の回収

川を美しくする運動「ブルーリバー作戦」の一環として、使用済みの食用廃油を回収しています。[表 3-2-11] で示した 26 カ所を拠点に毎月実施しており、容器の設置と回収を恵那たんぽぽ作業所に委託しています。また市民活動団体「市民エコ会議」が主催する「日曜リサイクル広場」でも同作業所の協力を得て、食用廃油を回収しています。

こうして回収された食用廃油は、恵那たんぽぽ作業所でバイオディーゼル燃料化され、自動車などに活用されています。

[表 3-2-11] 平成 22 年度の廃油回収量

単位：リットル

地区	回収場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
大井	岡瀬沢西集会所	16	10	20	0	0	0	2	15	0	3	0	0	66
	丸池一組集会所	2	2	3	3	4	0	2	0	0	0	0	0	16
	福祉センター	10	30	0	5	20	3	4	15	15	2	35	0	139
長島	市役所会議棟	10	4	60	30	40	5	8	20	35	5	60	24	301
	正家公民館	3	0	3	5	6	0	2	0	0	3	0	2	24
	中野会館	24	20	20	5	8	8	8	5	3	20	10	20	151
	アグリパーク	16	10	0	5	5	0	0	5	13	5	0	1	60
	千田公民館	4	3	5	10	12	3	4	25	10	5	3	2	86
東野	上組公会堂	0	0	0	0	0	0	4	10	0	0	0	3	17
	東野公民館	4	0	0	0	8	8	12	15	5	0	0	0	52
三郷	三郷公民館	0	0	12	0	25	8	2	0	10	10	5	0	72
	野井公民館	2	0	1	0	0	0	10	0	0	0	0	0	13
武並	旧武並公民館	24	20	20	40	40	10	12	20	0	2	5	4	197
	武並コミュニティセンター	8	24	20	8	20	10	18	3	40	35	0	0	186
笠置	毛呂窪公民館	2	7	5	3	3	8	8	3	5	2	0	10	56
	笠置振興事務所	8	30	0	8	8	10	4	30	0	5	10	20	133
	河合公民館	3	40	5	2	2	20	22	10	0	0	0	10	114
中野方	第2区公民館	0	8	10	5	5	0	4	1	2	2	3	5	45
	中野方公民館	7	5	3	10	10	30	24	1	15	20	15	20	160
	第9区公民館	0	10	0	25	25	3	4	5	2	23	10	10	117
飯地	飯地公民館	2	5	40	40	40	40	42	10	3	3	0	20	245
岩村	岩村振興事務所	10	20	15	100	50	30	30	20	20	2	4	60	361
山岡	山岡保健センター	20	50	30	40	50	30	26	15	10	20	22	95	408
明智	明智振興事務所	25	50	80	50	60	50	46	20	0	30	25	60	496
串原	串原振興事務所	10	8	0	15	14	10	6	5	5	5	20	16	114
上矢作	上矢作振興事務所	12	52	20	400	40	20	18	20	15	4	6	20	627
計		222	408	372	809	495	306	322	273	208	206	233	402	4256
日曜リサイクル広場		44	40	50	21	50	40	50	22	95	-	50	20	482
総合計		266	448	422	830	545	346	372	295	303	206	283	422	4738

[表 3-2-12] 年度別廃油回収量

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
回収量	2,675ℓ	3,556ℓ	3,604.5ℓ	5,790ℓ	4,738ℓ

※平成 18 年 8 月から実施

3. 騒音・振動

騒音

騒音とは、不快に感じられる音や睡眠に影響を与えるような「好ましくない音」などのことをいいます。心理的要因が強く個人差があるため、感覚的公害とも言えます。

騒音公害は、日常生活にかかわりが深く、しかも身近に感じられるもので、発生源は工場・事業場、建設作業をはじめ、自動車・鉄道などの交通機関、商店・飲食店・家庭生活など多種多様にわたっています。

(1) 騒音に係る環境基準

環境基本法では、人の健康を保護し、生活環境を保全するために維持することが望ましい基準として、一般地域および道路に面する地域について環境基準を定めています。

[表 3-3-1] 環境騒音（一般地域の基準値）

地域の区分	時間の区分	昼間 (A6:00～P10:00)	夜間 (P10:00～A6:00)
A ①規制法第1種区域 ②同2種区域のうち、都市計画法第8条第1項に基づく第1種中高層住居専用地域または第2種中高層住居専用地域	5 5 dB 以下	4 5 dB 以下	
B 規制法第2種区域のうちA類型に該当しない地域			
C 規制法第3種区域および第4種区域	6 0 dB 以下	5 0 dB 以下	

[表 3-3-2] 環境騒音（道路に面する地域の環境基準）

地域の区分	時間の区分	昼間 A6:00～P10:00	夜間 P10:00～A6:00
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	6 0 dB 以下	5 5 dB 以下	
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	6 5 dB 以下	6 0 dB 以下	
C地域のうち車線を有する道路に面する地域			
幹線交通を担う道路に近接する区域	7 0 dB 以下	6 5 dB 以下	

(2) 騒音の現況

市では、一般地域および道路に面する地域の騒音の現況を把握するため、年1回一般地域6カ所、道路に面する地域1カ所で騒音調査を実施しています。

[表 3-3-3] 環境騒音測定結果（一般地域）

単位：デシベル

測定場所	測定時間	等価騒音レベル			地域類型 環境基準
		19年度	20年度	22年度	
文化センター駐車場	午前	49.8	64.6	51.4	A
	午後	66.0	64.1	50.9	55以下
長島町 中野児童公園	午前	46.4	51.8	39.7	C
	午後	60.5	63.7	44.4	60以下
旧武並公民館	午前	56.7	69.6	47.5	B
	午後	62.9	59.6	49.5	55以下
山岡町馬場山田 上九号組集会所	午前	51.9	53.0	40.9	B
	午後	61.2	60.1	45.2	55以下
山岡町JA遠山支店	午前	54.8	59.9	49.7	C
	午後	62.2	61.9	53.2	60以下
山岡町新原住宅	午前	37.5	53.7	40.9	B
	午後	55.4	56.9	39.4	55以下

測定日：平成19年12月26日、平成21年3月24-25日、平成23年2月22日 平成21年度は未測定

[表 3-3-4] 環境騒音測定結果（道路に面する地域）

単位：デシベル

年度	時間帯	等価騒音 レベル	背後地 騒音	10分間交通量					地域類型 環境基準	
				時間	車線	大型	普通	二輪		
20年度	昼間	63.3	53.9	10:00-10:10	測定側 反対側	6 4	41 39	0 1	45 43	B 65以下
				14:00-14:10	測定側 反対側	4 4	39 43	2 1	42 42	
	夜間	60.0	48.0	22:00-22:10	測定側 反対側	3 5	20 16	0 0	46 47	B 60以下
				23:00-23:10	測定側 反対側	2 3	13 13	0 0	46 49	
21年度	昼間	64.4	52.5	10:00-10:10	測定側 反対側	4 3	42 40	1 1	42 44	B 65以下
				14:00-14:10	測定側 反対側	4 6	46 44	0 0	43 47	
	夜間	55.6	45.3	22:00-22:10	測定側 反対側	0 0	11 16	0 0	49 49	B 60以下
				23:00-23:10	測定側 反対側	0 0	13 8	0 0	53 56	
22年度	昼間	66.2	54.7	10:00-10:10	測定側 反対側	5 2	48 42	0 0	43 43	B 65以下
				14:00-14:10	測定側 反対側	3 4	28 41	2 4	43 22	
	夜間	59.3	48.8	22:00-22:10	測定側 反対側	0 2	16 18	0 0	52 48	B 60以下
				23:00-23:10	測定側 反対側	1 1	14 12	0 0	49 50	

測定場所：主要地方道恵那白川線 長島町中野地内 朝日生命ビル前

測定日：平成20年10月28-29日、平成21年10月28-29日、平成22年11月9-10日

(3) 騒音に係る規制基準

特定施設騒音

「騒音規制法」および「岐阜県公害防止条例」では、騒音を発生する工場・事業場の施設を特定施設に指定し（法施行令別表1、条例施行規則別表10）、地域ごとに基準を定め、規制しています〔表3-3-5、表3-3-6〕。

[表3-3-5] 特定工場等に係る騒音の規制基準

岐阜県公害防止条例施行規則別表12

区域の区分	時間の区分 昼間 A8:00～P7:00	朝・夕 A6:00～A8:00 P7:00～P11:00	夜間 P11:00～A6:00
第1種区域（住居専用地域など）	50dB以下	45dB以下	40dB以下
第2種区域（住居地域など）	60dB以下	50dB以下	45dB以下
第3種区域（商業・準工業地域）	65dB以下	60dB以下	50dB以下
第4種区域（工業地域）	70dB以下	65dB以下	60dB以下

騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- ①騒音計の指示値が変動せず、または変動が少い場合は、その指示値とする。
- ②騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大限がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- ③騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
- ④騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

[表 3-3-6] 騒音規制地域一覧

騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準
昭和 44 年 6 月 19 日岐阜県告示第 486 号

第 1 種区域	大井町 南関戸の全部 学頭、野越、的ヶ屋敷、根津、鏡山、蓮華寺の各一部
	長島町 【中野】硯水、羽根平、神明前の各一部 【永田】竹ノ下の一部
第 2 種区域	大井町 第 1 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域を除いた地域 長島町 正家二丁目、正家三丁目、鍋山の各全部 中野、正家、永田、久須見のうち第 1 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域を除いた地域 東野 全部 三郷町 全部 武並町 藤の全部 竹折のうち第 1 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域を除いた地域 笠置町 全部 中野方町 全部 飯地町 全部 岩村町 【飯羽間】字湯平、字飯留、字下豊田、字飯留口、字與十郎分、字廣見、字藏前、字山脇、字鳥屋場、字下平、字八木木、字下本郷、字分根、字下小坪、字小坪、字箕輪、字平畠、字大平、字中根、字寺屋敷、字川前、字土取、字極楽寺、字山ノ田、字大坪、字松割、字藏屋敷、字半ノ木、字小箸原、字駒ヶ洞、字上尾先、字下尾先、字上田、字塔ヶ根、字石佛、字菜種、字柳ヶ坪、字下駒ヶ洞、字中屋、字前田、字欠ノ下、字根平、字洞田、字上菜種、字上根、字大洞、字坂下、字向イ畠、字柳本、字上山ノ田、字寺洞、字信、字向イ田、字森下、字市場田、字高洞、字大平、字堤下、字高松、字上平、字永洞、字西川、字大下洞、字恵立、字柄洞、字小見屋洞、字大見屋洞、字小屋ヶ根、字片小沢、字上八木、字中平、字小沢山、字島田、字櫻植、字飯塚の各全部 【富田】字上豊田、字木曾洞、字打杭、字坂本、字堀田、字七蔵、字大洞、字鈴ヶ根、字下リ松、字茶畠、字水昌山下、字茶畠裏、字傳右屋敷、字庄ノ脇、字杉洞、字天神下、字石田、字沖之下、字櫻本、字上田中、字佐婆下、字向田、字上の平、字栗山、字新田、字清水、字土井脇、字土井原、字高橋、字下田中、字花沖、字札之辻、字仲田、字寥外道、字漆洞、字鳥屋道、字三学裏、字三学、字九左、字分井、字楮洞、字芝原、字西側、字宮脇、字鐘鑄所、字垣外場、字畠中、字鳩原、字脇ノ下、字廣田、字満場、字長田、字古市場、字郷中、字宮前、字吉原、字上石田、字申堂、字上野山、字平岩、字姥ヶ洞、字林下、字若宮前、字梨ノ木、字梅昌庵、字仲側、字四ツ谷、字鷹匠、字経塚、字吉田川、字新建、字上本郷、字椰下、字赤羽根、字大槻、字熊洞、字中野洞、字跡見坂、字天神山、字天神洞、字新市場、字分根の各全部 【岩村町】字山上、字西分根、字東分根、字新市場、字大将陣、字上屋後、字下屋後、字杉本、字大通寺、字上広表、字下広表、字矢田、字矢坪、字定京、字後田、字坂下、字大路、字裏山、字丸山、字鷹剪、字桑原、字打越、字瀧頭、字築出、字一色、字塙坪、字新柱、字杉ヶ沢、字蕨平、字大根洞、字梶平、字菅沼、字高松の各全部 山岡町 上手向、久保原の各全部 釜屋、下手向、田代、馬場山田、原のうち第 3 種区域を除いた地域う 4 明智町 字十日市場、字滝坂、字藤ノ木、字大庭、字向町、字大柳の各一部 【吉良見】字矢請、字萱掛の各一部 串原 字上沢、字中沢、字下沢、字北松林、字西松林、字上峯、字下峯、字南松林、字西木根、字北木根、字下大平、字上大平、字南木根、字東木根、字北柿畠、字南柿畠、字戸中、字下松本、字上松本、字福原、字森上、字大竹、字岩倉、字相走、字大野、字舟渡、字川ヶ渡、字大築、字閑羅瀬の各一部 上矢作町 字大門、字辻見堂、字川原島、字西ノ沢、字平井、字新市場、字清水、字万場、字下広表、字上広表、字中島、字本地、字末広、字下モ田の各全部 小田子字大平下の一部
第 3 種区域	大井町 葛沢の全部 雀子ヶ根、城の欠、太手、島田、神の木、本町、堅町、茶屋町、橋場、市神下、道昌田、女渕、佐渡、舟橋、深沼の各一部 長島町 【中野】芝田の全部 家久後、山野田、薦ヶ入、島田、丸蔵田、田違下、坊屋敷、家浦、石橋、一色、堤下、居屋敷、下浦、霜月田、寺ノ下、上芝田、田中、松葉田、六反田、神田の各一部 【正家】一丁目、一丁田、河原田、牧田の各一部 岩村町 字平井戸、字梨ノ木、字林、字殿町、字本町、字合原、字若宮、字中溝、字両家、字新町、字西町の各全部 山岡町 【馬場山田】字和田の全部 【下手向】字下平、字木伐戸、字神戸、字池の尻、字上神田、字下神田、字中嶋の各全部 字安免、字繁広、字大沼、字八重洞、字落合、字冷夕川、字土岐坂、字石戸、字郡上、字雲路、字二百山の各一部 【釜屋】字天地平、字神田、字四反田、字石橋、字下平、字黒地、字花本、字天池、字高瀬、字西洞、字上ヶ平、字福尾戸、字石川、字折立、字国地、字引地、字百畔、字市場、字本蔵、字雲地、字中屋、字梅の木、字轟、字金張、字山崎、字向田の各全部 字油田、字鶴岡、字大洞、字横山、字新田、字中一本木、字下一本木の各一部 【原】字引地、字中洞道下、字堅岩、字下沼、字道下通、字小万場、字札の辻、字切山、字山脇、字大坪、字長沢の各全部 字立野、字大牧、字足沢、字黒ヶ谷、字洞口、字中洞、字大西、字向山の各一部 【田代】字与助畠、

第3種区域 つづき	<p>字広瀬、下総レイの各一部</p> <p>明智町 字小畠、字折戸、字森下、字徳平、字久後、字竹ノ内、字古町、字宮町、字石坪、字城山、字新地、字本町、字上平、字新町、字井ノ切の各全部 字大庭、字荒井、字藤ノ木、字十日市場、字滝坂、字向町、字大柳、字法明、字甫地ヶ洞、字米加美、字徳間、字万ヶ洞、字八斗蒔、字落合、字渚ノ鼻、字両家、字後山、字正住地の各一部 【吉良見】字松ノ木、字神ノ木の各全部 字矢伏、字横山、字平垣外、字平、字中畠、字秋田、字矢請、字萱掛の各一部 【大田】字山脇、字小平沢、字大井、字新地、字山畠、字狐洞、字駒ヶ渕、字根崎、字花田、字井ノ下、字木ノ本、字馬場、字平山、字白坂、字丸山の各全部 字水神ノ木、字略田、字木ノ下、字桜木、字丸川、字藪下、字吉原、字大渚、字ナメ入、字鼠差、字カイツケの各一部</p>
第4種区域	<p>長島町 【中野】乗越、篠ヶ入の各一部 【久須見】新田の一部</p> <p>武並町 新竹折の全部 【竹折】洞、月沢、一町田の各一部</p> <p>明智町 字大真菰、字月郡、字正住地、字法明、字万ヶ洞、字小斗、字大久手、字片平、字大小屋、字八斗蒔、字落合、字渚ノ鼻、字両家の各一部 【杉野】字馬坂田の一部 【大田】字水神ノ木、字吉原、字カイツケ、字鼠差の各一部</p>

特定建設作業騒音

ビル建設や大規模工事に伴って発生する特定建設作業騒音を防止するため、「騒音規制法」および「岐阜県公害防止条例」により、用途地域の区分に準じて規制地域が指定され指定区域内で行われる建設作業について規制基準が定められています。

[表 3-3-7] 特定建設作業による騒音の規制基準

規制種別	区域の区分	規制内容
特定建設作業	第 1 ・ 2 号区域	次の①～⑧を使用する作業 ①くい打機（もんけんを除く）・くい抜機・くい打くい抜機（圧入式を除く）※くい打機をアースオーガと併用する作業を除く ②びょう打機 ③さく岩機（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る） ④空気圧縮機（原動機の定格出力が15kw以上）※さく岩機の原動力として使用する作業を除く ⑤コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上）・アスファルトプラント（混練機の混練容量が200kg以上）※モルタルを製造するためを除く ⑥バックホウ（原動機の定格出力が80kw以上） ⑦トラクターショベル（原動機の定格出力が70kw以上） ⑧ブルドーザー（原動機の定格出力が40kw以上） ⑥～⑧は、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く
規制基準値	第 1 ・ 2 号区域	8 5 dB
作業時刻	第 1 号区域	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと
	第 2 号区域	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
1 日あたりの作業時間	第 1 号区域	10 時間／日を超えないこと
	第 2 号区域	14 時間／日を超えないこと
作業時間	第 1 ・ 2 号区域	連続 6 日を超えないこと
作業日	第 1 ・ 2 号区域	日曜日その他の休日でないこと

第1号区域：特定工場などに係る規制の区域区分が第1種～第3種区域と第4種区域のうち学校・病院などの施設の敷地の周囲おおむね80mの区域。

第2号区域：同第4種区域（学校・病院などの施設の敷地の周囲おおむね80mの区域を除く）。

自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」では自動車騒音の許容限度を定めており、自動車騒音が一定の限度（要請限度）を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれている場合、市町村長は県公安委員会に対し交通規制、道路管理者に対し道路構造の改善の要請などができるとされています。

[表 3-3-8] 自動車騒音の要請限度 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年3月2日総理府令第15号）

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
		A6:00～P10:00	P10:00～A6:00
a 区域およびb 区域のうち1車線の道路に面する区域		65dB	55dB
a 区域のうち2車線以上の道路に面する区域		70dB	65dB
b 区域のうち2車線以上の道路に面する区域		75dB	70dB
c 区域のうち車線を有する道路に面する区域			

a 区域：①第1種騒音規制区域、②第2種区域のうち都市計画法第8条第1項の規定による第1種中高層住居専用地域または第2種中高層住居専用地域

b 区域：第2種騒音規制区域（a 区域を除く）

c 区域：第3種、第4種騒音規制区域

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の指定（平成12年3月31日告示第259号）

近隣騒音

近隣騒音という確定した定義はありませんが、家庭生活に密接に関係する身近な騒音は、近隣間のトラブルの原因となってしまうことがあります。中でも生活騒音は、個人の日常生活に伴って発生することから（例：ステレオ等の音響機器・クーラー等の冷暖房施設）住民一人ひとりのモラルやマナーによるところが大きくなっています。

近隣騒音を代表する深夜騒音については、飲食店などに対して規制が定められおり（県公害防止条例第58条）、音響機器の使用が制限されています（同条例第58条の2）。また利用者の義務として、静穏の保持に協力しなければならないこととされています（同条例58条の3）。

[表3-3-9] 飲食店営業に係る騒音の規制基準

県公害防止条例58条
同施行規則27条

対象の営業	規制する時間	区域の区分	規制基準値
飲食店* 喫茶店	午後10時～午前6時	第1種区域	40dB
		第2種区域	45dB
		第3種区域	50dB
		第4種区域	60dB

*食品衛生法施行令35条1号に規定する飲食店営業（一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キヤバレーその他）のうち設備を設けて客に飲食させる営業

[表3-3-10] 飲食店営業に係る音響機器使用制限

県公害防止条例58条の2
同施行規則27条の2

対象の営業	対象音響機器	規制する時間	区域の区分	規制する地域等
飲食店 喫茶店	カラオケ装置 音響再生装置 楽器 拡声装置	午後11時 ～午前6時	第1種区域	全域
			第2種区域	全域
			第3種区域	①病院、有床診療所、特別養護老人ホームの敷地 ②①に隣接する飲食店、喫茶店

*音が外部に漏れない措置をしてあれば除外されます。

(4) 発生源の監視・指導

市内の「騒音規制法」および「岐阜県公害防止条例」による特定事業場の業種別事業所数は、[表 3-3-11] の通りです。

[表 3-3-11] 騒音関係の業種別特定事業場数

平成 23 年 3 月 31 日現在

区分		施設数	工場数
騒音規制法	金属加工機械	163	20
	空気圧縮機	590	87
	土石用破碎機等	104	25
	織機	54	1
	建設用資材製造機械	11	6
	穀物用製粉機	0	0
	木材加工機械	191	52
	抄紙機	4	3
	印刷機械	55	15
	合成樹脂用射出成形機	261	14
県公害防止条例	鋳型造型機	0	0
	小計	1,433	223
	研磨機	9	4
	空気圧縮機及び送風機（製剤・木工）	52	8
	窯業焼成炉用バーナー	57	24
	ねん糸機	38	1
	紙工機械	11	7
	合成樹脂用粉碎機	24	5
	高速切断機	19	8
	走行クレーン	161	22
小計		562	129
合計		1,995	352

振動

振動は工場の生産活動や自動車などの通行によって発生し、騒音公害と類似した特性があります。主として心理的・感覚的要因が強く、振動と騒音は同一の発生源から同時に発生することが多くあります。振動については環境基準を定められていません。

(1) 振動に係る規制基準

特定施設振動

「振動規制法」および「岐阜県公害防止条例」では、振動を発生する工場・事業場の施設を特定施設に指定し（法施行令別表1、条例施行規則別表11）、地域ごと〔表3-3-5〕に基準〔表3-3-12〕を定め規制しています。（法第3条）

〔表3-3-12〕 特定工場などに係る振動規制基準

区分	昼間（A8:00～P7:00）	夜間（P7:00～A8:00）	備考
第1種区域	60dB	55dB	騒音規制法による第1種区域と第2種区域
第2種区域	65dB	60dB	騒音規制法による第3種区域と第4種区域

特定建設作業振動

特定建設作業による振動については、「振動規制法」および「岐阜県公害防止条例」により、騒音と同様に規制基準が定められています。

〔表3-3-13〕 特定建設作業による振動の規制基準

規制種別	区域の区分	規制内容
特定建設作業	第1・2号区域	くい打機 くい抜機 くい打くい抜機 鋼球による破壊作業 舗装版破碎機 ブレーカー
規制基準値	第1・2号区域	75dB
作業時刻	第1号区域	午後7時～午前7時の時間内でないこと
	第2号区域	午後10時～午前6時の時間内でないこと
1日あたりの作業時間	第1号区域	10時間／日を超えないこと
	第2号区域	14時間／日を超えないこと
作業期間	第1・2号区域	連続6日を超えないこと
作業日	第1・2号区域	日曜日その他の休日でないこと

第1号区域 騒音規制法による区域区分が第1～3種区域と第4種区域のうち学校・病院などの施設の敷地の周囲おおむね80mの区域。

第2号区域 同第4種区域（学校・病院などの施設の敷地の周囲おおむね80mの区域を除く）。

道路交通振動の要請限度

「振動規制法」では、これらにあわせて、道路交通振動についての対策をするよう要請できる限度（要請限度）を定めています。

[表 3-3-14] 道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間 A8:00～P7:00	夜間 P7:00～A8:00	備考
第1種区域	65dB	60dB	騒音規制法による第1種区域及び第2種区域
第2種区域	70dB	65dB	騒音規制法による第3種区域及び第4種区域

（2）発生源の監視・指導

市内の「振動規制法」による特定事業場の業種別事業所数は、[表 3-3-15] の通りです。

[表 3-3-15] 振動関係の業種別特定事業場数 平成 23 年 3 月 31 日現在

施設の種類	施設数	工場数
金属加工機械	274	29
圧縮機	242	47
土石用破碎機等	230	54
織機	3	1
建設用資材製造機械	4	2
木材加工機械	16	13
印刷機械	41	12
ゴム練用ロール機	0	0
合成樹脂用射出成形機	217	6
鋳型造型機	3	1
合計	1,030	165

4. 悪臭

日常生活の中にはさまざまなにおいがありますが、腐敗臭のように人に不快感や嫌悪感を与えるようなものを悪臭と言います。これが人の生活環境を損なうと悪臭公害となります。

悪臭は人の感覚に直接知覚されるもので個人差が大きく、発生源は工場・事業場や畜産場のほか、商店・飲食店・一般家庭など日常生活に伴うものなど多種多様です。また悪臭公害のほとんどは低濃度の複合臭によるものであり、規制について非常に厳しい面があります。

(1) 悪臭に係る規制基準

「悪臭防止法」および「岐阜県公害防止条例」では、工場・事業場から発生する悪臭を防止するため、事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制する地域を指定しており（同法第3条）、恵那市は全域が指定地域となっています。

従って、市内に工場・事業場を設置している事業者は、〔表 3-4-1〕に示した規制基準を順守しなければなりません。（同法第4条第1項）

〔表 3-4-1〕 悪臭物質の規制基準

（○=規制対象）

悪臭物質	化学式	1号基準 (ppm) 敷地境界線上	2号規準 気体排出口	3号規準 排出水
アンモニア	NH ₃	○ 1	○	
メチルメルカプタン	CH ₃ SH	○ 0.002		○
硫化水素	H ₂ S	○ 0.02	○	○
硫化メチル	(CH ₃) ₂ S	○ 0.01		○
二硫化メチル	CH ₃ SSCH ₃	○ 0.009		○
トリメチルアミン	(CH ₃) ₃ N	○ 0.005	○	
アセトアルデヒド	CH ₃ CHO	○ 0.05		
プロピオンアルデヒド	CH ₃ CH ₂ CHO	○ 0.05	○	
ノルマルブチルアルデヒド	CH ₃ (CH ₂) ₂ CHO	○ 0.009	○	
イソブチルアルデヒド	(CH ₃) ₂ CHCHO	○ 0.02	○	
ノルマルバニルアルデヒド	CH ₃ (CH ₂) ₃ CHO	○ 0.009	○	
イソバニルアルデヒド	(CH ₃) ₂ CHCH ₂ CHO	○ 0.003	○	
イソブタノール	(CH ₃) ₂ CHCH ₂ OH	○ 0.9	○	
酢酸エチル	CH ₃ COOCH ₂ CH ₃	○ 3	○	
メチルイソブチルケトン	CH ₃ COCH ₂ CH(CH ₃) ₂	○ 1	○	
トルエン	C ₆ H ₅ CH ₃	○ 10	○	
スチレン	C ₆ H ₅ CHCH ₂	○ 0.4		
キシレン	C ₆ H ₄ (CH ₃) ₂	○ 1	○	
プロピオン酸	CH ₃ CH ₂ COOH	○ 0.03		
ノルマル酪酸	CH ₃ (CH ₂) ₂ COOH	○ 0.002		
ノルマル吉草酸	CH ₃ (CH ₂) ₃ COOH	○ 0.0009		
イソ吉草酸	(CH ₃) ₂ CHCH ₂ COOH	○ 0.001		

煙突等気体排出口における規制基準（2号基準）

煙突その他の気体排出施設から排出されるアンモニアなど 13 物質の排出口の規制基準は、大気中への拡散を考慮に入れ、次の式により算出される悪臭物質の種類ごとの流量となります。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

q : 流量（単位：Nm³/時）

H_e : 補正された排出口の高さ（m）

C_m : 1号規準に掲げる悪臭物質ごとの基準値（ppm）

※補正された排出口の高さ（H_e）が5m未満となる場合は、この式は適用されません。

排出水の敷地外における規制基準（3号基準）

排出水に含まれるメチルメルカプタンなど4物質の規制基準は、排出水中の悪臭物質の種類ごとの濃度とし、排出水量により3段階に区分されます。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

C_{Lm} : 排出水中の濃度（mg/l）

k : 下表に掲げる排出水量ごとの値（mg/l）

C_m : 1号規準に掲げる悪臭物質ごとの基準値（ppm）

	Q ≤ 0.001	0.001 < Q ≤ 0.1	0.1 < Q
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71
硫化水素	5.6	1.2	0.26
硫化メチル	32	6.9	1.4
二硫化メチル	63	14	2.9

Q : 排出水量（m³/秒）

[表 3-4-1] に示した規制基準は、6段階臭気強度表示法の臭気強度では 2.5 に相当します。
(ただし、ノルマル酪酸のみ臭気強度 3)

[表 3-4-2] 6段階臭気強度表示法

臭気強度	においの程度
0	無臭
1	やっと感知できるにおい
2	何のにおいであるかが分かる弱いにおい
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

[表 3-4-3] 悪臭物質の特徴と主要発生源

悪臭物質	においの特徴	主な発生源
アンモニア	し尿臭	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	腐ったタマネギ臭	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
硫化水素	腐った卵臭	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツ臭	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル	腐ったキャベツ臭	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
トリメチルアミン	腐った魚臭	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	あおくさい刺激臭	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場等
プロピオンアルデヒド	甘酸っぱい焦げた刺激臭	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	甘酸っぱい焦げた刺激臭	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブチルアルデヒド	甘酸っぱい焦げた刺激臭	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦臭	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦臭	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブタノール	発酵した刺激臭	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル	シンナーのような刺激臭	塗装工程または印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	シンナーのような刺激臭	塗装工程または印刷工程を有する事業場等
トルエン	ガソリン臭	塗装工程または印刷工程を有する事業場等
スチレン	都市ガス臭	化学工場、F R P 製品製造工場等
キシレン	ガソリン臭	塗装工程または印刷工程を有する事業場等
プロピオン酸	酸っぱい刺激臭	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	汗臭いにおい	畜産事業場、化製場、でんぶん工場等
ノルマル吉草酸	むれた靴下のにおい	畜産事業場、化製場、でんぶん工場等
イソ吉草酸	むれた靴下のにおい	畜産事業場、化製場、でんぶん工場等

5. ダイオキシン類

ダイオキシン類は、人の生命や健康に重大な影響を与える恐れがあると指摘されています。市では定期的に大気、土壌を測定し、ダイオキシン類による汚染の状況を監視しています。

(1) 大気・土壌ダイオキシン類測定結果

[表 3-5-1] ダイオキシン類測定結果（一般地域）

項目	年度	調査地点	採取日	結果	基準値
大気	20	恵那市役所	H21. 2. 12-19	0.0081pg-TEQ/m ³	
	21	恵那市役所	H22. 2. 12-19	0.011pg-TEQ/m ³	0.6pg-TEQ/m ³
	22	恵那市役所	H23. 2. 23-3. 2	0.015pg-TEQ/m ³	
土壌	20	中央児童公園	H21. 2. 12	0.61pg-TEQ/g-dry	
	21	中央児童公園	H22. 2. 12	0.83pg-TEQ/g-dry	1,000pg-TEQ/g
	22	中央児童公園	H23. 2. 23	0.88pg-TEQ/g-dry	

[表 3-5-2] ダイオキシン類測定結果（発生源周辺）

発生源	項目	調査地点	20 年度	21 年度	22 年度	基準値
恵那エコセンター	大気	リサイクルセンター	0.010	0.0059	0.0048	0.6
		上本郷集会所	0.014	0.0068	0.0043	
	土壤	武並神社	0.83	2.6	0.96	1000
		リサイクルセンター	2.6	2.4	4.2	
	大気	近田勝美氏宅入口	0.0065	0.0077	0.0055	
		旧保育所跡広場	0.0060	0.0069	0.0050	0.6
		吉田小学校プール横	0.0096	0.0048	0.0050	
恵那クリーンセンターあおぞら	大気	大戸繁雄氏宅駐車場	0.019	0.015	0.023	
		近田勝美氏宅入口	1.0	0.88	2.1	
		小泉集会所前駐車場	0.39	0.027	0.18	
		旧保育所跡広場	0.028	0.024	0.11	
		保育所送迎駐車場	0.16	0.077	0.38	
		上田良子弘法堂前	1.2	1.6	4.2	1000
	土壤	吉田小学校プール横	0.094	0.017	0.09	
		吉良見 4 号農道	4.3	2.7	5.6	
		成瀬和則氏宅庭地	0.41	0.051	0.22	
		寺沢悟氏宅庭地	0.052	0.032	0.025	
		陶町金蛇入公園	0.020	0.012	0.39	
		山岡町原金比羅神社	0.0078	0.016	0.03	

単位 : 大気 pg-TEQ/m³ 土壌 pg-TEQ/g

6. 廃棄物とリサイクル

(1) 平成 22 年度のごみ処理

平成 22 年度のごみ排出量は 1 万 6,213 t で、前年度と比較して 555 t (3.3%) の減量となりました。市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 804 g (平成 22 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口 55,254 人で計算) で、前年度より 21 g (2.5%) 減少しています。全国平均は 994 g (平成 23 年版環境・循環型社会・生物多様性白書による平成 21 年度のデータ) で、県内の平均は 991 g (平成 23 年版岐阜県環境白書による平成 21 年度のデータ) となっています。

排出されたごみを適正に処理するための経費は 7 億 4,377 万円で、前年度より 2 億 6,992 万円 (26.6%) 減額することができました。大幅な削減ができた主な要因は、平成 21 年度まで市域を二分して二つのごみ処理施設を稼働させていたものが、平成 22 年度からはエコセンター恵那に処理を集約したことによります。1 t のごみを処理するのに平均 53,900 円かかったこととなり、前年度より 1 万 5,346 円減額しています。

[表 3-6-1] 平成 22 年度ごみ排出量

単位：トン

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	合計
計画収集	11,491	1,482	12,973
直接搬入	673	256	929
集団回収	2,281	30	2,311
合計	14,445	1,768	16,213

※資源ごみのうち、古紙・古布は可燃ごみに、缶・瓶・ペットボトルは不燃ごみに計上。

[表 3-6-2] ごみ処理経費の推移

単位：千円

年度	可燃ごみ処理	不燃・資源	収集運搬	最終処分場	処理費合計	処理量	1 t 当たり
18	766,715	83,668	166,106	35,711	1,052,200	16,159 t	65,115 円
19	815,425	35,033	190,177	21,435	1,062,070	15,914 t	66,738 円
20	855,502	33,444	184,002	18,973	1,091,921	15,375 t	71,019 円
21	799,136	38,362	147,006	29,184	1,013,688	14,639 t	69,246 円
22	515,600	38,578	160,013	29,578	743,769	13,799 t	53,900 円

※処理量は、ごみ排出量から集団回収量と直接搬入のうちの古紙・古布、家電 4 品目を差し引いたもの。

※平成 21 年度まで南部 5 町地区の処理量には、し尿汚泥と下水道汚泥が含まれる。

(2) ごみの排出とリサイクルの推移

次ページ [図 3-6-1] のグラフに示す通り、当市のごみ排出量は減少傾向にあります。特に平成 19 年度以降は大幅に減少しており、平成 16 年度との比較では 2,334 t (12.6%) 減少しました。

当市は、平成 17 年度に策定した「ごみ処理基本計画」の中で「ごみ排出量を平成 22 年度において平成 16 年度比 10% 減」の減量化目標を定めており、この目標を達成することができました。

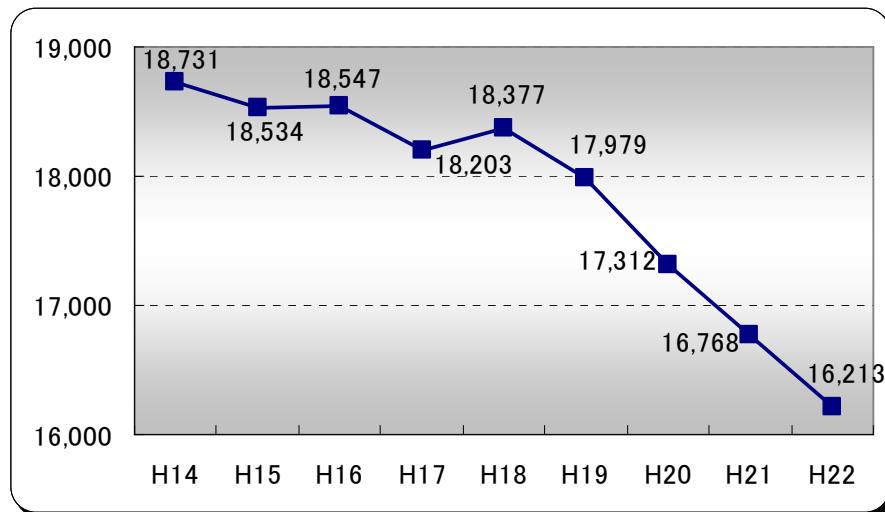
[表 3-6-3] 年度別ごみ排出量

単位：トン

年度	可燃ごみ			不燃ごみ			合計		
	旧市	南部	全体	旧市	南部	全体	旧市	南部	全体
14	10,958	5,099	16,057	1,851	823	2,674	12,809	5,922	18,731
15	10,719	5,418	16,137	1,634	763	2,397	12,353	6,181	18,534
16	10,601	5,464	16,065	1,651	831	2,482	12,252	6,295	18,547
17	10,779	5,357	16,136	1,425	642	2,067	12,204	5,999	18,203
18	10,884	5,281	16,165	1,437	775	2,212	12,321	6,056	18,377
19	10,692	5,106	15,798	1,425	756	2,181	12,117	5,862	17,979
20	10,275	5,035	15,310	1,281	721	2,002	11,556	5,756	17,312
21	9,966	4,785	14,751	1,215	802	2,017	11,181	5,587	16,768
22	-	-	14,445	-	-	1,768	-	-	16,213

※22年度から処理施設がエコセンター恵那に統一されたため、旧市・南部の区分をなくす。

[図 3-6-1] ごみ排出量の推移（市全体）



[表 3-6-4] 1人当たりの日平均排出量と処理経費の推移

年度（平成）	15	16	17	18	19	20	21	22
人口（人）	57,550	57,692	57,378	56,983	56,650	56,206	55,681	55,254
ごみ排出量（㌧）	18,534	18,547	18,203	18,377	17,979	17,312	16,768	16,213
1人当たりの日平均排出量（㌘）	国) 1,163 県) 1,047 市) 882	1,146 1,057 881	1,131 1,048 869	1,116 1,060 884	1,089 1,027 870	1,033 1,013 844	994 991 825	— — 804
ごみ処理経費（千円）	—	—	1,002,632	1,052,200	1,062,070	1,091,921	1,013,688	743,769
市民1人当たりの平均処理費(円)	—	—	17,474	18,465	18,748	19,427	18,205	13,461

※人口は15年度は年度末（3/31）、16年度は合併時（10/25）、17年度以降は10/1現在の住民基本台帳による。

再生利用率（リサイクル率）は、エコセンター恵那の稼働（平成 15 年度）によって増加しましたが、集団回収量の落ち込みなどにより、平成 18 年度の 31.0% をピークに減少するようになりました。しかし、平成 22 年度は 33.9% と前年度から一気に 4.8 ポイントも上昇しました。これは、ごみ処理施設の統合に伴って、R D F 炭化物の出荷量が増加したことが大きな要因であります。

[表 3-6-5] 年度別再生利用量と埋立量

単位：トン（%）

年度	再生利用量（再生利用率）			埋立量（埋立率）		
	旧市	南部	全体	旧市	南部	全体
14	2,733 (21.4)	1,555 (26.3)	4,288 (22.9)	964 (7.5)	573 (9.7)	1,537 (8.2)
15	3,426 (27.8)	1,605 (26.0)	5,031 (27.1)	1,078 (8.7)	554 (9.0)	1,632 (8.8)
16	3,854 (31.5)	1,649 (26.3)	5,503 (29.7)	945 (7.7)	628 (10.0)	1,573 (8.5)
17	3,782 (31.0)	1,558 (26.0)	5,340 (29.3)	792 (6.5)	493 (8.2)	1,285 (7.1)
18	3,984 (32.4)	1,709 (28.3)	5,693 (31.0)	816 (6.6)	483 (8.0)	1,299 (7.1)
19	—	—	5,418 (30.1)	—	—	1,296 (7.2)
20	—	—	5,084 (29.4)	—	—	1,209 (7.0)
21	—	—	4,876 (29.1)	—	—	1,291 (7.7)
22	—	—	5,503 (33.9)	—	—	1,005 (6.2)

※再生利用量とは、集団回収量、炭化物量、リサイクルセンターで処理後の金属量と資源物量、搬入古紙・古着量、特定家庭用機器量を合計したもの。

[表 3-6-6] 資源ごみの売却状況

品目	出荷量 (t)	売却単価		売却益 (円)	売却先	
		上半期	下半期		上半期	下半期
R D F 炭化	2,106.53	1,000 円／t	1,000 円／t	2,211,856		
R D F	66.18	500 円／t	500 円／t	34,744		
鉄（現状）	65.37	35 円／kg	33.6 円／kg	2,357,071		
鉄（破碎）	235.90	34 円／kg	32.6 円／kg	8,250,601		
モーター	4.36	50 円／kg	45 円／kg	218,347		
アルミ（プレス）	46.73	142 円／kg	130.6 円／kg	6,727,564		
アルミ（現状）	14.41	142 円／kg	130.6 円／kg	2,064,375		
1.8 % ピン	24.31 (26,425 本)	3 円／本	1 円／本	46,617		
ビール瓶（大）	5.77 (9,617 本)	5 円／本	5 円／本	50,489		
新聞	11.54	4 円／kg	6 円／kg	58,254		
雑誌	32.53	2.5 円／kg	3 円／kg	93,497		
ダンボール	20.80	4 円／kg	7 円／kg	116,497		
布類	35.30	1 円／kg	1 円／kg	37,065		
飲料紙パック	0.44	7 円／kg	10 円／kg	3,895		
ビデオ・CD・DVD	13.67	0 円／t	0 円／t	0		
白瓶	177.14	200 円／t	200 円／t	35,428		
茶瓶	149.40	0 円／t	0 円／t	0		
その他瓶	68.02	-500 円／t	-500 円／t	-34,010		
ペットボトル	110.06	—	—	3,170,037		
合計	3,188.46			25,442,327		

※出荷量の中には不適物の混入を考慮されたため、売却益との計算が合わない場合もある。

※1.8 % ピンは 1 本 = 0.92kg、ビール瓶（大）は 1 本 = 0.6kg で出荷量を計算。

[表 3-6-7] 可燃ごみのごみ質分析結果（平成 20～21 年度）

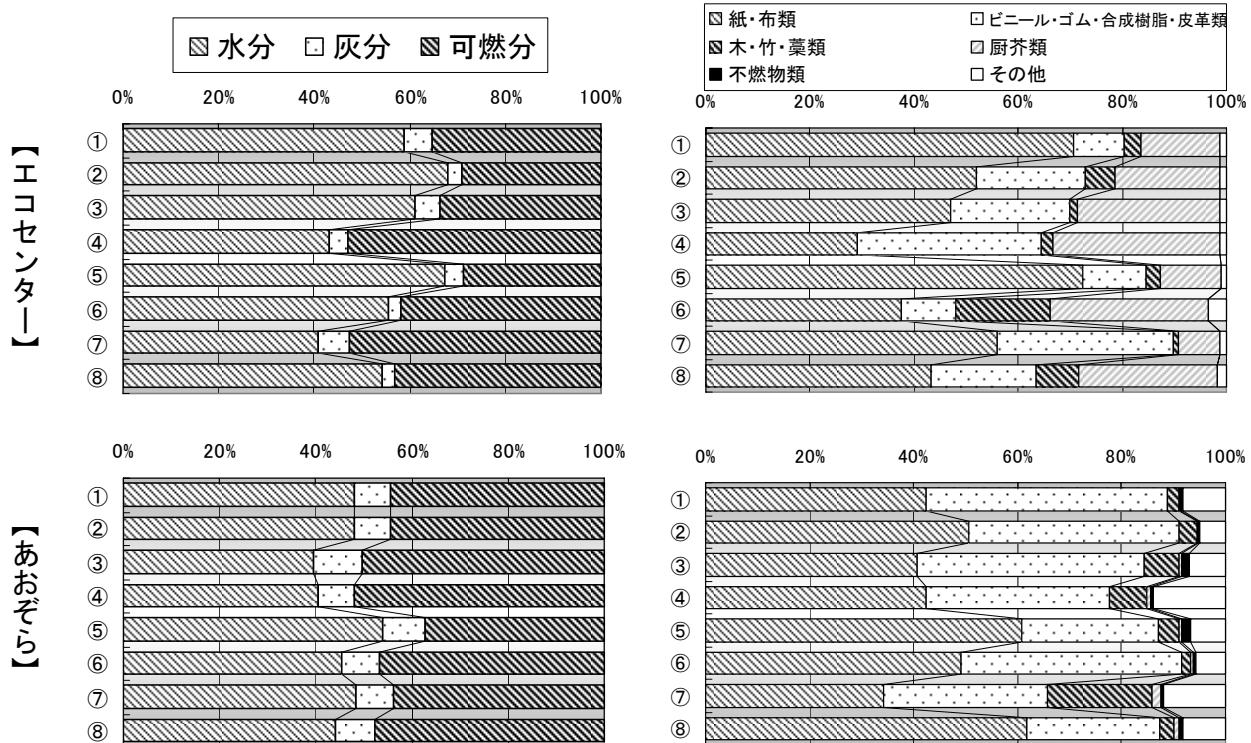
【エコセンター恵那】

採取年月日	単位容積重量（見掛け比重）	成分 (%)			組成分類 (%)						低位発熱量
		水分	灰分	可燃分	紙布類	ビニールゴム・合成樹脂・皮革類	木竹藁類	厨芥類	不燃物類	その他	
①20. 07. 05	165	58.8	5.9	35.3	70.7	9.6	3.4	15.0	0.0	1.3	1,236
②20. 10. 10	270	68.1	2.8	29.1	52.0	20.9	5.6	20.1	0.0	1.4	901
③21. 01. 20	200	61.0	5.2	33.8	47.0	23.0	1.3	27.4	0.0	1.3	1,155
④21. 03. 12	90	43.3	3.6	53.1	29.1	35.3	2.3	32.0	0.0	1.3	2,130
⑤21. 05. 15	220	67.2	4.1	28.7	72.4	12.3	2.7	11.5	0.0	1.1	888
⑥21. 08. 21	280	55.5	2.6	41.9	37.5	10.4	18.3	30.2	0.0	3.6	1,553
⑦21. 11. 12	150	40.7	6.6	52.7	56.0	33.7	1.0	8.1	0.0	1.2	2,127
⑧22. 02. 26	122	54.1	2.9	43.0	43.3	20.2	8.2	26.6	0.0	1.7	1,610

【恵南クリーンセンターあおぞら】

採取年月日	単位容積重量（見掛け比重）	成分 (%)			組成分類 (%)						低位発熱量
		水分	灰分	可燃分	紙布類	ビニールゴム・合成樹脂・皮革類	木竹藁類	厨芥類	不燃物類	その他	
①20. 10. 29	307	48.2	7.5	44.3	42.4	46.5	2.2	0.2	0.5	8.2	1,710
②20. 12. 02	235	48.1	7.3	44.6	50.7	40.5	3.5	0.1	0.3	5.0	1,740
③21. 02. 23	243	39.7	10.1	50.2	40.7	43.7	6.7	0.5	1.4	7.0	2,020
④21. 03. 03	186	40.6	7.4	52.0	42.4	35.2	7.3	0.6	0.6	13.9	2,100
⑤21. 08. 21	258	54.0	8.6	37.4	60.7	26.4	3.9	0.6	1.7	6.7	5,690
⑥21. 10. 02	266	45.4	7.8	46.8	49.2	42.3	1.8	0.4	0.6	5.7	7,680
⑦21. 12. 14	115	48.5	7.8	43.7	34.3	31.4	20.1	1.8	0.6	11.8	7,010
⑧22. 02. 01	223	44.1	8.2	47.7	61.8	25.5	2.8	0.9	0.9	8.1	7,870

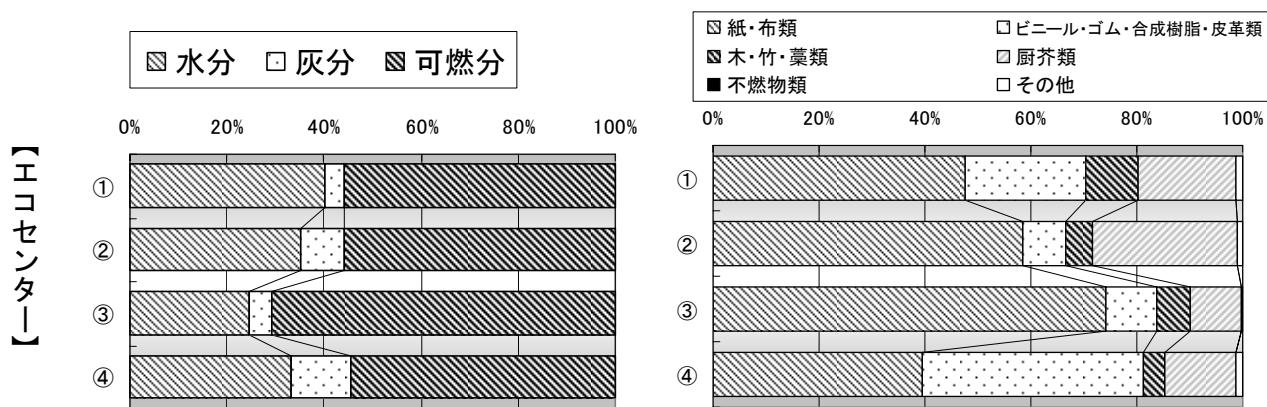
[図 3-6-2] 可燃ごみの成分（左）と組成分類（右）の分析結果（平成 20～21 年度）



[表 3-6-8] 可燃ごみのごみ質分析結果（平成 22 年度）※22 年度からゴミ処理施設がエコセンター恵那に統一
【エコセンター恵那】

採取年月日	単位容積重量（見掛け比重）	成分 (%)			組成分類 (%)						低位発熱量
		水分	灰分	可燃分	紙布類	ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類	木・竹・藁類	厨芥類	不燃物類	その他	
①22. 06. 10	117	40. 2	3. 9	55. 9	47. 6	22. 7	10. 0	18. 5	0. 0	1. 2	2, 274
②22. 08. 03	108	35. 2	8. 9	55. 9	58. 6	8. 1	4. 9	27. 3	0. 0	1. 1	2, 304
③22. 11. 17	160	24. 5	4. 8	70. 7	74. 2	9. 7	6. 2	9. 6	0. 0	0. 3	3, 035
④23. 02. 17	230	33. 1	12. 5	54. 4	39. 5	41. 7	4. 0	13. 6	0. 0	1. 2	2, 249

[図 3-6-3] 可燃ごみの成分（左）と組成分類（右）の分析結果（平成 22 年度）



(3) ごみの減量化に向けた取り組み

① ふれあいエコプラザの整備

ごみ減量と資源の有効活用を目指して、市消防防災センター南側の阿木川沿いに 3R の推進拠点「ふれあいエコプラザ」を整備しています。ここでは、市民と企業、行政が協働で実施してきた「日曜リサイクル広場」の機能を移設していくとともに、常設型施設の特徴を生かして、各種の 3R に係る啓発や実践を行っていきます。供用開始は平成 24 年春を目指しています。

② 集団資源回収の推進

市では、小中学校の PTA や保育園の保護者会、地域の子ども会などの団体が計画的に再生利用できる廃棄物を回収する場合に奨励金を交付しています。平成 22 年度は 50 団体に合計 1,145 万 6,005 円の奨励金を交付しました。

〈制度の概要〉

対象品目 新聞紙、雑誌、段ボール、混合紙、飲料用紙容器などの紙類と布類

容器包装プラスチック (H21 年度から品目追加)

奨励金額 1 kg 当たり 5 円

恵那市資源集団回収事業奨励金交付要綱（平成 16 年 10 月 25 日 告示第 42 号）

過去 9 年の集団回収量を見てみると、南部 5 町地区では年度によるバラツキはあるものの、ほぼ一定の回収量を維持しているのに対し、旧市地区ではこの 9 年で約 500 トン減少しています。

ここ4年はごみの発生量そのものが減少しているため、一概には言えませんが、集団回収がうまく実施されなくなってしまうと、新聞や雑誌などの古紙が可燃ごみとして排出されてしまうことも懸念されるため、資源回収の仕組み作りが課題となっています。

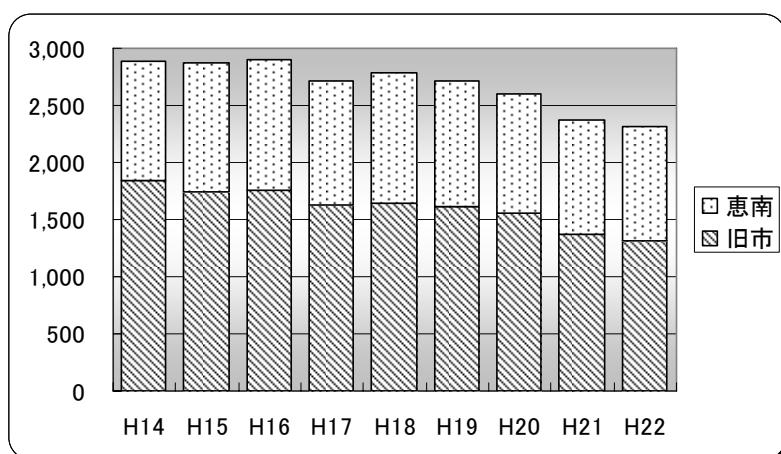
平成19年10月にスタートした「日曜リサイクル広場」は、平成22年度で4年目を迎え、年間11回の開催（積雪による中止1回）に対して4,301台の車が来場し、約105トンの資源ごみを回収しました。

[表3-6-10] 集団資源回収量の推移

単位：kg

年度	区分	団体	紙類	布類	不燃ほか	合計
14	旧市	39	1,785,490	50,930	11,900	1,848,320
	恵南	22	953,201	52,961	27,827	1,033,989
	全体	61	2,738,691	103,891	39,727	2,882,309
15	旧市	37	1,662,420	67,830	9,600	1,739,850
	南部	18	1,039,246	52,930	34,449	1,126,625
	全体	55	2,701,666	120,760	44,049	2,866,475
16	旧市	38	1,669,540	74,430	7,948	1,751,918
	南部	16	1,060,525	50,180	35,947	1,146,652
	全体	54	2,730,065	124,610	43,895	2,898,570
17	旧市	37	1,543,300	84,090	6,287	1,633,677
	南部	17	999,862	56,087	30,690	1,086,639
	全体	54	2,543,162	140,177	36,977	2,720,316
18	旧市	38	1,554,290	88,060	6,870	1,649,220
	南部	13	1,043,722	53,670	35,096	1,132,488
	全体	51	2,598,012	141,730	41,966	2,781,708
19	旧市	37	1,519,650	87,120	6,861	1,613,631
	南部	15	1,019,303	54,820	22,815	1,096,938
	全体	52	2,538,953	141,940	29,676	2,710,569
20	旧市	38	1,437,890	98,970	14,118	1,550,978
	南部	12	980,958	51,440	21,060	1,053,458
	全体	50	2,418,848	150,410	35,178	2,604,436
21	旧市	37	1,272,637	89,760	12,624	1,375,021
	南部	12	922,909	53,420	18,168	994,497
	全体	49	2,195,546	143,180	30,792	2,369,518
22	旧市	38	1,211,406	95,040	14,814	1,321,260
	南部	12	918,759	56,140	15,380	990,279
	全体	50	2,130,165	151,180	30,194	2,311,539

[図3-6-4] 集団資源回収量の推移



[表 3-6-11] 日曜リサイクル広場回収量（平成 22 年度）

品目	回収量 (kg)											
	4/18	5/16	6/20	7/18	8/15	9/19	10/17	11/21	12/19	2/20	3/20	合計
新聞・チラシ・雑誌	7,120	4,380	4,420	5,080	4,180	5,850	4,380	4,560	6,300	6,980	4,360	57,610
段ボール	1,480	820	1,000	720	880	1,890	1,560	1,380	1,120	1,140	1,280	13,270
紙パック	50	40	40	60	30	40	60	60	50	50	50	530
古着	1,870	2,220	1,460	1,530	1,080	1,240	1,840	1,760	2,290	2,130	1,330	18,750
アルミ缶	50	40	60	70	70	70	50	60	50	70	50	640
スチール缶	50	20	40	40	20	30	30	40	30	50	30	380
びん類	290	330	280	300	270	340	250	310	350	430	290	3,440
ペットボトル	176.0	183.5	162.0	220.0	160.0	232.0	160.0	140.0	115.5	152.0	140.0	1,841.0
ラベル・プラ袋等	332.5	297.5	315.0	272.5	182.5	319.5	225.0	325.0	301.0	532.5	293.5	3,396.5
ボトル・キャップ	92.0	170.0	130.5	90.0	92.0	126.5	78.5	120.5	155.0	180.0	129.0	1,364.0
透明プラ	108.5	112.0	115.5	95.5	72.0	105.0	102.0	135.5	301.0	532.5	293.5	3,396.5
CD・DVD	3.5	2.0	1.5	0.2	1.0	1.0	1.0	5.5	2.0	6.0	3.0	26.7
発泡トレー	210	150	170	160	120	180	150	190	220	280	160	1,990
食用廃油	44	40	50	21	50	40	50	22	95	50	20	482
合計重量	11,876.5	8,805.0	8,244.5	8,659.2	7,207.5	10,464.0	8,936.5	9,108.5	11,190.5	12,232.5	8,237.5	104,962.2
来場者数(台)	423	390	383	380	299	385	387	379	504	430	341	4,301

※ 1月は積雪のため中止

③生ごみ処理機の購入費補助

生ごみの家庭内処理を推進するため、電気式または機械式の家庭用生ごみ処理機購入者に対し、購入費の一部を補助しています。

〈制度の概要〉

対象 家庭用生ごみ処理機（電気式・機械式）

補助額 購入費の2分の1で1世帯2万円まで

恵那市生ごみ処理機購入費補助金交付要綱（平成16年10月25日 告示第40号）

この補助制度は、旧恵那市と明智町が平成11年度から、他の4町村は平成12年度から実施しており、平成22年度末現在で2,373世帯へ補助金を交付しました。

補助件数の年度別推移〔表3-6-12〕を見ると減少傾向にあり、事業効果が薄くなってきたことから、恵那市廃棄物減量等推進審議会の答申に基づき、平成22年度をもってこの補助金は終了しました。

[表3-6-12] 年度別生ごみ処理機補助件数

年度	旧市地区	岩村町	山岡町	明智町	串原	上矢作町	計
11	750	-	-	120	-	-	870
12	438	108	10	67	64	40	727
13	101	20	55	35	11	15	237
14	57	11	60	19	4	16	167
15	20	5	33	8	3	8	77
16	35	10	10	6	5	5	71
17	35	10	6	6	2	6	65
18	29	7	4	4	0	4	48
19	7	5	7	9	0	0	28
20	25	3	4	4	2	1	39
21	10	2	1	2	0	1	16
22	18	5	5	0	0	0	28
計	1,525	186	195	280	91	96	2,373

④粗大ごみの再生利用

粗大ごみとして市のごみ処理施設へ持ち込まれた家具や自転車などのうち、再使用が可能なものは、必要な修理を加え、環境フェアなどのイベント機会を通じて、希望する市民に無償で譲渡しています。

⑤事業者の協力義務

事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するなどにより、廃棄物を減量しなければならないと定めており（市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第3条1項）、一般廃棄物の1日平均排出量が50kg以上の事業者は、処理について市の業務の提供を受ける場合、あらかじめ市長の承認を得なければならないことになっています（同条例第6条、同施行規則第5条）。

さらに1日平均300kg以上の一般廃棄物を排出する事業者は、廃棄物減量計画を作成し、市長への提出を義務付けています（同条例第4条、同施行規則第3条）。

(4) ごみ処理施設の状況

当市は平成 16 年の新市施行以来、ごみの処理は市域を二分し、旧恵那市地区で発生するごみはエコセンター恵那で、南部 5 町地区で発生するごみは恵南クリーンセンターあおぞらで処理をしてきました。

しかし、人口 5 万 5 千人程度の小さな市で 2 つのごみ処理施設を同時に稼働させることは、費用的な負担が大きく、またごみ処理に伴って大量の温室効果ガスを排出していることから、施設の統合に踏み切りました。

まず平成 19 年度から不燃ごみ、資源ごみの処理をリサイクルセンターに集約し、「あおぞら」内のリサイクルプラザを休止しました。そして平成 22 年度からは、恵南クリーンセンターあおぞらの運転を休止し、可燃ごみの処理をエコセンター恵那に一本化しました。エコセンター恵那では、処理量増加への対応とエネルギー使用の効率化を図るため、バッチ運転方式から連続運転方式に切り替えており、平成 21 年度はそのための改造工事を実施しました。

現在、稼働している処理施設は以下の通りです。

①可燃ごみ処理施設

●エコセンター恵那（長島町久須見 1013 番地 1）

処理方式	ごみ固化燃料化・炭化方式
処理能力	固化燃料化施設 90 t／日、炭化施設 72 t／日
供用開始	平成 15 年 4 月

②不燃ごみ・資源ごみ中間処理施設

●恵那市リサイクルセンター（長島町久須見 1013 番地 1）

処理方式	破碎、圧縮、選別、保管
処理能力	破碎機 4.5 t／日 金属プレス機 189 t（主軸圧縮力） ペットボトル減容器 300kg／時間 アルミ缶プレス機 180kg／時間
供用開始	平成 9 年 4 月

③最終処分場

●恵那市一般廃棄物最終処分場（笠置町毛呂窪棚杭地内）

全体面積	12,000 平方メートル	埋立面積	4,410 平方メートル
埋立容量	20,389 立方メートル	埋立方式	セル方式（即日覆土）
供用開始	平成 22 年 4 月		

●恵那市恵南一般廃棄物最終処分場（山岡町下手向 1048 番地 1）

全体面積	6,713 平方メートル	埋立面積	4,860 平方メートル
埋立容量	24,220 立方メートル	埋立方式	サンドイッチ方式
供用開始	平成 5 年 4 月		

(5) し尿処理

し尿は市町村合併以来、市域を二分し、旧市地区は武並町藤の藤花苑で、南部 5 町地区は明智

町の恵南衛生センターで処理をしています。収集（くみ取り）は、民間事業者（3社）に業務を委託しています。

[表 3-6-13] し尿・汚泥の年度別処理量

単位 : kℓ

年度	区分	生し尿	浄化槽汚泥	農集汚泥	生活雑排汚泥	計
17	旧市	7,611.9	4,546.3	670.5	57.6	12,886.3
	南部	4,131.8	8,631.0	202.0	-	12,964.8
	計	11,743.7	13,177.3	872.5	57.6	25,851.1
18	旧市	6,885.1	4,960.9	927.5	62.8	12,836.3
	南部	3,716.0	5,935.4	205.5	-	9,856.9
	計	10,601.1	10,896.3	1,133.0	62.8	22,693.2
19	旧市	6,231.5	5,267.4	940.2	42.4	12,481.5
	南部	3,254.5	6,093.0	268.1	-	9,615.6
	計	9,486.0	11,360.4	1,208.3	42.4	22,097.1
20	旧市	5,360.7	5,302.1	961.2	33.0	11,657.0
	南部	2,893.3	5,829.0	337.9	-	9,060.2
	計	8,254.0	11,131.1	1,299.1	33.0	20,717.2
21	旧市	4,888.7	5,919.6	955.0	27.2	11,790.5
	南部	2,774.0	5,454.5	678.8	-	8,907.3
	計	7,662.7	11,374.1	1,633.8	27.2	20,697.8
22	旧市	4,510.5	6,214.9	970.7	24.5	11,720.6
	南部	2,546.3	5,951.8	762.1	-	9,260.2
	計	7,056.8	12,166.7	1,732.8	24.5	20,980.8

し尿処理施設の状況

●藤花苑（恵那市武並町藤 1246 番地 1）

処理能力 35kℓ／日

処理方式 主処理 膜分離高負荷脱窒素処理方式

高度処理 凝集膜分離→活性炭吸着

汚泥処理 脱水→焼却→埋立処分

臭気対策 高濃度臭気 硝化脱窒素槽吹込み→中濃度臭気

中濃度臭気 酸・アルカリ次亜洗浄→活性炭吸着

低濃度臭気 活性炭吸着

供用開始 平成 8 年 4 月

●恵那市恵南衛生センター（恵那市明智町 989-2-2）

処理能力 35kℓ／日

処理方式 主処理 標準脱窒素処理

高度処理 凝集沈殿 + オゾン酸化 + 砂ろ過

汚泥処理 遠心脱水 + 汚泥乾燥 + 焼却

臭気対策 高濃度臭気 高温燃焼脱臭（焼却炉）

中濃度臭気 水洗 + アルカリ脱臭

低濃度臭気 水洗 + アルカリ脱臭

供用開始 昭和 56 年 4 月

(6) 廃棄物処理と手数料の変遷

廃棄物処理

年月	内容
平成 16 年 10 月	新市発足。廃棄物の処理に関しては、従前のまま引き継がれる
平成 17 年 6 月	笠置町毛呂窪区と最終処分場の埋立期間延長に伴う協定を締結（4年延長、平成 21 年 6 月まで）
平成 18 年 4 月	ごみの収集回数（排出機会）を全市で統一。可燃ごみは週 2 回、不燃・資源ごみは月 1 回に 粗大ごみは直接搬入の扱いとすることで全市統一 岩村町の生活系ごみの収集を業者委託から直営に変更 串原の粗大ごみの業者委託による収集を廃止 南部 5 町地区のごみ収集、車両と人員を「あおぞら」に集約 南部 5 町地区の特定家庭用機器の取り扱い（受け入れ）を各振興事務所から「あおぞら」に変更 南部 5 町地区のし尿くみ取りを業者へ委託（直営によるし尿くみ取りを廃止） 南部 5 町地区、直営による浄化槽清掃を廃止、許可業者へ業務を移譲 南部 5 町地区で資源ごみの地域説明会を開催（排出方法と手数料の統一に向けて） 恵那市廃棄物減量等推進審議会答申＝廃棄物の収集運搬と費用負担のあり方、市指定ごみ袋の形 状について
6～8 月 8 月	平成 19 年 1 月 4 月 10 月
平成 20 年 10 月	恵那市ごみ百科事典発行、全戸へ配布 料金改定にあわせ指定ごみ袋の形状を全市で統一 資源ごみのコンテナによる収集を全市でスタート（南部 5 町地区の資源ごみ用指定袋を廃止） 不燃・資源ごみの中間処理をリサイクルセンターに集約（あおぞら内のリサイクルプラザを休止） 日曜リサイクル広場スタート
平成 21 年 1 月 2 月 4 月	恵那市一般廃棄物最終処分場（笠置町毛呂窪）の埋め立て終了（～平成 7 年 7 月） 恵那市廃棄物減量等推進審議会答申＝ごみ減量化の推進と市民サービスの向上について 祝日の可燃ごみ収集と直接搬入の受付を開始。
平成 22 年 3 月 4 月	恵那市ごみ百科事典改訂版発行、全戸へ配布 恵南クリーンセンターあおぞらの運転を休止 恵那市一般廃棄物最終処分場（第二期）が完成 可燃ごみの処理をエコセンター恵那に集約

手数料

年月	内容	料金
平成 16 年 10 月	<p>【旧市地区】</p> <p>生活系一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ①収集袋による収集運搬処分（可燃ごみ、不燃ごみ） ②コンテナによる収集運搬処分（アルミ缶、瓶、ペットボトル、電池、蛍光管） ③処理場持込の処分（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ） ④し尿収集運搬処分 <p>事業系一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ①処理持込の処分（可燃ごみ、不燃ごみ） ②処理持込の処分（資源ごみ） <p>産業廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ①処理場持込の処分 <p>【南部 5 町地区】</p> <p>生活系一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ①収集袋による収集運搬処分（可燃ごみ、不燃ごみ） ②収集袋による収集運搬処分（缶、瓶、ペットボトル） ③処理場持込の処分（可燃ごみ） ④処理場持込の処分（不燃ごみ） ⑤粗大ごみ（山岡町、明智町は処理場持込、岩村町、串原、上矢作町はシール制により収集運搬） ⑥し尿収集運搬処分 <p>事業系一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理持込の処分（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ） <p>産業廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理場持込の処分 	<p>大 20 枚につき、小 30 枚につき 630 円 無料</p> <p>100kg ごとに（1回につき）252 円 18ℓ ごとに 214 円</p> <p>1 t ごとに（1回につき）3,150 円 無料</p> <p>1 t ごとに（1回につき）15,750 円</p> <p>10 枚につき 大 600 円、小 300 円 10 枚につき 600 円</p> <p>100kg ごとに 300 円(50kg 以下 150 円) 100kg ごとに 400 円(50kg 以下 200 円)</p> <p>家電製品（特定家庭用機器を除く）大型 2,100 円／台、小型 1,050 円／台 可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ 420 円／個 タイヤ 250 円／本 ホイル付きタイヤ 400 円／本</p> <p>20ℓ ごとに 214 円</p> <p>100kg ごとに 1,000 円 (50kg 以下 500 円)</p> <p>100kg ごとに 1,000 円 (50kg 以下 500 円)</p>
平成 18 年 4 月	【南部 5 町地区】 粗大ごみ（シール制を廃止し、すべて処理場持込に）	可燃性粗大 100kg ごとに 300 円 (50kg 以下 150 円) 不燃性粗大 100kg ごとに 400 円 (50kg 以下 200 円) タイヤ 250 円／本 ホイル付きタイヤ 400 円／本
平成 19 年 4 月	<p>【ごみ処理手数料を全市で統一】</p> <p>生活系一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ①収集袋による収集運搬処分（可燃ごみ、不燃ごみ） ②コンテナによる収集運搬処分（アルミ缶、瓶、ペットボトル、電池、蛍光管） ③処理場持込の処分（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ） ④し尿収集運搬処分 <p>事業系一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ①処理持込の処分（可燃ごみ、不燃ごみ） ②処理持込の処分（資源ごみ） <p>産業廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理場持込の処分 	<p>大 20 枚につき、小 30 枚につき 630 円 無料</p> <p>100kg ごとに（1回につき）252 円 旧市地区は 18ℓ ごとに、南部 5 町地区は 20ℓ ごとに 214 円</p> <p>100kg ごとに（1回につき）500 円 無料</p> <p>1 t ごとに（1回につき）25,000 円</p>
平成 21 年 4 月	【し尿の収集運搬処分手数料を全市で統一】 生活系一般廃棄物 し尿収集運搬処分	18ℓ ごとに 214 円

7. 公害苦情と不法投棄

(1) 公害苦情の内訳

平成 22 年度の公害苦情は [表 3-7-1] の通りでした。いわゆる典型 7 公害の苦情は 30 件で、平成 21 年度の 26 件と比較して 4 件 (15.4%) の増加となりました。

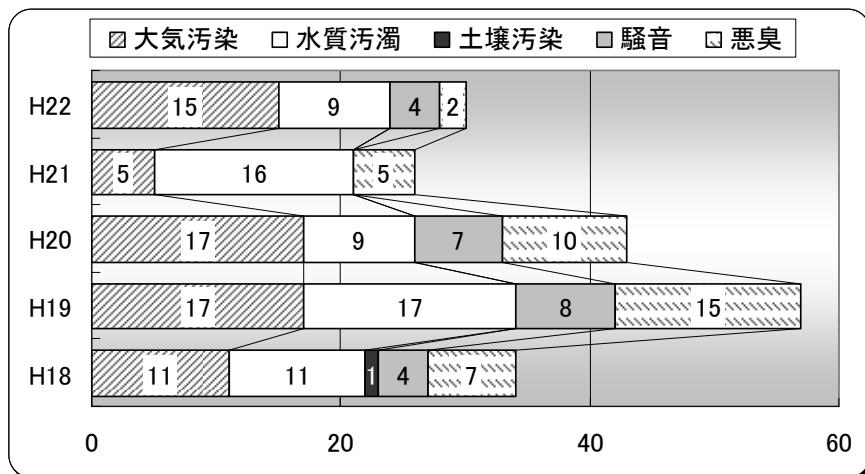
内訳を見ると大気に関することが 15 件で最も多く、土壤汚染、振動、地盤沈下に関する苦情はありませんでした。大気汚染に関する苦情 15 件のうち 14 件は野外焼却に関することが占めています。

典型 7 公害以外では、不法投棄の通報が 29 件、空き地の除草に関する相談が 7 件でした。

[表 3-7-1] 平成 22 年度の苦情件数とその内訳

原因者	典型 7 公害					7 公害以外		合計
	大気汚染	水質汚濁	騒音	悪臭	小計	不法投棄	空き地除草	
事業所	5	4	3	2	14			
個人	10	4	1	0	12			
不明	0	4	0	0	4			
計	15	9	4	2	30	29	7	66

[図 3-7-1] 典型 7 公害苦情件数の推移



(2) 不法投棄対策

①不法投棄の通報状況

平成 22 年度の不法投棄通報件数は 29 件で、前年度と比較して 5 件 (20.8%) の増加となりました。環境基本計画では、平成 22 年度までに年間 30 件以内を目標にしており、前年度比で増加はしましたが、目標水準を達成することができました。

[表 3-7-2] 地域別不法投棄の通報件数

年度	大井	長島	東野	三郷	武並	笠置	中野方	飯地	岩村	山岡	明智	串原	上矢作	計
H18	7	20	5	1	1	4	2	2	3	4	5	1	5	60
H19	11	8	4	2	3	4	1	0	3	3	1	0	1	41
H20	6	3	8	3	0	2	0	1	5	3	1	0	0	32
H21	8	4	7	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	24
H22	6	3	4	1	1	2	2	0	4	4	1	0	1	29

[表 3-7-3] 通報者の内訳

通報者	H18	H19	H20	H21	H22
地域住民	35	27	25	20	20
不法投棄監視員	9	9	4	1	3
土地所有者	6	1	0	1	0
岐阜県	2	2	0	0	0
警察署	2	1	0	1	0
郵便局	1	0	0	0	0
その他団体	5	1	3	1	6
合計	60	41	32	24	29

[表 3-7-4] 投棄物の事後処理

処理内容	H18	H19	H20	H21	H22
投棄者が回収	3	1	2	2	2
土地所有者に回収を依頼	5	6	1	1	2
市で回収	29	25	23	18	24
警察へ対応を依頼	9	0	1	0	1
県へ対応を依頼	2	2	1	0	0
地域ボランティアで回収	5	3	0	0	0
回収困難	3	0	0	0	0
その他	4	4	4	3	0
合計	60	41	32	24	29

②監視体制の強化

市では市内 13 地区から各 2 人、計 26 人に不法投棄監視員を委嘱し、不法投棄パトロールを実施しています。また市内郵便局とは不法投棄の情報提供に関する覚書を、恵那ライオンズクラブとは不法投棄の防止と根絶に関する協定書を締結し、早期の発見に努めています。特に不法投棄が頻発する個所にはセンサーライト付き監視カメラを設置し、監視の強化と未然防止を図っています。

③不法投棄防止看板の配布

自治会などからの申し出により、不法投棄防止の啓発看板を配布しています。

[表 3-7-5] 不法投棄防止看板の配布実績

年度	大井	長島	東野	三郷	武並	笠置	中野方	飯地	岩村	山岡	明智	串原	上矢作	計
H18	15	17	9	7	3	0	0	5	10	52	8	0	2	128
H19	40	21	12	7	44	5	2	0	3	20	0	7	3	164
H20	55	11	4	12	15	0	0	2	10	0	0	10	13	132
H21	17	12	7	24	10	0	4	0	1	9	2	0	5	91
H22	21	21	5	2	20	4	3	0	28	0	0	5	2	111

(参考) ペットのふん便防止看板の配布実績

年度	大井	長島	東野	三郷	武並	笠置	中野方	飯地	岩村	山岡	明智	串原	上矢作	計
H18	14	23	1	8	3	0	0	0	1	0	8	0	4	62
H19	18	8	0	0	6	0	1	0	0	0	0	0	0	33
H20	25	9	0	2	1	0	0	0	4	0	0	0	2	43
H21	30	19	0	3	3	0	0	0	0	10	2	0	0	67
H22	12	16	0	7	0	3	0	0	2	0	0	0	1	41

④環境美化活動の支援

地域の環境美化活動を実施する団体へは、事前の申し出によりごみ袋を配布し、回収したごみの処理費を免除しています。また市の施設では処理できない家電4品目やタイヤなどは、処理費の実費を助成しています。

[表3-7-6]環境美化活動に伴う処理困難物の処理費助成一覧

年度	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	タイヤ	その他	助成額
H18	0台	21台	11台	7台	539本	単車1台	487,075円
H19	0台	45台	16台	11台	198本	—	493,941円
H20	3台	31台	8台	2台	176本	単車1、バッテリー6	368,150円
H21	1台	20台	16台	3台	307本	単車1、消火器2	331,056円
H22	0台	17台	0台	0台	58本	—	120,030円

[表 3-7-7] 各地区の環境美化活動実績

(環境課へ申請した分のみ掲載)

地域	件数	参加人数	回収量 (kg)		
			可燃ごみ	不燃ごみ	合計
大井町	H20	6	1,641	964	1,880
	H21	10	1,673	1,317	2,230
	H22	20	1,976	1,878	2,725
長島町	H20	20	5,526	2,241	2,495
	H21	23	2,634	1,970	2,440
	H22	18	2,030	2,479	2,935
東野	H20	1	430	375	750
	H21	2	460	800	1,600
	H22	2	550	275	550
三郷町	H20	5	490	612	1,815
	H21	5	600	1,225	2,500
	H22	4	980	600	550
武並町	H20	2	37	150	536
	H21	9	478	210	430
	H22	16	994	573	1,240
笠置町	H20	2	1,600	1,250	2,500
	H21	3	1,700	1,375	2,250
	H22	2	1,100	500	1,000
中野方町	H20	3	989	650	300
	H21	3	1,350	1,000	0
	H22	4	1,012	500	30
飯地町	H20	3	79	175	400
	H21	4	136	124	225
	H22	2	63	75	150
岩村町	H20	-	-	-	-
	H21	2	110	275	550
	H22	4	1,430	1,619	2,740
山岡町	H20	22	2,212	899	1,635
	H21	32	2,830	1,008	2,125
	H22	13	2,044	826	1,470
明智町	H20	5	1,028	890	1,780
	H21	6	288	550	1,250
	H22	2	50	67	15
串原	H20	3	91	24	0
	H21	3	63	12	125
	H22	1	50	125	500
上矢作町	H20	-	-	-	-
	H21	1	30	25	50
	H22	2	830	2,537	5,075
広域	H20	4	795	650	1,150
	H21	1	500	502	860
	H22	1	500	195	155
合計	H20	72	14,918	8,880	15,241
	H21	104	12,852	10,393	16,635
	H22	91	13,609	12,249	19,135
					31,384

第4章 資料

1. 条例、規則、要綱集

○恵那市環境基本条例

平成17年3月25日条例第51号

(目的)

第1条 この条例は、豊かで快適な環境の保全と創出について基本的な考え方を定め、恵那市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責任と義務を明らかにするとともに、環境の保全と創出に関する施策の基本的な事項を定めることによって、現在と将来の市民が環境と共生しながら健康で文化的な生活を営むことができるようすることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷　　人の活動によって環境に加えられる影響であって、環境を保全し、創出する上で支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全　　人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、大気及び海洋の汚染、野生生物の種の減少、放射性物質や化学物質による汚染その他の地球規模の環境に影響を及ぼす事態に対する環境保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害　　環境を保全し、創出するうえでの支障のうち、事業活動その他の人の活動によって生じる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪

臭又は光害によって、人の健康や生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境その他自然環境を含む。以下同じ。）に関する被害が生じることをいう。

(基本理念)

第3条 何人も、環境は積極的に保全し、創出する働きかけを行わなければ失われやすいという認識に立って、その保全と創出の活動が行われなければならない。

2 環境の保全と創出は、人と自然と共に生きる社会において、市民が安全かつ健康でうるおいとやすらぎのある快適な生活を営むことできる良好な環境を確保し、将来の世代へ引き継いでいくことを目的として行わなければならない。

3 環境の保全と創出は、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が自主的かつ積極的に取り組むことによって行わなければならない。

4 地球環境の保全は、これが人類共通の課題であるとともに、市民の安全かつ健康で文化的な生活を将来にわたって維持する上で極めて重要であることから、すべての者が自らの問題としてとらえ、日常生活と事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市には、環境の保全と創出を実現するため、次に掲げる事項についての施策を総合的かつ計画的に推進する責務がある。

(1) 公害の防止、廃棄物の削減・再利用と適

正処分、水の環境構造の保全、省資源と省エネルギー、歴史的文化的資産の保存、景観の保全及び快適な居住環境の整備等生活環境に關すること。

(2) 森林の保全と活用、河川、湖沼等水辺環境の保全、緑化の推進及び野生動植物の生態とその多様性に配慮した自然保護等自然環境に關すること。

(3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層保護等地球環境に關すること。

2 市は、事業を立案し、又は施行するときは、この条例の基本的な考え方従って、環境の保全と創出に配慮して行わなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者には、事業活動を行うときは、公害を発生させないようにするとともに、豊かで快適な環境を適正に保全するため、自らの責任において必要な措置をとる責務がある。

2 事業者は、事業活動に関する製品、原材料その他の物を使用し、及び廃棄することによる環境への負荷を少なくするよう努めるとともに、省エネルギー、リサイクルを推進すること等により、資源が有効に利用されるよう努めなければならない。

3 事業者は、事業活動を行うことによって公害を発生させ、又は環境を破壊したときは、自らの責任と負担においてこれを補償し、支障除去等必要な措置を講じなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動を行うときは、環境の保全と創出に自ら努めるとともに、市が実施する関係施策に協力する責務がある。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活の中で、環境の保全と創出に積極的に努力するとともに、環境への負荷を少なくするよう努力しなければならない。

2 市民は、その日常生活から排出される廃棄物の減量と分別及び生活排水の改善に努力すると

ともに、省エネルギー、リサイクルを推進すること等により、資源が有効に利用されるよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、環境の保全と創出に關係して市が実施する施策に協力する責務がある。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全と創出に關係する施策を総合的にかつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

2 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映するために必要な措置をとるとともに、恵那市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞かなければなければならない。

3 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 環境基本計画を変更するときにも、前2項に定められた手続きによる。

(年次報告)

第8条 市長は、市の環境の現状、環境の保全と創出に關係する施策等について、年次報告を作成し、これを公表する。

(環境調査等)

第9条 市は、環境に影響を与えると認められる施策についての計画を策定し、又は実施しようとするときは、環境への配慮が十分されているか、環境の觀点から望ましい選択であるか等について調査を行う。

2 市は、環境への負荷を少なくするため、自らの行政活動について、環境に与える影響の評価、監査等を行うことができるよう必要な措置をとる。

3 市は、前2項に定める調査、影響評価、監査等の結果、施策を実施した場合に環境に負荷を与えると判断したときは、審議会に諮り、その施策の変更又は修正を行う。

(環境教育等の推進)

第10条 市は、市民が環境の保全と創出につい

ての理解を深めるために適切な環境教育が受けられるよう、必要な措置をとるとともに、市民及び事業者が学習活動を自発的に行うことができるよう、必要な措置をとるものとする。

(環境情報の提供)

第 11 条 市は、環境の保全と創出に関する情報を、適切に提供するよう努めるものとする。

(市民活動等の支援)

第 12 条 市は、市民、事業者又は市民及び事業者が構成する団体が行う、環境の保全と創出のための自発的活動に対し、支援、助言等を行うことができる。

(推進と調整体制の整備)

第 13 条 市は、環境の保全と創出に関する施策を総合的に推進し、及び調整するため、環境調整会議を設ける等必要な体制を整備する。

(広域的連携)

第 14 条 市は、地球環境の保全その他の広域的な取組を必要とする施策を実施するときは、国際機関、国、他の地方自治体、民間団体等と協力して、その推進に努力する。

(審議会の設置)

第 15 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、審議会を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項を調査審議する。

環境の保全と創出に関する基本的事項及び重要事項

環境基本計画を定め、又は変更する場合の意見に関する事項

環境調査の結果に関する事項

その他環境の保全と創出に関する事項

3 審議会は、環境行政に関する重要事項について、必要があると認めるときは、市長その他関係機関に助言及び勧告をすることができる。

(組織)

第 16 条 審議会は、25 人以内をもって組織する。

2 委員は、生活、自然、社会又は地球環境問題について識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 17 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 18 条 審議会に会長及び副会長を 1 人置き、委員によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第 19 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員委嘱後最初の審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聞くことができる。

5 第 15 条から前条まで及び第 1 項から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

○恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成 16 年 10 月 25 日条例第 86 号

改正 平成 18 年 3 月 16 日条例第 17 号

平成 18 年 9 月 22 日条例第 44 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）に基づき、恵那市（以下「市」という。）の区域内における廃棄物の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理計画)

第 2 条 市長は、法第 6 条第 1 項の規定に基づき、一般廃棄物の処理計画を毎年度始めに定め、区域及び廃棄物の種類別に収集、運搬及び処分の方法を告示するものとする。

(協力義務)

第 3 条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。

2 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その土地又は建物内的一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い、規則で定める方法により、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

(減量計画の作成)

第 4 条 事業用の大規模建築物で規則で定めるものの占有者は、市長の指示に従い、一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、その計画書を市長に届け出なければならない。

(改善勧告)

第 5 条 市長は、事業活動に伴って生じた一般廃

棄物の保管、運搬又は処分の方法が適正でないと認めるときは、当該一般廃棄物の保管、運搬若しくは処分の方法を改善し、又は変更すべきことを勧告することができる。

(事業系廃棄物の処理の承認)

第 6 条 事業活動に伴って排出された一般廃棄物

（以下「事業系一般廃棄物」という。）の処理について、市が行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務の提供を受けようとする事業者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

- 2 市長は一般廃棄物の処理業務に支障を来すおそれがあると認めるときは、前項の承認をしないことができる。
- 3 第 1 項の承認には、期限を付し、又は当該事業系一般廃棄物の処理上必要な条件を付することができます。

(産業廃棄物の処理に関する承認)

第 7 条 産業廃棄物の処理に関する業務の提供を受けようとする事業者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、一般廃棄物の処理業務に支障を来すおそれがあると認めるときは、前項の規定による承認をしてはならない。
- 3 第 1 項の承認を受けた事業者は、あらかじめその産業廃棄物に規則で定める中間処理を加えた後、市が行う産業廃棄物の処理に関する業務の提供を受けなければならない。
- 4 第 6 条第 3 項の規定は、第 1 項の承認を受けた事業者について準用する。

(許可申請手数料)

第 8 条 次の各号に掲げる許可の申請をしようとする者は、それぞれ当該各号に定める手数料を納めなければならない。

- (1) 法第 7 条第 1 項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可 5,000 円
- (2) 法第 7 条第 2 項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の更新 5,000 円

- (3) 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可 5,000円
- (4) 法第7条第7項の規定による一般廃棄物処分業の許可の更新 5,000円
- (5) 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物処理業の事業の変更の許可 5,000円
- (6) 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可 5,000円

2 前項の許可申請手数料の納付方法は、規則で定める。

(処理費用)

第9条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分並びに産業廃棄物の処理については、手数料及び処理費用（以下「手数料等」という。）を徴収するものとし、その額は、別表のとおりとする。

2 前項の手数料の納付方法は、規則で定める。

(手数料等の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前条第1項に規定する手数料等を減免することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に規定する扶助を受けている者
 - (2) 火災その他の災害を受けた者
 - (3) その他市長が必要と認めた者
- 2 前項の手数料等の減免は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 前項第1号に定める者 免除
 - (2) 前項第2号に定める者はり災の程度により、10分の5に減額又は免除
 - (3) 前項第3号に定める者 10分の5に減額又は免除

(手数料等の不還付)

第11条 既納の手数料等は、還付しない。ただし、市指定ごみ袋及びし尿汲取券が未使用の場合には、この限りでない。

(承認の取消し、業務提供の拒否)

第12条 市長は、第6条第1項又は第7条第1項の承認を受けた者に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消し、又

は期限を定めて一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務の全部若しくは一部の提供を拒むことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは処分に違反する行為をした場合

(2) 承認された業務の提供をすることが困難となった場合

2 市長は、前項の規定による処分について、同項第2号の理由による場合は、他の者との間に不当な差別的取扱いを生じないようにしなければならない。

(報告の徴収)

第13条 市長は、この条例の施行又は一般廃棄物の収集、運搬又は処分の遂行に必要な限度において、第6条第1項又は第7条第1項の承認を受けた者に対し、一般廃棄物若しくは産業廃棄物の排出状況又は含有成分等に関し、必要な報告を求めることができる。

(廃棄物減量等推進審議会)

第14条 一般廃棄物の減量に関する事項、一般廃棄物の処理に関する基本的事項その他の一般廃棄物の適正処理に関する事項を審議させるため、恵那市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、一般廃棄物の減量、再利用の促進等に関する事項について、市長の諮問に応じ審議し、市長に答申する。

3 審議会は、委員20人以内をもって構成する。

4 委員は、市民、学識経験者、事業者、廃棄物処理業者又は廃棄物再生事業者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境委員)

第15条 市民は、自らごみの減量化に取り組み

市と一体となった一般廃棄物の円滑な処理を促進するため、環境委員を置くことができる。

2 環境委員は、一般廃棄物の減量のため市の施策への協力その他環境に関する必要な活動を行う。

3 前項に定めるもののほか、環境委員について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第 17 条 詐欺その他の不正行為により、第 8 条又は第 9 条の手数料又は手数料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 10 月 25 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年恵那市条例第 8 号）、岩村町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年岩村町条例第 15 号）、山岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年山岡町条例第 11 号）、明智町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年明智町条例第 18 号）、串原村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 62 年串原村条例第 14 号）、上矢作町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 62 年上矢作町条例第 23 号）、恵南福祉保健衛生施設組合し尿処理手数料徴収条例

別表（第 9 条関係）

種別	取扱区分			手数料
生活系 一般廃棄物	可燃ごみ	指定袋による収集運搬処分	20 袋につき(大)	630 円
			30 袋につき(小)	
	不燃ごみ	指定袋による収集運搬処分	100 kg 又はその端数ごとに(1回につき)	252 円
			20 袋につき(大)	
			30 袋につき(小)	630 円

	処理場持込の処分	100 kg 又はその端数ごとに(1回につき)	252 円
粗大ごみ	処理場持込の処分	100 kg 又はその端数ごとに(1回につき)	252 円
資源ごみ		—	無料
処理困難ごみ		—	無料
拠点回収ごみ		—	無料
し尿	収集運搬(ただし、恵那市大井町、長島町、東野、三郷町、武並町、笠置町、中野方町、飯地町から発生するものに限る)	18 t 又はその端数ごとに	214 円
	収集運搬(ただし、恵那市岩村町、山岡町、明智町、串原、上矢作町の地域から発生するものに限る)	20 t 又はその端数ごとに	214 円
事業系 一般廃棄物	可燃ごみ	処理場持込の処分	100 kg 又はその端数ごとに(1回につき)
	不燃ごみ	処理場持込の処分	100 kg 又はその端数ごとに(1回につき)
	粗大ごみ	処理場持込の処分	100 kg 又はその端数ごとに(1回につき)
	資源ごみ		— 無料
産業廃棄物		処理場持込の処分	1t又はその端数ごとに(1回につき)
汚泥		下水道汚泥(ただし、恵那市岩村町、山岡町、明智町、串原、上矢作町の地域から発生するものに限る)	100 kgごと
特定家庭用機器(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)		指定地持込	1 台につき
			2,000 円

○恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成 16 年 10 月 25 日規則第 99 号

改正 平成 19 年 3 月 22 日規則第 4 号

平成 19 年 3 月 28 日規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「法施行規則」という。）、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号。以下「浄化槽法施行規則」という。）及び恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 86 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力方法)

第 2 条 条例第 3 条第 2 項の規定による土地又は

建物の占有者の協力方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該占有者は、市が行う一般廃棄物の収集に際し、危険性のあるもの、引火性のあるもの、爆発性のあるもの、著しく悪臭を発するもの、特別管理一般廃棄物に指定されているもの及び一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は一般廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずるものを排出してはならない。
- (2) ごみは、R D F ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ及び処理困難ごみ等に分け、別に公示する容器に収納し、条例第 2 条の規定による一般廃棄物の処理計画（以下「処理計画」という。）に定める日に所定の場所に集めること。
- (3) R D F ごみ及び可燃ごみは、水切りをよくすること。
- (4) 資源ごみは、内容物の残らない状態にし、別に公示する種類に分けること。
- (5) 一般廃棄物を収納する容器について、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び悪臭が発

散しないようにするとともに当該容器及び当該容器を持ち出して置く所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。

- (6) 犬、ねこ等の死体（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 8 条第 2 項に規定するものを除く。）は、占有者が他の一般廃棄物と区別し、市長が指定した場所へ運搬すること。
- (7) 前各号に定める方法のほか、市長が一般廃棄物の処理に当たって特に必要と認める方法

（減量計画の作成）

第3条 条例第 4 条に規定する減量計画を作成しなければならない事業所は、1 日平均 300 キログラム以上的一般廃棄物を排出する事業所とする。

（承認申請）

第4条 条例第 6 条第 1 項又は条例第 7 条第 1 項の規定による一般廃棄物又は産業廃棄物の処理に関する承認を受けようとする者は、市長に対し、一般廃棄物・産業廃棄物処理承認申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する承認をしたときは、一般廃棄物・産業廃棄物処理承認書（様式第 2 号）を交付する。
- 3 前項の承認を受けた者が、承認書の記載事項に変更を生じたときは、一般廃棄物・産業廃棄物処理承認書書換申請書（様式第 3 号）を市長に提出し、承認書の書換えをしなければならない。

（市長の承認を要しない場合）

第5条 条例第 6 条第 1 項ただし書の規定による規則で定める場合は、事業活動に伴って生ずる一般廃棄物の 1 日平均排出量が 50 キログラム以下の事業者である場合とする。

（産業廃棄物の中間処理）

第6条 条例第 7 条第 3 項の規定による産業廃棄物の中間処理は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ゴムくずは、最大径がおおむね 15 セン

チメートル以下に破碎又は切断すること。

(2) 廃プラスチック類の埋立処分を行う場合には、あらかじめ中空の状態でないように、かつ、最大径がおおむね 15 センチメートル以下に破碎、切断又は溶融設備を用いて溶融加工をすること。

（手数料の納付方法等）

第7条 条例第 8 条第 2 項及び第 9 条第 2 項の規定による許可申請手数料及び処理費用の納付の時期及び方法等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 許可申請手数料は、市が発行する納付書により納付すること。

(2) 生活系 R D F ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみ収集運搬処分並びにし尿収集運搬処分については、恵那市指定ごみ袋（様式第 4 号）及びし尿汲取り券（様式第 5 号）を購入することにより、納付したものとみなす。この場合において、領収書の発行については、販売店において購入者の求めに応じて発行するものとする。

(3) エコセンター恵那及び、恵那市恵南クリーンセンターあおぞらに、恵那市指定ごみ収集袋を使用した生活系一般廃棄物以外のごみ（事業系一般廃棄物及び産業廃棄物を含む。）を持ち込んだ場合は、その都度徴収し、計量証明書領収書兼納入通知書（様式第 6 号）を発行するものとする。

(4) 恵那市指定ごみ収集袋及びし尿汲取券の使用法等は、別に定める。

(5) 市長が特別の事情があると認めた場合は、処理手数料は市が発行する納付書により納付するものとする。

2 納付書を交付するものについては、納付書を交付した日から 20 日以内に指定金融機関に納付しなければならない。

（手数料の減免申請）

第8条 条例第 10 条の規定により、処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書（様式第 7 号）によって申請

しなければならない。

2 前項の減免申請を受理したときは審査を行い、適當と認める場合には、一般廃棄物処理手数料減免決定通知書（様式第7号の2）をもって通知するものとする。

（手数料の還付）

第9条 条例第11条の規定により、一般廃棄物運搬処分手数料及び処理費用の払戻しを受けようとするものは、未使用汲取券還付請求書（様式第8号）又は未使用ごみ袋還付申請書（様式第8号の2）に使用しなくなつたし尿汲取券又はごみ袋を添えて市長に提出するものとする。ただし、手数料の還付金額に1円未満の端数が生じたときはその端数を切上げる。

（一般廃棄物収集運搬業の許可申請）

第10条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物収集運搬業許可（更新）申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業の範囲
- (3) 事務所及び事業場の所在地
- (4) 事業の用に供する施設の種類及び数量
- (5) 積替えを行う場合には積替えの場所の面積及び保管できる量
- (6) 事業開始予定年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類及び図面並びに積替えの場所の付近の見取図
- (3) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権限を有すること。）を証する書類
- (4) 申請者が法人である場合には、定款又は

寄附行為及び登記簿の謄本

- (5) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
 - (6) 申請者が法第7条第5項第4号イからニまで及びトからヌまでに該当しない旨を記載した書類（様式第10号）
 - (7) 廃棄物の処理業務に関する経歴を記載した書類
 - (8) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - (9) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (10) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (11) 処理料金を記載した書類
 - (12) その他市長が必要と認める書類及び図面
- 3 許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる書類又は図面の添付を要しないものとする。ただし、前項第1号から第5号まで、第11号及び第12号に掲げる書類については、その内容に変更がある場合は添付を要するものとする。

（一般廃棄物処分業の許可申請）

第11条 法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物処分業許可（更新）申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業の範囲
- (3) 事務所及び事業場の所在地
- (4) 事業の用に供する施設の種類及び数量、設置場所及び処理能力（当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量をいう。）

- (5) 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
- (6) 事業開始予定年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - (1) 事業計画の概要を記載した書類
 - (2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類及び図面並びに当該施設の付近の見取図並びに法第8条に規定する許可を要する施設にあっては当該許可を受けたことを証する書類及び同条の2第5項に規定する検査を受け、技術上の基準に適合していると認められたことを証する書類
 - (3) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権限を有すること。）を証する書類
 - (4) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
 - (5) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
 - (6) 申請者が法第7条第5項第4号イからニまで及びトからヌまでに該当しない旨を記載した書類（様式第10号）
 - (7) 一般廃棄物の処分（埋立処分を除く。）を業として行う場合には、当該処分後的一般廃棄物の処理方法を記載した書類
 - (8) 廃棄物の処理業務に関する経歴を記載した書類及び技術管理者の資格を有するものにあってはその資格を証する書類
 - (9) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - (10) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (11) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

- (12) 処理料金を記載した書類
 - (13) その他市長が必要と認める書類及び図面
 - 3 許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる書類又は図面の添付を要しないものとする。ただし、前項第1号から第5号まで、第7号、第12号及び第13号に掲げる書類については、その内容に変更がある場合は添付を要するものとする。
- (一般廃棄物処理業の事業範囲の変更許可申請)**
- 第12条** 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物収集運搬処理業変更許可申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 許可の年月日及び許可番号
 - (3) 変更の内容
 - (4) 変更の理由
 - (5) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力（当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量をいう。）
 - (6) 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
 - (7) 変更予定年月日
 - 2 一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請の場合には、第10条第2項の規定を準用する。この場合において、同条第2項第1号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第2号及び第8号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、それぞれ読み替えるものとする。
 - 3 一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請の場合には、第11条第2項の規定を準用する。この場合において、同条第2項第1号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第2号及び第9号中「事業」とあるの

は「変更に係る事業」と、それぞれ読み替えるものとする。

(一般廃棄物処理業の廃止届出)

第 13 条 法第 7 条の 2 第 3 項の規定による一般廃棄物処理業の廃止の届出は、一般廃棄物処理業廃止届出書（様式第 13 号）によるものとする。

(一般廃棄物処理業の変更届出)

第 14 条 法第 7 条の 2 第 3 項の規定による一般廃棄物処理業の変更の届出は、一般廃棄物処理業変更届出書（様式第 14 号）によるものとする。

2 前項の変更の届出をする場合において、当該届出が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

(1) 法施行規則第 2 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する事項の変更 個人にあってはその住民票の写し、法人にあってはその法人の登記簿謄本

(2) 法施行規則第 2 条の 6 第 1 項第 2 号に規定する事項の変更 法第 7 条第 5 項第 4 号イからニ及びトからヌに該当しない旨を記載した書類（様式第 10 号）及び法人の役員にあってはその法人の登記簿謄本

(3) 法施行規則第 2 条の 6 第 1 項第 3 号に規定する事項の変更 登記簿謄本（登記の変更を必要とする場合に限る。）

(4) 法施行規則第 2 条の 6 第 1 項第 4 号に規定する事項の変更 変更した施設の構造を明らかにする図面

(一般廃棄物処理業の許可証)

第 15 条 市長は、法第 7 条第 1 項の規定による許可をしたとき、又は当該許可に係る法第 7 条の 2 第 1 項の規定による許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証（様式第 15 号）を交付する。

2 市長は、法第 7 条第 6 項の規定による許可をしたとき、又は当該許可に係る法第 7 条の 2 第

1 項の規定による許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証（様式第 16 号）を交付する。

3 市長は、法第 7 条の 2 第 3 項の規定による届出により、前 2 項の許可証の書換えを必要とする場合は、これを書き換えて交付する。

(再生利用業の指定の申請)

第 16 条 法施行規則第 2 条第 2 号に規定する再生利用業の個別の指定（以下「再生利用個別指定」という。）を受けようとする者は、市長に対し、再生利用個別指定業指定申請書（様式第 17 号）に、次に掲げる書類及び図面を添えて、再生利用業の指定の申請をしなければならない。

(1) 事業計画の概要を記載した書類

(2) 再生利用の方法を明らかにする書類及び図面

(3) 取引の関係を証する書類

(4) 生活環境保全上の対策を記載した書類及び図面

(5) 再生利用のための一般廃棄物の収集又は運搬（以下「再生輸送」という。）のみを行おうとする者が申請するときは、再生輸送を除く再生利用（以下「再生利用」という。）を行う者との委託関係を証する書類

(6) 再生利用を行おうとする者が再生輸送を委託するときは、その委託関係を証する書類

(7) 再生利用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類

(8) 申請者が法人であるときは、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

(9) 申請者が個人であるときは、その住民票の写し

2 市長は、再生利用個別指定をしたときは、再生利用個別指定業指定証（様式第 18 号。以下「指定証」という。）を交付するものとする。

3 再生利用個別指定を受けた者（以下「再生利用個別指定業者」という。）は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、市長に対し、再

生利用個別指定業変更指定申請書（様式第19号）に第1項に掲げる書類及び図面（当該変更に係るものに限る。）を添えて、当該指定の変更の申請をしなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

（1）事業の範囲

（2）再生利用の目的

（3）再生利用の方法（輸送施設及び保管施設に係るもの除く。）

4 第2項の規定は、前項の変更の指定について準用する。

5 再生利用個別指定業者は、事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、廃止の日から10日以内に、再生利用個別指定業廃止届出書（様式第20号）に指定証を添えて、市長に届け出なければならない。

6 再生利用個別指定業者は、次に掲げる事項を変更したときは、変更の日から10日以内に、再生利用個別指定業変更届出書（様式第21号）によって市長に届け出なければならない。

（1）住所

（2）氏名又は名称

（3）事務所及び事業場の所在地

（4）再生利用の方法（輸送施設及び保管施設に係るものに限る。）

（5）取引関係

（浄化槽清掃業の許可申請）

第17条 浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を申請しようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（様式第22号）を市長に提出しなければならない。

2 浄化槽法施行規則第10条第2項第3号に規定する書類は、申請者が浄化槽法第36条第2号イからニまで及びヘからチまでのいずれにも該当しないことを記載した書類（様式第23号）とする。

3 浄化槽法施行規則第10条第2項第4号に規定する書類は、申請者が浄化槽の清掃に関する

専門的知識、技能及び経験を証する書類（様式第24号）とする。

4 浄化槽法施行規則第10条第2項第5号の規定により市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

（1）事業計画の概要を記載した書類

（2）浄化槽清掃業務従事者名簿（様式第25号）

（3）清掃後の汚泥等の処理方法を記載した書類

（4）浄化槽清掃料金を記載した書類

（5）委託契約書

（変更の届出）

第18条 浄化槽法第37条の規定による変更の届出は、浄化槽清掃業変更届出書（様式第26号）によるものとする。

2 前項の変更の届出をする場合において、当該届出が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）浄化槽法施行規則第10条第1項第1号に規定する事項の変更個人にあってはその住民票の写し、法人の役員にあってはその法人の登記簿謄本

（2）浄化槽法施行規則第10条第1項第2号に規定する事項の変更登記簿謄本（登記簿の変更を必要とする場合に限る。）

（3）法人の役員の変更 登記簿謄本及び新たに役員となる者に関し、浄化槽法第36条第2号イからニまで及びヘからチまでのいずれにも該当しないことを記載した書類（様式第23号）

（4）従業員の変更 変更した従業員に係る浄化槽清掃業業務従事者名簿（様式第25号）

（廃業等の届出）

第19条 浄化槽法第38条の規定による廃業等の届出は、浄化槽清掃業廃業等届出書（様式第27号）によるものとする。

（浄化槽清掃業の許可証）

第 20 条 市長は、浄化槽法第 35 条第 1 項の規定による許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証（様式第 28 号）を交付する。

2 市長は、浄化槽法第 37 条の規定による届出により、前項の許可証の書換えを必要とする場合は、これを書き換えて交付する。

(業務報告)

第 21 条 一般廃棄物処理業者は、毎年 4 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間における一般廃棄物の処理に関し、当該一般廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した一般廃棄物業務報告書（様式第 29 号）による報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 収集区域ごとの収集量
- (3) 運搬先ごとの運搬量
- (4) 処分方法ごとの処分量

2 再生利用個別指定業者は、毎年 4 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間における一般廃棄物の再生利用に関し、当該一般廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した再生利用個別指定業務報告書（様式第 30 号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 再生利用した一般廃棄物の種類
- (3) 排出者の氏名又は名称
- (4) 再生輸送又は再生利用を行った量

3 浄化槽清掃業者は、毎年 4 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間における浄化槽の清掃に関し、次に掲げる事項を記載した浄化槽清掃業務報告書（様式第 31 号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 委託者の氏名又は名称
- (3) 浄化槽ごとの汚泥等の引出量
- (4) 汚泥等の処分方法

(廃棄物減量等推進審議会の運営)

第 22 条 条例第 15 条第 1 項に規定する廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 5 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を聴くことができる。
- 8 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 9 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、審議会において定める。

(環境委員)

第 23 条 条例第 16 条第 1 項に規定する環境委員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) ごみの減量化のための市の施策の啓発を行うこと。
- (2) ごみの減量化に関し、市との連絡及び調整に関すること。
- (3) ごみの集積場所の管理に関すること。
- (4) その他環境に関する必要な事項

2 環境委員は、住民のうちから互選し、原則として地域に構成された住民自治組織ごとに一人を置く。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 16 年 10 月 25 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成5年恵那市規則第8号）、岩村町廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成5年岩村町規則第8号）、山岡町廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成5年山岡町規則第7号）、明智町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成5年明智町規則第9号）、串原村廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成10年串原村規則第19号）又は上矢作町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和63年上矢作町規則第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附則（平成19年3月22日規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成19年3月28日規則第28号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の収入役に係る規定（収入役に関する部分に限る。）は、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により収入役が在職する間は適用せず、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、なお改正前の各規則の収入役に係る規定はその効力を有するものとする。

○恵那市空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例

平成16年10月25日条例第96号

（目的）

第1条 この条例は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の推進を図り、もつ

て市民の快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空きびんその他の飲食料を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙、収納袋、印刷物、その他これらに類する物で、捨てられることによって散乱の原因となるものをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等をみだりに捨てることをいう。
- (3) 飼い犬等 飼養管理されている犬及び猫、その他愛がん動物をいう。
- (4) ふん害 飼い犬等のふんにより道路、公園、運動場、広場、河川その他の公共の用に供する場所（以下「公共の用に供する場所」という。）又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する場所を汚すことをいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (6) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。
- (7) 所有者等 市内の土地若しくは建物の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (8) 飼い主 飼い犬等の所有者（所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。）をいう。

（市の責務）

第3条 市は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する必要な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、関係機関等と連携して行うものとする。

（市民等の責務）

第4条 市民等は、自ら生じさせた空き缶等を持

ち帰り、又は回収容器（空き缶等を回収するための容器をいう。以下同じ。）に収納することにより空き缶等を散乱させないようにするものとする。

- 2 市民等は、自主的に清掃活動を行うこと等により地域環境の美化に努めるとともに、市が実施するポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する施策に協力するものとする。

(印刷物等の配布者等の責務)

第5条 公共の用に供する場所において印刷物等を配布し、又は配布させた者は、当該公共の用に供する場所及びその周辺に散乱している当該印刷物等を回収するものとする。

- 2 公共の用に供する場所において集会、展示会その他これらに類する催しを行う者は、当該公共の用に供する場所に散乱している空き缶等を回収するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、製造、加工又は販売その他の事業活動によって生じたごみの散乱を防止するため、ポイ捨て防止についての市民等に対する意識の啓発及び再資源化について必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動に努めるとともに、市が実施するポイ捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力するものとする。

(所有者等の責務)

第7条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地を適正に管理することにより空き缶等を散乱させないよう努めるとともに、市が実施するポイ捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力するものとする。

(飼い主の責務)

第8条 飼い主は、ふん害を防止し、及び自己の敷地等において自己の飼い犬等のふんを適切に処理し、市民の良好な生活環境が損なわれないよう努めるとともに、市が実施するふん害の防

止に関する施策に協力するものとする。

(指導及び助言)

第9条 市長は、市民等、事業者、所有者等及び飼い主に対し、空き缶等の散乱及びふん害を防止するうえで必要な指導及び助言を行うことができる。

(ポイ捨て及びふん害防止重点地域)

第10条 市長は、特に空き缶等の散乱及びふん害を防止し、環境の美化を推進する必要があると認める地域をポイ捨て及びふん害防止重点地域（以下「重点地域」という。）として指定することができる。

- 2 市長は、重点地域を指定したときは、その旨及びその区域を告示するものとする。
- 3 前項の規定は、重点地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(ポイ捨ての禁止等)

第11条 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

- 2 飼い主は、自己の飼い犬等が公共の用に供する場所等でふんをしたときは、直ちに回収しなければならない。
- 3 自動販売機により飲食料を販売する者は、回収容器を設け、これを適正に管理しなければならない。

(立入調査)

第12条 市長は、この条例を施行するため必要と認める場合は、職員に空き缶等の散乱している土地又は自動販売機が設置されている土地に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告及び命令)

第13条 市長は、第11条の規定に違反した者に対し、次に掲げる事項について書面により勧告

することができる。

- (1) ポイ捨てによる空き缶等を回収すること。
- (2) 自己の飼い犬等のふんを回収すること。
- (3) 自動販売機により飲食料を販売する者については、回収容器の設置及び適正な管理をすること。

2 市長は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その勧告に従うべきことを書面により期限を定めてその勧告に従うよう命令することができる。

(公表)

第 14 条 市長は、前条第 2 項の命令を受けた者が、正当な理由がなくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(関係法令の活用)

第 15 条 市長は、この条例の施行に関し、関係法令の積極的な活用を図るものとする。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 10 月 25 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の恵那市空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例（平成 12 年恵那市条例第 41 号）、岩村町空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例（平成 12 年岩村町条例第 43 号）、山岡町空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例（平成 12 年山岡町条例第 67 号）、明智町空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例（平成 12 年明智町条例第 39 号）、串原村空き缶等投げ捨て防止に関する条例（平成 12 年串原村条例第 48 号）又は上矢作町空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例（平成 12 年上矢作町条例第 60 号）の規定によりなされた処分、

手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

○恵那市空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例施行規則

平成 16 年 10 月 25 日規則第 108 号

改正 平成 19 年 3 月 28 日規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、恵那市空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 96 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(必要な施策)

第 2 条 条例第 3 条に規定するポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する必要な施策とは、次のとおりとする。

- (1) 不法投棄監視員の設置
- (2) 立て看板の設置
- (3) 不法投棄防止に関する啓発活動
- (4) 前各号に定めるもののほか、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する市長が必要と認める施策

(勧告書及び命令書)

第 3 条 条例第 13 条第 1 項に規定する勧告は、改善勧告書（様式第 1 号）により、本人及び関係者に口頭により撤去指示をしてから 1 週間後に送付するものとする。

2 条例第 13 条第 2 項に規定する命令は、改善命令書（様式第 2 号）により、改善勧告書を送付してから 1 週間後に送付するものとする。

(公表)

第 4 条 条例第 14 条に規定する公表は、改善命令書送付後 1 か月以後とし、その方法は、次に掲げる事項について、恵那市公告式条例（平成 16 年恵那市条例第 3 号）別表に規定する市役所掲示場に掲示又は市広報紙に掲載して行うものとする。

- (1) 命令に従わなかった者の氏名（法人にあ

つては代表者の氏名) 及び住所

(2) 公表の理由

(身分証明書)

第5条 条例第 12 条第 2 項に規定する立入調査をする職員の身分を示す証明書は、立入調査職員証（様式第 3 号）とする。

(補則)

第6条 この規則に定めるものほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成 16 年 10 月 25 日から施行する。

附則（平成 19 年 3 月 28 日規則第 28 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の収入役に係る規定（収入役に関する部分に限る。）は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 1 項の規定により収入役が在職する間は適用せず、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、なお改正前の各規則の収入役に係る規定はその効力を有するものとする。

○恵那市あき地の環境保全に関する条例

平成 16 年 10 月 25 日条例第 97 号

(目的)

第1条 この条例は、遊休地を適正に管理し、清潔で安全な生活環境を保全し、市民生活の安定と環境衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) あき地とは

ア 宅地化された状態で現に人が使用して

いない土地で遊休地をいう。

イ 休耕したまま正当な理由がなく放置してある休耕地をいう。

(2) 管理不良の状態とは

ア あき地に雑草が繁茂し、そのまま放置されているため火災又は犯罪の発生並びに近隣の生活環境を著しく損なう原因となるような状態をいう。

イ 法面、石積等が崩れ又はそのおそれがあり河川、道路隣地に被害、迷惑を及ぼすような状態をいう。

(適用区域)

第3条 この条例の適用区域は、規則で定める。

(所有者等の責務)

第4条 あき地の所有者又は管理者（以下「管理者等」という。）は、当該あき地が管理不良の状態にならないよう維持管理しなければならない。

(助言、勧告、命令)

第5条 市長は、あき地が管理不良の状態になるおそれがあるとき、又は管理不良の状態にあるときは、当該あき地の所有者等に対して必要な助言又は勧告を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を履行しない所有者等があるときは、当該あき地の不良の状態の除却に必要な措置を命じなければならない。

(立入調査)

第6条 市長は、前条の規定による助言、勧告又は命令を行おうとするとき、又は前条の規定による勧告又は命令の履行の状況を調査するため必要があると認めるときは、必要な限度において当該職員をして、あき地に立ち入って調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはなら

ない。

(委任)

第7条 この条例の施行について、必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成16年10月25日から施行する。

○恵那市あき地の環境保全に関する条例施行規則

平成16年10月25日規則第109号

(趣旨)

第1条 この規則は、恵那市あき地の環境保全に関する条例（平成16年恵那市条例第97号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用区域)

第2条 条例第3条に規定する適用区域は、恵那市全域とする。

(勧告書及び命令書)

第3条 条例第5条第1項及び第2項の規定による勧告及び命令は、雑草等除去勧告書（様式第1号）及び雑草等除去命令書（様式第2号）により行うものとする。

(命令の履行期限)

第4条 条例第5条第2項の規定により行う雑草の除去命令の履行期限は、30日以内とする。

(証票)

第5条 条例第6条第2項に規定する身分を証明する証票は、恵那市生活環境保全条例施行規則（昭和48年恵那市規則第8号）第10条第2項に規定する証明書とする。

(報告)

第6条 条例第5条第1項及び第2項の規定に基づき雑草等の除去を完了したときは、雑草等除去報告書（様式第3号）により市長に報告するものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事

項は、別に定める。

附則

この規則は、平成16年10月25日から施行する。

○恵那市資源集団回収事業奨励金交付要綱

平成16年10月25日告示第42号

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物のうち資源として再生利用できるものを集団で回収する団体に対し予算の範囲内で、奨励金を交付することについて恵那市補助金等交付規則（平成16年恵那市規則第44号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 奨励金の交付を受けることのできる団体は、営利を目的としない市内の公共的団体であって、幼稚園・小学校・中学校のPTA、保育園の保護者会等の団体及び市長が適当と認める団体で、定期的に資源回収を行い、資源集団回収事業実施団体として登録を受けた団体（以下「実施団体」という。）とする。

2 前項の登録を受けようとする団体は、資源集団回収事業実施団体届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、届出書が提出されたときは、これを審査し、実施団体として認定した団体を資源集団回収事業実施団体登録簿（様式第2号）に記載するものとする。

4 実施団体は、届出書の内容に変更が生じた場合、速やかに資源集団回収事業実施団体変更届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付対象品目)

第3条 この要綱において奨励金の交付対象とする品目（以下「交付対象品目」という。）は、

再生利用が可能な廃棄物のうち、次に定める物とする。

(1) 紙類 新聞紙、雑誌、ダンボール、混合紙及び飲料用紙容器等

(2) 繊維類 布類

(3) プラスチック類

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、重量1キログラム当たり5円とする。ただし、当該総重量に1キログラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(実績報告書の添付書類)

第5条 規則第13条第1項に規定する市長が必要と認める書類は、事業実績書（第4号様式）及び、資源回収の実績を証する伝票とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、平成16年10月25日から施行する。

附則（平成21年4月1日告示第40号）

この要綱は、告示の日から施行する。

○恵那市環境美化活動に伴うごみ処理費助成金交付要綱

平成17年7月1日告示第57号

改正 平成19年4月1日告示第45号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民との協働による環境保全対策として、不法投棄された廃棄物の清掃をボランティアで実施する団体等に対し、処理費用を助成することについて、恵那市補助金等交付規則（平成16年恵那市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱は、恵那市内の公共用地又はそれに準じた土地、及びその沿線で環境美化活動

を実施する団体等に対し適用する。

(助成対象物等)

第3条 処理費用を助成する対象は、市で処分できない廃棄物で処理業者又は取扱店等（以下「処理業者等」という。）に引き渡す際に処理手数料（リサイクル料等）が必要となる別表のとおりとする。

2 市で処分ができる廃棄物は、恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年恵那市条例第86号）第10条第1項第3号の規定により処理手数料を免除することができる。

(助成金額)

第4条 助成する額は、処理業者等へ引渡しの際に掛かる処分費用の実費とし、予算の範囲内において助成する。この場合において、人件費及び燃料代は助成しない。

(申請方法)

第5条 処理費用の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、環境美化活動に伴うごみ処理費助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 写真

(2) 位置図

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、処理費用を助成することが適当と認めるときは、助成の決定をするものとする。

2 市長は、必要に応じ前項の決定に条件を付すことができる。

(助成手続き)

第7条 申請者が処理を完了したときは、処理費の支払いを証明する書類を添えて、環境美化活動に伴うごみ処理完了報告書兼請求書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還等)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、処理費助成の決定を

取り消し、若しくは既に交付した処理費の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 規則及びこの要綱に違反したとき。
- (2) 処理費助成に関する申請、報告及び施行について不正な行為があったとき。
- (3) その他処理費助成の運用を不適当と認めたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

附則（平成 19 年 4 月 1 日告示第 45 号抄）

（施行期日）

1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

処理費助成の対象物

区分・適用法令	対象品目
家電リサイクル法 (家電 4 品目)	エアコン（室外機、ウインドタイプ含む）、テレビ（ブラウン管式） 冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機（衣類乾燥機は除く）
資源の有効な利用の促進に関する法律（P C リサイクル）	ディスクトップパソコン、ノートパソコン、モニター
その他	タイヤ（旧恵那市地区）、ホイール、消火器、単車、バッテリー、その他処分費を必要とするもので市長が適当と認めるもの。

○恵那市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

平成 21 年 4 月 1 日告示第 38 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の新エネルギー導入を積極的に支援し、地球温暖化防止等地球環境の保全を図るため、太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システムを設置した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、恵那市補助金等交付規則（平成 16 年恵那市規則第 44 号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）とは、次の要件を満たすシステムとする。ただし、クレジットによる支払い又はリース契約によるもの

は含まないものとする。

(1) 低圧配電線と逆潮流有りで連系すること。

(2) 太陽電池モジュールの最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格又は国際電気標準会議等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値とする。）が 10 キロワット未満であること。

(3) システムの価格が 1 キロワット当たり 70 万円（消費税抜き）以下であること。

(4) 電力会社と電灯契約を締結し、未使用であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号のいずれかの要件を満たす者で、補助金を申請した年度末までに当該システムの設置が完了し、かつ、市税の滞納がない者（転入する見込みであって恵那市で課税されてない者は、

申請時に住所を有する市町村等において滞納がない者)とする。ただし、補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

- (1) 自ら居住する市内の住宅(店舗等との併用住宅の場合は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。以下同じ。)にシステムを設置する者
 - (2) 自ら居住するために市内に住宅を新築し、システムを設置する者
 - (3) 自ら居住するために市内のシステム付き建売住宅(以下「建売住宅」という。)を取得する者
- 2 前項及び第8条に規定する完了とは、次の要件をすべて満たした状態をいう。
- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により恵那市の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)により恵那市の外国人登録原票に登録されたこと。
 - (2) 電力会社との系統連系及び受給開始がされたこと。
 - (3) システムの設置工事又は建売住宅の取得に係る支払が完了したこと。

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、50,000円に、システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値(単位はキロワットとし、小数点以下2桁未満は切り捨て。最大出力が4キロワットを超えるシステムにあっては4キロワットとする。)を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)とする。
- 2 補助金は、予算の範囲内で交付し、申請は先着順に受け付ける。

(補助金の申請)

- 第5条 第3条第1号及び第2号の者が補助金の交付を受けようとするときは、システム設置工事の着工前に、恵那市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の書類を添えて市長

に提出しなければならない。

- (1) システム設置計画書(様式第2号)
 - (2) システム設置工事に係る契約書又は見積書の写し
 - (3) 工事着工前の現場写真
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 第3条第3号の者が補助金の交付を受けようとするときは、建売住宅の購入契約前に、申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。
- (1) システム設置概要書(様式第3号)
 - (2) システム付き建売住宅の見積書(システムの価格が分るもの)の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書が提出されたときは速やかに内容を審査し、要件に適合していると認められたときは、規則第6条に定める交付決定通知書(以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(計画変更等の申請)

第7条 前条の決定通知書を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付内容を変更する場合又はシステムの設置を中止する場合は速やかに恵那市住宅用太陽光発電システム設置計画変更等承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請による補助金交付決定額の増額は、予算の範囲内で行う。
- 3 市長は、第1項の変更又は中止を承認したときは、恵那市住宅用太陽光発電システム設置計画変更等承認通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、システムの設置を完了した日から30日以内又は当該年度の年度末のいずれか早い日までに、恵那市住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書(様式第6号。以下「実績報告書」という。)に次の書類を添

えて提出しなければならない。

- (1) システム設置概要書
- (2) システムの設置工事又は建売住宅の取得に係る契約書及び領収書（システムの価格が分かるもの）の写し
- (3) 電力会社との電力受給が確認できる書類
- (4) システムの設置が確認できる写真
- (5) 補助対象者の住民票
- (6) 市税の納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第9条 前条の実績報告書が提出されたときは、速やかに内容を審査し、要件に適合していると認めたときは、補助金交付額を確定し、規則第14条の規定により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の補助金等交付確定通知を受けた者は、速やかに恵那市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書（様式第7号）により、市長に請求するものとする。

(処分の制限)

第11条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、法定耐用年数の期間内にシステムを処分することができない。

2 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は法定耐用年数の期間内にシステムを処分することができる。

- (1) 天災等による破損等があった場合
- (2) 自己の責めに帰すべき事由以外の事由でシステムを処分する場合
- (3) その他市長が処分することを認めた場合

3 前項の規定によりシステムを処分しようとする者は、恵那市住宅用太陽光発電システム処分承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金交付の取消し)

第12条 交付決定者又は補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、恵那市住宅用太陽光発電システム設置費補助金返還請求書（様式第9号）により補助金の全部又は法定耐用年数から既に使用した年数を減じた期間に相当する補助金（その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）の返還を請求するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還を請求された者（以下「返還義務者」という。）は、請求日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。

3 返還義務者が前項の期間内に補助金を返還しないときは、当該請求金額に恵那市税外諸収入の督促手数料及び延滞金徴収条例（平成16年恵那市条例第55号）第3条及び第4条第1項の規定により計算した金額を請求するものとする。

(報告等)

第14条 補助事業者は、設置翌年度より3年間、定期報告書（様式第10号）により発電量及び売電量に係るデータを報告しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

2. 特定施設

○大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設等

ばい煙発生施設

大気汚染防止法施行令別表1

1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。）が10m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上であること。
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり20t以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上であること。
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及びか焼炉（14の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1t以上であること。
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く。）	
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1m ² 以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が0.5m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が1時間当たり200kg以上であること。
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり6ℓ以上であること。
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）	火格子面積が1m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）	
12	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上であること。
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2m ² 以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上であること。 火格子面積（火格子がない施設は火床面積）が0.5m ² 以上または1時間当たりの焼却能力が30kg以上の焼却施設 → 県へ設置の届出が必要（県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則17条）
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上であるか、火格子面積が0.5m ² 以上であるか、羽口面断面積が0.2m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20ℓ以上であること。
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1m ² 以上であること。
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50kg以上であること。
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3ℓ以上であること。

19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前三項に掲げるものの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50kg以上あること。
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が30kA以上であること。
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり80kg以上あるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設（密閉式のものを除く。）	伝熱面積が10m ² 以上あるか、又はポンプの動力が1kW以上であること。
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が1時間当たり80kg以上あるか、火格子面積が1m ² 以上あるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上であること。
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10ℓ以上あるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上であること。
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4ℓ以上あるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上であること。
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上あるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4ℓ以上あるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上であること。
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が1時間当たり100kg以上であること。
28	コークス炉	原料の処理能力が1日当たり20t以上であること。
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上であること。
30	ディーゼル機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35ℓ以上であること。
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35ℓ以上であること。
32	ガソリン機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35ℓ以上であること。

揮発性有機化合物排出施設

大気汚染防止法施行令別表1の2

1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力。以下同じ。）が1時間当たり3,000m ³ 以上のもの
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が1時間当たり100,000m ³ 以上のもの
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり10,000m ³ 以上のもの
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が1時間当たり5,000m ³ 以上のもの
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が1時間当たり15,000m ³ 以上のもの
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり7,000m ³ 以上のもの
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり27,000m ³ 以上のもの
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5m ² 以上のもの

9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20kPa を超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が 1,000kl 以上のもの
---	---	-------------------

一般粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令別表2

1	コークス炉	原料処理能力が 1 日当たり 50t 以上であること。
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が 1,000 m ² 以上であること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が 75cm 以上であるか、又はバケットの内容積が 0.03m ³ 以上であること。
4	破碎機及び摩碎機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 75kW 以上であること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 15kW 以上であること

特定粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令別表2の2

1	解綿用機械	原動機の定格出力が 3.7kW 以上であること。
2	混合機	
3	紡織用機械	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。
4	切断機	
5	研磨機	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。
6	切削用機械	
7	破碎機及び摩碎機	
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）	
9	穿孔機	

備考 この表の中欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。

○岐阜県公害防止条例で定める指定工場（大気関係）

ばい煙発生施設

県公害防止条例施行規則別表2、3

番号	ばい煙発生施設	規模	排出基準
1	ボイラ（重油またはガスを燃料として専燃させるものを除く）	電熱面積が 5 m ² 以上 10 m ² 未満であること	ばいじん 0.30g/N m ³
2	オガライトの製造の用に供する乾燥炉	火格子面積が 0.5 m ² 以上 1 m ² 未満であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 20l 以上 50l 未満であること	ばいじん 0.40g/N m ³
3	活性炭の製造の用に供する反応炉		亜鉛 20.0mg/N m ³
4	セロファンの製造の用に供する製膜施設並びにパルプ製造の用に供する蒸解施設、濃縮施設および薬品回収施設		硫化水素 75.0mg/N m ³

備考 1. 「g/N m³」とは温度が摂氏 0 度であって、圧力 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 立方メートル中に含まれるばいじんの量（グラム）をいう。「mg/N m³」とは、温度が摂氏 0 度であって、圧力 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 立方メートル中に含まれる有害物質の量（ミリグラム）をいう。

2. 測定方法 略

3. この表にある排出基準は、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において、1 時間につき 6 分をこえないときは、適用しない。

4. ばいじん、有害物質の量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。

粉じん等発生施設

県公害防止条例施行規則別表4、6

番号	粉じん等発生施設	規模	規制基準 (mg/N m³)
1	工場、事業場等の用に供する粉塊運搬用コンベア（屋内に設置するものを除く）	地上2m以上に設置するものであって、コンベアの長さが50m以上であること	
2	飼料又は有機質肥料製造業の用に供するものであって、次に掲げるもの (1)原料精選施設 (2)粉碎施設	処理能力が1時間当たり1トン以上であること	
3	繊維工業の用に供するものであって、次に掲げるもの (1)動力打綿機 (2)動力混打綿機 (3)樹脂加工施設		(3)の施設 ホルムアルデヒド 0.3
4	パルプ、紙、紙加工品製造業の用に供するセロファン製造施設		硫化水素 0.03
5	染料又は無機顔料製造業の用に供するものであって、次に掲げるもの (1)反応施設 (2)粉碎施設		(1)の施設 硫化水素 0.03 二酸化硫黄 2.0
6	炭素製品製造業の用に供するものであって、次に掲げるもの (1)粉碎施設 (2)素灰製造施設 (3)活性炭製造施設		(3)の施設 塩化水素 2.0
7	合成樹脂製造業の用に供する反応施設		アンモニア 12.0
8	窯業、土石製品製造業の用に供するものであって、次に掲げるもの (1)粉碎施設 (2)消化施設 (3)ふるい分け施設 (4)セメント加工施設のうちセメントホッパー、バッチャープラント及び砂利（砂を含む）選別施設	処理能力が1時間当たり1トン以上であること	
8の2	ガラス繊維、同製品製造業の用に供する樹脂加工施設		アンモニア 12.0 フェノール 0.5
9	鉄鋼業、非鉄金属製造業又は金属製品製造業の用に供するものであって、次に掲げるもの (1)砂処理施設 (2)表面処理施設		(2)の施設 塩化水素 2.0 クロム酸 0.03

備考 1. 「mg/N m³」とは、温度が摂氏0度であって、圧力1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれる特定物質の量（ミリグラム）をいう。

2. 粉じん等の規制基準の測定点は、工場、事業場等の敷地の境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定する。

3. 測定方法 略

4. この表は、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において、1時間につき6分をこえないときは、適用しない。

5. 特定物質の量が著しく変動する施設にあっては、一行程の平均の量とする。

○水質汚濁防止法で定める特定施設

水質汚濁防止法施行令別表1

1 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 選鉱施設
- ロ 選炭施設
- ハ 坑水中和沈でん施設
- ニ 堀さく用の泥水分離施設

1の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 豚房施設（豚房の総面積が 50 m²未満の事業場に係るものを除く。）
- ロ 牛房施設（牛房の総面積が 200 m²未満の事業場に係るものを除く。）
- ハ 馬房施設（馬房の総面積が 500 m²未満の事業場に係るものを除く。）

2 畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）
- ハ 湯煮施設

3 水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 水産動物原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 脱水施設
- ニ ろ過施設
- ホ 湯煮施設

4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 圧搾施設
- ニ 湯煮施設

5 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 湯煮施設
- ニ 濃縮施設
- ホ 精製施設
- ヘ ろ過施設

6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設

7 砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設

ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）

ハ ろ過施設

ニ 分離施設

ホ 精製施設

8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう

9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機

10 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）
- ハ 搾汁施設
- ニ ろ過施設
- ホ 湯煮施設
- ヘ 蒸りゆう施設

11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 圧搾施設
- ニ 真空濃縮施設
- ホ 水洗式脱臭施設

12 動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 圧搾施設
- ニ 分離施設

13 イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 分離施設

14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料浸せき施設
- ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）
- ハ 分離施設
- ニ 淀だめ及びこれに類する施設

15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ ろ過施設
- ハ 精製施設

16 めん類製造業の用に供する湯煮施設

- 17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
- 18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
- 18 の 2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 湯煮施設
 - ハ 洗浄施設
- 18 の 3 たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 水洗式脱臭施設
 - ロ 洗浄施設
- 19 紡績業又は纖維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ まゆ湯煮施設
 - ロ 副蚕処理施設
 - ハ 原料浸せき施設
 - ニ 精練機及び精練そう
 - ホ シルケツト機
 - ヘ 漂白機及び漂白そう
 - ト 染色施設
 - チ 薬液浸透施設
 - リ のり抜き施設
- 20 洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 洗毛施設
 - ロ 洗化炭施設
- 21 化学纖維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 湿式紡糸施設
 - ロ リンター又は未精練纖維の薬液処理施設
 - ハ 原料回収施設
- 21 の 2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
- 21 の 3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
- 21 の 4 パーテイクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 湿式バーカー
 - ロ 接着機洗浄施設
- 22 木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 湿式バーカー
 - ロ 薬液浸透施設
- 23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料浸せき施設
 - ロ 湿式バーカー
 - ハ 碎木機
 - ニ 蒸解施設
 - ホ 蒸解廃液濃縮施設
- へ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設
- ト 漂白施設
- チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）
- リ セロハン製膜施設
- ヌ 湿式纖維板成型施設
- ル 廃ガス洗浄施設
- 23 の 2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 自動式フィルム現像洗浄施設
 - ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
- 24 化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 分離施設
 - ハ 水洗式破碎施設
 - ニ 廃ガス洗浄施設
 - ホ 湿式集じん施設
- 25 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 塩水精製施設
 - ロ 電解施設
- 26 無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 洗浄施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
 - ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- 27 前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 遠心分離機
 - ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
 - ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
 - ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
 - ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
 - ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
 - チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
 - リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
 - ヌ 廃ガス洗浄施設
 - ル 湿式集じん施設
- 28 カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 湿式アセチレンガス発生施設
 - ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及

- び蒸りゆう施設
 ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゆう施設
 アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゆう施設
 塩化ビニルモノマー洗浄施設
 クロロブレンモノマー洗浄施設
- 29 コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの**
- ベンゼン類硫酸洗浄施設
 静置分離器
 タール酸ソーダ硫酸分解施設
- 30 発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるものの**
- 原料処理施設
 蒸りゆう施設
 遠心分離機
 ろ過施設
- 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの**
- メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゆう施設
 ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
 フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
- 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの**
- ろ過施設
 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設
 遠心分離機
 廃ガス洗浄施設
- 33 合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの**
- 縮合反応施設
 水洗施設
 遠心分離機
 静置分離器
 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設
 ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゆう施設
 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
 ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設
 廃ガス洗浄施設
 湿式集じん施設
- 34 合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの**
- ろ過施設
 脱水施設
 水洗施設
 ラテックス濃縮施設
 スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
- 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの**
- 蒸りゆう施設
 分離施設
 廃ガス洗浄施設
- 36 合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの**
- 廃酸分離施設
 廃ガス洗浄施設
 湿式集じん施設
- 37 前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの**
- 洗浄施設
 分離施設
 ろ過施設
 アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゆう施設
 アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゆう施設
 アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
 イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゆう施設及び硫酸濃縮施設
 エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゆう施設及び濃縮施設
 ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゆう施設
 シクロヘキサン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
 トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設
 ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゆう施設
 プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器
 メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気

- 凝縮施設
 メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設
 廃ガス洗浄施設
- 38 石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 原料精製施設
 ロ 塩析施設
- 39 硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 脱酸施設
 ロ 脱臭施設
- 40 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設
- 41 香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 洗浄施設
 ロ 抽出施設
- 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 原料処理施設
 ロ 石灰づけ施設
 ハ 洗浄施設
- 43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
- 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 原料処理施設
 ロ 脱水施設
- 45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゆう施設
- 46 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 水洗施設
 ロ ろ過施設
 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設
 ニ 廃ガス洗浄施設
- 47 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 動物原料処理施設
 ロ ろ過施設
 ハ 分離施設
 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）
 ハ 廃ガス洗浄施設
- 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設
- 49 農薬製造業の用に供する混合施設
- 50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
- 51 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 脱塩施設
 ロ 原油常圧蒸りゆう施設
 ハ 脱硫施設
 ニ 振発油、灯油又は軽油の洗浄施設
 ハ 潤滑油洗浄施設
- 51の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
- 51の3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテツクス成形型洗浄施設
- 52 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 洗浄施設
 ロ 石灰づけ施設
 ハ タンニンづけ施設
 ニ クロム浴施設
 ハ 染色施設
- 53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 研磨洗浄施設
 ロ 廃ガス洗浄施設
- 54 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 抄造施設
 ロ 成型機
 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
- 55 生コンクリート製造業の用に供するバツチャーブラント
- 56 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
- 57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
- 58 烹業原料（うわ葉原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 水洗式破碎施設
 ロ 水洗式分別施設
 ハ 酸処理施設
 ニ 脱水施設
- 59 碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 水洗式破碎施設
 ロ 水洗式分別施設
- 60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
- 61 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ タール及びガス液分離施設
 ロ ガス冷却洗浄施設
 ハ 圧延施設
 ニ 焼入れ施設

- ホ 湿式集じん施設
- 62 非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 還元そう
 - ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。）
 - ハ 焼入れ施設
 - ニ 水銀精製施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
 - ヘ 湿式集じん施設
- 63 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 焼入れ施設
 - ロ 電解式洗浄施設
 - ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
 - ニ 水銀精製施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- 63 の2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
- 63 の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ タール及びガス液分離施設
 - ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
- 64 の2 水道施設（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が 1 日当たり 1 万 m³ 未満の事業場に係るものと除く。）
- イ 沈でん施設
 - ロ ろ過施設
- 65 酸又はアルカリによる表面処理施設
- 66 電気めつき施設
- 66 の2 旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ ちゅう房施設
 - ロ 洗たく施設
 - ハ 入浴施設
- 66 の3 共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の 2 に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が 500 m² 未満の事業場に係るものと除く。）
- 66 の4 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が 360 m² 未満の事業場に係るものと除く。）
- 66 の5 飲食店（次号及び第 66 号の 7 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 420 m² 未満の事業場に係るものと除く。）
- 66 の6 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 630 m² 未満の事業場に係るものと除く。）
- 66 の7 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が 1,500 m² 未満の事業場に係るものと除く。）
- 67 洗たく業の用に供する洗浄施設
- 68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
- 68 の2 病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの
- イ ちゅう房施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 入浴施設
- 69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
- 69 の2 中央卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項に規定するものをいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。）
- イ 卸売場
 - ロ 仲卸売場
- 69 の3 地方卸売市場（卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和 46 年政令第 221 号）第 2 条第 2 号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000 m² 未満の事業場に係るものと除く。）
- イ 卸売場
 - ロ 仲卸売場
- 70 廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）
- 70 の2 自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 m² 未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
- 71 自動式車両洗浄施設
- 71 の2 科学技術（人文科学のみに係るものと除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の

用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 洗浄施設
- ロ 焼入れ施設

71 の 3 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するものをいう。）である焼却施設

71 の 4 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの

- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の

許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの

ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設

71 の 5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）

71 の 6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）

72 し尿処理施設（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。）

73 下水道終末処理施設

74 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前 2 号に掲げるものを除く。）

汚水等に係る特定施設

県公害防止条例施行規則別表 8

番号	特定施設
1	出版印刷、同関連産業の用に供する写真製版施設
2	陶磁器、同関連製品製造業の用に供するスプレー式施釉施設
3	段ボール製造業の用に供するのり付け施設（コンスタークション使用の場合に限る）
4	畜産業の用に供する畜舎（牛若しくは馬の飼養頭数が 10 頭以上、豚の飼養頭数が 30 頭以上又は鶏の飼養羽数 1000 羽以上のものに限る。この場合において、牛、馬、豚又は鶏を合わせて飼養するときは、豚 3 頭又は鶏 100 羽を牛 1 頭に換算する）
5	自動車整備業（自動車の車体若しくは車軸の整備修理業又は中古自動車、エンジンの解体若しくは再生業をいう）の用に供する車体洗浄施設及び部品洗浄施設並びに給油所
6	吹付け塗装業の用に供する廃棄洗浄施設
7	大理石製造業又はテラゾー製造業の用に供する石材切截施設及び湿式研磨施設

汚水等に係る排水基準

県公害防止条例施行規則別表 9

1 カドミウム等の排水基準	
1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化合物
3	有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメントン及び EPN に限る)
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	アルキル水銀化合物
9	P C B
10	トリクロロエチレン
11	テトラクロロエチレン

2 水素イオン濃度等の排水基準							
番号	対象特定施設	pH	BOD mg/l	SS mg/l	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	銅含有量 mg/l	適用排出水量 (日平均)
1	別表8の1	5.8~8.6	40 (日間平均30)	60 (日間平均50)	—	3	30m³以上
2	別表8の2	5.8~8.6	50 (日間平均30)	250 (日間平均200)	—	—	10m³以上
3	別表8の3	5.8~8.6	160 (日間平均120)	200 (日間平均150)	5mg/l	—	すべて
4	別表8の5	5.8~8.6	160 (日間平均120)	200 (日間平均150)	20mg/l	—	50m³以上
5	別表8の6	5.8~8.6	40 (日間平均30)	60 (日間平均50)	5mg/l	—	30m³以上
6	別表8の7	5.8~8.6	40 (日間平均30)	120 (日間平均100)	5mg/l	—	50m³以上

備考 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

○騒音・振動に係る特定施設

騒音規制法施行令別表1
県公害防止条例施行規則別表10・11

		騒 音		振 動
		騒音規制法	県公害防止条例	振動規制法 県公害防止条例
金 屬 加 工 機 械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW以上	—	—
	製管機械	すべてのもの	—	—
	ベンディングマシン	ロール式で原動機の定格出力 が3.75kW以上	—	—
	液圧プレス	矯正プレスを除く	—	矯正プレスを除く
	機械プレス	呼び加圧能力が294kN以上	—	すべてのもの
	せん断機	原動機の定格出力が3.75kW 以上	—	原動機の定格出力が1kW 以上
	鍛造機	すべてのもの	—	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの	—	原動機の定格出力が37.5kW 以上
	プラスト	タンブラー以外で密閉式を 除く	—	—
	タンブラー	すべてのもの	—	—
土 石 用 機 械	切断機	といしを用いるものに限る	—	—
	研磨機	—	原動機の定格出力の合計 が15kW以上	—
	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5kW以上	製材・木工場で原動機の 定格出力の合計が10kW以 上	圧縮機で原動機の定格出 力が7.5kW以上
土石用または鉱物用の破碎機、摩碎 機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5kW以上	—	原動機の定格出力が7.5kW 以上
織機		原動機を用いるもの	—	原動機を用いるもの

製 建 設 造 用 機 資 材 械	コンクリートプラント	混練容量が $0.45m^3$ 以上（気ほうコンクリートプラント除く）	—	—
	アスファルトプラント	混練容量が 200kg 以上	—	—
	コンクリートブロックマシン	—	—	原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上
	コンクリート管（柱）製造機械	—	—	原動機の定格出力の合計が 10kW 以上
穀物用製粉機		ロール式で原動機の定格出力が 7.5kW 以上	—	—
木材 加工 機械	ドラムバーカー	すべてのもの	—	すべてのもの
	チッパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上	—	原動機の定格出力が 2.2kW 以上
	碎木機	すべてのもの	—	—
	帯のこ盤	原動機の定格出力が製材用は 15kW 以上、木工用は 2.25kW 以上	—	—
	丸のこ盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上	—	—
	かんな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上	—	—
抄紙機		すべてのもの	—	—
印刷機械		原動機を用いるもの	—	原動機の定格出力が 2.2kW 以上
合成樹脂用射出成形機		すべてのもの	—	すべてのもの
合成樹脂用粉碎機		—	原動機の定格出力が 3.75kW 以上	—
鋳型造型機		ジョルト式のもの	—	ジョルト式のもの
ゴム練用または 合成樹脂練用ロール機		—	—	カレンダーロール機以外で原動機の定格出力が 30kW 以上
窯業焼成炉用バーナー		—	燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50ℓ 以上	—
撚糸機		—	原動機を用いるもの	—
紙工機械（コルゲーテングマシン）		—	原動機の定格出力が 7.5kW 以上	—
高速切断機		—	原動機の定格出力が 2.25kW 以上	—
走行クレーン		—	すべてのもの	—
クーリングタワー		—	原動機の定格出力が 0.75kW 以上	—
冷凍機		—	原動機の定格出力が 7.5kW 以上	—
タイル成型用プレス		—	すべてのもの	—

騒音関係の届出一覧

	届出の種類	根拠条文	届出期間	受理書	届出書	添付書類	罰則適用
騒 音 規 制 法	特定施設設置届	法 6－1	30 日前	必要	様式 1	※ 1	○
	特定施設使用届	法 7－1	30 日以内	必要	様式 2	※ 1	○
	特定施設の種類ごとの数変更届	法 8－1	30 日前	必要	様式 3	※ 1	○
	騒音の防止の方法変更届	法 8－1	30 日前	必要	様式 4	※ 1	○
	氏名等変更届	法 10	30 日以内		様式 6		○
	特定施設使用全廃届	法 10	30 日以内		様式 7		○
	承継届	法 11－3	30 日以内		様式 8		○
県 公 害 防 止 條 例	特定建設作業実施届	法 14－1	7 日前		様式 9	※ 2	○
	特定施設設置届	条例 48－1	30 日前	必要	8 号様式	※ 1	○
	特定施設使用届	条例 49－1	30 日以内	必要	8 号様式	※ 1	○
	特定施設の種類ごとの数変更届	条例 50－1	30 日前	必要	9 号様式	※ 1	○
	騒音の防止の方法変更届	条例 50－1	30 日前	必要	10 号様式	※ 1	○
	氏名等変更届	条例 53	30 日以内		3 号様式		
	特定施設使用全廃届	条例 53	30 日以内		4 号様式		
事業場内特定作業実施届	条例 53	30 日以内			5 号様式		
	条例 56－1	30 日前			11 号様式	※ 2	○

※ 1 特定施設の配置図、特定工場等及びその付近の見取図（法 6-2、規則 4-3）（条例 48-2、規則 22-3）

※ 2 特定建設作業（事業場内特定作業）の場所の付近の見取図、工事工程表（法 14-3、規則 10-3）（条例 56-3、25-4）

特定施設の種類ごとの数変更届は、特定施設の種類ごとの数を減少する場合及びその数を当該特定施設の種類に係る直近の届出により届け出た数の二倍以内の数に増加する場合は、届け出る義務はない（法 8-1 ただし書、規則 6-3）

振動関係の届出一覧

	届出の種類	根拠条文	届出期間	受理書	届出書	添付書類	罰則適用
振 動 規 制 法	特定施設設置届	法 6－1	30 日前	必要	様式 1	※ 1	○
	特定施設使用届	法 7－1	30 日以内	必要	様式 2	※ 1	○
	特定施設の種類及び能力ごとの数変更届	法 8－1	30 日前	必要	様式 3	※ 1	○
	特定施設の使用の方法変更届	法 8－1	30 日前	必要	様式 3	※ 1	○
	振動の防止の方法変更届	法 8－1	30 日前	必要	様式 4	※ 1	○
	氏名等変更届	法 10	30 日以内		様式 6		○
	特定施設使用全廃届	法 10	30 日以内		様式 7		○
県 公 害 防 止 條 例	承継届	法 11－3	30 日以内		様式 8		○
	特定建設作業実施届	法 14－1	7 日前		様式 9		○
	特定施設設置届	条例 48－1	30 日前	必要	8 号様式	※ 1	○
	特定施設使用届	条例 49－1	30 日以内	必要	8 号様式	※ 1	○
	特定施設の種類ごとの数変更届	条例 50－1	30 日前	必要	9 号様式	※ 1	○
	振動の防止の方法変更届	条例 50－1	30 日前	必要	10 号様式	※ 1	○
	氏名等変更届	条例 53	30 日以内		3 号様式		
特定建設作業実施届	特定施設使用全廃届	条例 53	30 日以内		4 号様式		
	承継届	条例 53	30 日以内		5 号様式		
	条例 56－1	7 日前			11 号様式の 2		○

※ 1 特定施設の配置図、特定工場等及びその付近の見取図（法 6-2、規則 4-3）（条例 48-2、規則 22-3）

※ 2 特定建設作業の場所の付近の見取図、工事工程表（法 14-3、規則 10-3）（条例 56-3、25-4）

3. ごみ処理と手数料の変遷

ごみ処理の変遷（旧恵那市）

年月	内容
昭和 41 年 9 月	大井町丸池地内に自然通風固定式のごみ処理施設建設着工 (10t/D)
昭和 42 年 1 月	ごみ焼却施設竣工・供用開始
昭和 43 年 4 月	不燃ごみの収集開始（大井町丸池地内の市有地に埋立）
昭和 47 年 3 月 4 月	不燃物収集をステーション方式とする 中津川市に広域処分場「中津川・恵那不燃性廃棄物処理センター」完成
昭和 49 年 11 月	長島町久須見地内に機械バッチ燃焼式のごみ焼却施設着工
昭和 51 年 3 月 4 月	機械バッチ燃焼式のごみ焼却施設完成 (15t/8h × 2 基) ごみ焼却施設供用開始（名称：恵那市清掃センター） 指定ごみ袋の導入（可燃物のみ） 武並町藤地内に焼却残渣埋め立てのため最終処分場建設（施設名：恵那市廃棄物最終処分場） 可燃物収集をステーション方式とし、パッカー車収集開始（2 台）
昭和 55 年 4 月	「恵那市廃棄物最終処分場」を遮水シートによる管理型処分場に再整備（翌年完成）
平成 3 年 5 月 7 月 8 月 11 月	恵那市ごみ減量化対策委員の委嘱（19 名） 分別収集モデル地区説明会実施 モデル地区での分別収集実施（アルミ缶・白ビン・茶ビン・生ビンの 4 種類） 恵那市ごみ減量化対策委員会中間答申=不燃物の分別収集を全地域で実施できる体制の確立、各自治会に環境委員の設置
平成 4 年 4 月	市内を 3 地区に分けて順次分別収集開始（アルミ缶・白ビン・茶ビン・生ビンの 4 種類） 4 月—東野・三郷町・武並町・笠置町・中野方町・飯地町---（不燃物の資源化率 10.6%） 7 月—長島町（永田川東地区を除く）---（不燃物の資源化率 17.9%） 10 月—長島町永田川東地区・大井町---（不燃物の資源化率 38.5%）
平成 4 年 12 月	長島町正家地内に不燃物の破碎と金属類の資源化施設着工、翌年 3 月完成（施設名：恵那市資源センター）
平成 5 年 3 月 4 月 8 月 12 月	「中津川・恵那不燃性廃棄物処理センター」閉鎖 「恵那市資源センター」供用開始（不燃物の資源化率 64.0%） 恵那市ごみ減量化対策委員会最終答申=ごみの収集処理料金、資源回収団体への奨励金制度の確立、資源センターの建設 恵那市廃棄物減量等推進審議会委員の委嘱（12 名）
平成 6 年 7 月	笠置町毛呂窪地内に一般廃棄物最終処分場建設着手、翌年 5 月完成（施設名：恵那市一般廃棄物最終処分場）
平成 7 年 2 月 4 月 6 月 7 月 12 月	恵那市廃棄物減量等推進審議会答申=ごみ袋の種類、資源回収奨励金制度の設置、生ごみ減量化とぼかしの普及 資源集団回収奨励金の交付開始 「恵那市廃棄物最終処分場」閉鎖 「恵那市一般廃棄物最終処分場」供用開始 恵那市廃棄物減量等推進審議会委員の委嘱（12 名）
平成 8 年 7 月 12 月	長島町久須見地内にリサイクルセンター建設着工、翌年 3 月完成（施設名：恵那市リサイクルセンター） 恵那市廃棄物減量等推進審議会答申=料金改正、容器包装リサイクル法による収集体制
平成 9 年 3 月 4 月 6 月 10 月	「恵那市資源センター」をリサイクルセンターへの移転により閉鎖 「恵那市リサイクルセンター」供用開始 「容器包装リサイクル法」施行に伴う分別収集をモデル地区にて実施（P E T ・ その他ビン） 飲料用紙パックの拠点回収実施 「容器包装リサイクル法」施行に伴う分別収集を市内全域にて実施（P E T ・ その他ビン）

年月	内容
平成 10 年 1 月 3 月	恵那市廃棄物減量等推進審議会委員の委嘱（12 名） 「恵那市清掃センター」のマルチサイクロン修繕工事を行う（7 月完成）
平成 11 年 4 月	生ごみ処理機補助金交付を開始
平成 12 年 4 月 8 月	恵那市清掃センターにて、紙類の受付開始。 恵那市廃棄物減量等推進審議会委員の委嘱（12 名）
平成 13 年 6 月	R D F 処理方式による（仮称）新清掃センター本体工事の着工
平成 14 年 11 月	焼却基準の強化により、恵那市清掃センターの閉鎖
平成 15 年 4 月	「エコセンター恵那」供用開始

手数料の変遷（旧恵那市）

年度	内容	料金
昭和 30 年	し尿汲み取り	1 槽（容量 2 斗）25 円
昭和 33 年	し尿汲み取り 塵芥	1 槽（容量 36l）25 円 半年間に 100 円・200 円・300 円・500 円
昭和 38 年	特級 営業家庭又は事業場で 1 週間に 1 回の割合で 36l 入り容器に 5 杯以上の量 一級 営業家庭又は事業場で 1 週間に 1 回の割合で 36l 入り容器に 4 杯までの量 二級 営業家庭又は事業場で 1 週間に 1 回の割合で 36l 入り容器に 3 杯までの量 三級 一般家庭世帯構成員 6 人以上 三級 一般家庭世帯構成員 5 人以下 し尿汲み取り 犬・猫死体	6 カ月につき 900 円以上 2 万円までの範囲内で市長が該当者と協議の上定めた額 6 カ月につき 700 円 6 カ月につき 500 円 6 カ月につき 300 円 6 カ月につき 200 円 1 桶（36l）につき 36 円 1 頭につき 200 円
昭和 47 年	特級 営業家庭で 1 週間に 1 回の割合で 36l 入り容器に 5 杯以上の量 一級 営業家庭で 1 週間に 1 回の割合で 36l 入り容器に 4 杯までの量 二級 営業家庭で 1 週間に 1 回の割合で 36l 入り容器に 3 杯までの量 三級 一般家庭世帯構成員 6 人以上 三級 一般家庭世帯構成員 5 人以下 し尿汲み取り	6 カ月につき 900 円以上 2 万円までの範囲内において市長の定める額 6 カ月につき 700 円 6 カ月につき 500 円 6 カ月につき 300 円 6 カ月につき 200 円 36l につき 50 円
昭和 51 年	一 一般廃棄物の焼却場持込等の処理 二 産業廃棄物の焼却場持込等の処理 三 一般廃棄物の埋立地持込等の処理 四 産業廃棄物の埋立地持込等の処理 五 市が特定する袋（約 40l 入）で収集する一般廃棄物 し尿汲み取り	1 t ごとに（1回につき）500 円 1 t ごとに（1回につき）1,500 円 車両 t 数 1 t ごとに（1回につき） 500 円 車両 t 数 1 t ごとに（1回につき） 1,500 円 1 袋につき 5 円 36l につき 100 円
昭和 52 年	生活系一般廃棄物 ①収集袋による可燃物ごみ収集運搬処分 ②焼却場持込の処分 ③埋立地持込の処分 ④し尿収集運搬処分 事業系一般廃棄物 ①焼却場持込の処分 ②埋立地持込の処分 産業廃棄物 ①焼却場持込の処分 ②埋立地持込の処分	1 袋につき 7 円 1 t ごとに（1回につき）500 円 1 t ごとに（1回につき）500 円 36l ごとに 200 円 1 t ごとに（1回につき）700 円 1 t ごとに（1回につき）700 円 1 t ごとに（1回につき）2,000 円 1 t ごとに（1回につき）2,000 円
昭和 57 年	生活系一般廃棄物 し尿収集運搬処分 事業系一般廃棄物 ①焼却場持込の処分 ②埋立地持込の処分 産業廃棄物 ①焼却場持込の処分 ②埋立地持込の処分	36l ごとに 250 円 1 t ごとに（1回につき）1,000 円 1 t ごとに（1回につき）1,000 円 1 t ごとに（1回につき）3,000 円 1 t ごとに（1回につき）3,000 円

年度	内容	料金
昭和 58 年	生活系一般廃棄物 収集袋による可燃物ごみ収集運搬処分	1 袋につき 9 円
昭和 59 年	生活系一般廃棄物 収集袋による可燃物ごみ収集運搬処分	1 袋につき 16 円
昭和 61 年	生活系一般廃棄物 し尿収集運搬処分	36ℓ ごとに 300 円
昭和 63 年	生活系一般廃棄物 し尿収集運搬処分	36ℓ ごとに 350 円
平成 3 年 消費税 3% 上乗せ	生活系一般廃棄物 ①収集袋による可燃物ごみ収集運搬処分 ②焼却場持込の処分 ③埋立地持込の処分 ④し尿収集運搬処分 事業系一般廃棄物 ①焼却場持込の処分 ②埋立地持込の処分 産業廃棄物 ①焼却場持込の処分 ②埋立地持込の処分	50 袋につき 820 円 1 t ごとに（1回につき）515 円 1 t ごとに（1回につき）515 円 18ℓ ごとに 210 円 1 t ごとに（1回につき）1,030 円 1 t ごとに（1回につき）1,030 円 1 t ごとに（1回につき）3,090 円 1 t ごとに（1回につき）3,090 円
平成 9 年 4 月 消費税 5 % に変更	生活系一般廃棄物 ①収集袋による可燃物ごみ収集運搬処分 ②焼却場持込の処分 ③し尿収集運搬処分 事業系一般廃棄物 焼却場持込の処分 産業廃棄物 焼却場持込の処分	大 50 袋につき、小 65 袋につき 840 円 1 t ごとに（1回につき）525 円 18ℓ ごとに 214 円 1 t ごとに（1回につき）1,050 円 1 t ごとに（1回につき）3,150 円
平成 9 年 10 月	生活系一般廃棄物 ①収集袋による可燃物ごみ収集運搬処分 ②焼却場持込の処分 事業系一般廃棄物 焼却場持込の処分 産業廃棄物 焼却場持込の処分	大 50 袋につき、小 65 袋につき 840 円 500 kg ごとに（1回につき）393 円 1 t ごとに（1回につき）1,575 円 1 t ごとに（1回につき）7,875 円
平成 16 年 7 月	生活系一般廃棄物 ①収集袋による可燃物ごみ、不燃物ごみ収集運搬処分 ②処理場持込の処分（可燃物ごみ、不燃物ごみとも） ③粗大ごみの処理場持込処分 事業系一般廃棄物 処理場持込の処分 産業廃棄物 処理場持込の処分	大 20 袋につき、小 30 袋につき 630 円 100kg ごとに（1回につき）252 円 100kg ごとに（1回につき）252 円 1 t ごとに（1回につき）3,150 円 1 t ごとに（1回につき）15,750 円

年度別ごみ排出量 旧恵那市地区 昭和51年度～平成21年度

単位：トン

年度	可燃物						不燃物										廃乾電池	廃蛍光管	総合計				
	R D F炭化(H15～)、焼却(~H14)					資源	紙・布資源化	集団回収	不燃物(収集後資源と埋立ごみに処理)					分別収集(資源)									
	直営収集	直接持込	直接持込粗大ごみ	許可業者	小計				直営収集	直接持込	直接持込粗大ごみ	許可業者	小計	直営収集	直接持込	廃家電	集団回収	許可業者	小計				
S. 51	2,580	160		723	3,463			3,463	947				947					0	947		4,410		
S. 52	2,790	323		838	3,951			3,951	985				985					0	985		4,936		
S. 53	3,177	320		969	4,466			4,466	1,312				1,312					0	1,312		5,778		
S. 54	3,230	410		972	4,612			4,612	1,334				1,334					0	1,334		5,946		
S. 55	3,189	378		944	4,511			4,511	1,311				1,311					0	1,311		5,822		
S. 56	3,224	323		885	4,432			4,432	1,120	25			146	1,291				0	1,291		5,723		
S. 57	3,310	425		951	4,686			4,686	1,296	61			141	1,498				0	1,498		6,184		
S. 58	3,102	443		983	4,528			4,528	1,328	45			140	1,513				0	1,513		6,041		
S. 59	3,229	346		1,145	4,720			4,720	1,365	45			147	1,557	54				54	1,611		6,331	
S. 60	3,280	227		1,323	4,830			4,830	1,330	36			152	1,518	166				166	1,684		6,514	
S. 61	3,477	237		1,437	5,151			5,151	1,366	32			164	1,562	171				171	1,733		6,884	
S. 62	3,750	399		1,576	5,725			5,725	1,414	61			170	1,645	190				190	1,835		7,560	
S. 63	4,025	740		1,803	6,568			6,568	1,505	51			188	1,744	103				103	1,847		8,415	
H. 1	3,948	815		2,312	7,075			7,075	1,606	68			205	1,879	71				71	1,950		9,025	
H. 2	3,966	464		2,708	7,138			7,138	1,619	63			211	1,893	83				83	1,976		9,114	
H. 3	4,030	433		2,905	7,368			1,160	8,528	1,446	37		248	1,731	119			39	28	186	1,917		10,445
H. 4	3,920	350		2,868	7,138			1,346	8,484	1,177	13		253	1,443	311			27	42	380	1,823		10,307
H. 5	3,961	405		2,904	7,270			1,288	8,558	839	158		109	1,106	418			33	138	589	1,695	9.6	10,263
H. 6	4,175	460		2,658	7,293			1,152	8,445	892	180		105	1,177	462			30	145	637	1,814	9.6	10,269
H. 7	4,270	461		2,671	7,402			1,434	8,836	927	206		97	1,230	452			28	147	627	1,857	9.6	10,703
H. 8	4,479	418		2,697	7,594			1,590	9,184	967	257		117	1,341	359			23	131	513	1,854	9.6	11,048
H. 9	4,625	536		2,720	7,881			1,735	9,616	899	281		99	1,279	437			25	127	589	1,868	10.9	11,495
H. 10	4,852	536		2,637	8,025			1,706	9,731	871	301		92	1,264	502			17	132	651	1,915	9.6	11,656
H. 11	4,958	576		2,839	8,373			1,746	10,119	993	306		92	1,391	488			17	131	636	2,027	10.4	12,156
H. 12	5,053	393		2,961	8,407	7	1,768	10,182	1,022	288		93	1,403	436				12	142	590	1,993	10.4	12,185
H. 13	5,386	427		3,056	8,869	13	1,812	10,694	960	174		99	1,233	392		2	14	156	564	1,797	9.8	12,501	
H. 14	5,515	414		3,176	9,105	17	1,836	10,958	1,007	159		111	1,277	414		4	12	125	555	1,832	18.7	12,809	
H. 15	5,579	214		3,163	8,956	33	1,730	10,719	903	87		89	1,079	430	9	3	10	85	537	1,616	10.0	7.7	12,353
H. 16	5,471	247	115	2,958	8,791	66	1,744	10,601	847	122	20	58	1,047	471	12	4	8	89	584	1,631	10.6	9.6	12,252
H. 17	5,487	293	126	3,170	9,076	77	1,626	10,779	614	130	2	33	779	519	13	4	4	87	627	1,406	10.8	7.7	12,204
H. 18	5,491	339	180	3,138	9,148	94	1,642	10,884	611	173	10	31	825	488	14	5	7	79	593	1,418	11.0	7.5	12,321
H. 19	5,430	307	164	3,088	8,989	96	1,607	10,692	643	130	4	28	805	496	11	3	7	60	577	1,382	34.5	8.5	12,117
H. 20	5,275	287	166	2,937	8,665	76	1,534	10,275	629	133	3	29	794	376	14	4	14	50	458	1,252	12.3	16.8	11,556
H. 21	5,191	267	144	2,923	8,525	79	1,362	9,966	591	141	5	31	768	359	13	1	13	28	414	1,182	24.6	8.2	11,181

年度別ごみ排出量 恵那市全体 平成22年度～ 単位：トン

H. 22	7,782	331	242	3,709	12,064	100	2,281	14,445	799	202	17	33	1,051	581	34	3	30	41	689	1,740	19.8	8.15	16,213
-------	-------	-----	-----	-------	--------	-----	-------	--------	-----	-----	----	----	-------	-----	----	---	----	----	-----	-------	------	------	--------

年度別ごみ排出量 南部5町地区 平成13年度～21年度

単位：トン

年度	可燃物										合計	不燃物（収集後資源と埋立ごみに処理）					分別収集（資源）					合計	廃乾電池	廃蛍光管	総合計				
	可燃物					資源						不燃物（収集後資源と埋立ごみに処理）					分別収集（資源）												
	直営収集	直接持込	直接持込 粗大ごみ	許可業者	し尿汚泥	下水汚泥	小計	紙・布 資源化	集団回収	直営収集	直接持込	直接持込 粗大ごみ	許可業者	小計	直営収集	直接持込	廃家電	集団回収	許可業者	小計									
H.13	2,762	545	0	482	92	259	4,140			1,134	5,274	210	37	99	2	348	393			31		424	772	9	6,055				
H.14	2,928	626	0	539	114	279	4,486			1,006	5,492	212	59	115	18	404	380			28		408	812	9	6,315				
H.15	3,053	746	1	526	80	299	4,705			1,092	5,797	193	45	113	26	377	342			34		376	753	6	6,560				
H.16	3,117	657	27	552	107	371	4,831			1,111	5,942	192	39	165	22	418	362			1	36		399	817	5	6,773			
H.17	3,081	634	5	577	98	464	4,859			1,060	5,919	170	15	57	13	255	341			1	31		373	628	9	6,561			
H.18	2,890	600	33	661	93	576	4,853			1,097	5,950	136	135	36	30	337	386			7	35		428	765	6	6,725			
H.19	2,834	376	116	685	95	682	4,788	21	1,074	5,883	234	97	9	17	357	342	5	4	30	18	399	756	-	-	6,639				
H.20	2,890	256	124	701	86	694	4,751	32	1,032	5,815	263	131	10	16	420	248	14	4	21	14	301	721	-	-	6,536				
H.21	2,745	166	144	718	53	304	4,130	36	976	5,142	351	139	13	14	517	234	19	1	18	13	285	802	-	-	5,944				

恵那市の環境 平成 23 年版

編集 恵那市水道環境部環境課
発行 恵那市
恵那市長島町正家一丁目 1 番地 1
TEL 0573-26-2111
<http://www.city.ena.lg.jp>
